

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

11.
建設

21
3
22

(1)

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	312

裏面白紙

建設關係

開
發
(1)



裏面白紙

前
後
開
系
(1)

建設

21·22年

1. 開発(1)

裏面白紙

4

21.22

昭和二十二年三月十七日
於内閣總理大臣官邸

國土計画審議会第一回総会速記録

國土計画審議会

12

國土計画審議會第一回總會速記錄

昭和二十一年二月十七日午後一時四十五分開会

（司会者）大変お情けせました。私はより國工計
画審議會の第一回總會を開会いたします。開會に当たりまして、内閣總
理大臣より挨拶を仰ります。

（國務大臣）（種々忠ニ郎君）本日内閣總理大臣はこれをお詫びの事故の
ために参席できませんので、私が代りまして御挨拶申し上げることをお
許し願ひたいのであります。

（大臣）（種々忠ニ郎君）第一回總會を開催するにあたり一言お詫び
を申しあげたいと存じます。申すまでもなく、わが國の領土は戰前二
倍近く擴張されました。しかるに國内居住の人口は、二倍に及んで
海外移住者のためにはなほだしく増加いたしました。加ふてわが國の
國勢的飛躍は、多く開拓地の開拓を受くるものと想はれます。然し

（司会者）國の體制は根本的に變革されましたが、また變革されなければ
ならぬのであります。

（從來わが國策の基底となすものは國防國家の建設であり、今、從來
で國土計画も、これ至る根本觀念として全くられたものであつてお
ります。しかるに新憲法の制定によつてわが國の將來の方途は、まさに
確定せられ、一定不變のものとなりました。すなわち民主的平和國家の
建設がなります。しかして國土計画もまた、これをその根幹として、こ
の基盤の上に樹立されねばならぬのであります。まとまり私はこの審議
會に臨むたたつて、政府の提案を携えて皆様方の御審議を煩わさんと
すらなりません。私は皆様方が新憲法においてわが國が戰争放
棄を宣言するかんを理解せられ、みづからの方々の構想とに基づ
く時代に適應すべき國土計画を策定されることを念願するものであります。
この狹隘なる國上において、國內には山岳疊々天然の資源乏しく、人口

はきらめて御審であります。殊に六都布大工場は戰災をこうむり、今な
ち修復たる巻頭を望しくおあります。これらの復興再建も國土計画の一部
として考慮するべきものであります。しかし、わが國の企土資源を
あけて、人口問題とに合せ、周到なる科學的研究を遂げ、平和素
教後にかけた政治、經濟、農業上の諸情勢はむち万々、社會大變をも洞
察検討し、そつてこれらを有効適切に利用し得べき方途を發見し、國土
利潤の國來樹立す、本審議会の任務であると思はれます。畢竟わが國の
存亡世界に雄飛し、人類の福祉増進と、世界の人気は貢献せんとするニ
家のために最善の御盡力賜わらんことをお願ひいたします。

キブ第一に座長をどなたかにお願ひいたしたいと志がますが、慣例に
よりまして年長の方にお願ひいたしました。思ひますが、いかがでしょうか。

3

「異議なしと呼ぶが御政り
國務大臣へ植原謙二郎君一
それでは御年長の辰馬委員に飯沼長をお願
いはたしていと思ひます。」

の役座長へ(委員) 年長者のやをんをもちまして、しばらく座長の役汚します。奉公におきよしまで、まづ第一に会長の選舉を行ひたいと思ふのであります。

ならいかがかと存じまして、右の動議を提出いたします。どうぞよろしく。

○二十九番(徳川委員) 私はたゞいま村上委員の方仰せになりまし右動議に賛成をいたします。

○仮座長(辰馬委員) たゞいま四十六番委員より、会長並潮委員にお願いいたしましたうかといふ御發言があり、また二十九番委員からはその動議に対する賛成の御意見を出ましたのであります。皆さん御意見どうぞしそうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。」

○又座長(辰馬委員) それでは御異議ございませんければ、皆様の御賛成によりまして、潮委員は本会の会長をお願いいたし存じます。

、されど私はこの席を降ります。

「仮座長退席、潮会長着席。」

六

五

○議長(潮会長) このみなりきほどつ、お許し願いたい。私は二刀流三は多年御迷惑に願つて方を多承おいでござりますが、また初めてお目にかかる方お方もおいでになります。あらためて名乗りと申し上げますから湖恵之輔でございます。たゞいま皆様より御推選によりまして会長の大変な役ふことになりました。私は二刀流の仕事につきましたは、わざわざ巡回都市計画の仕事を大限後援の帝都復興の仕事などに幾分の関係立つておつたというだけでありまして、されず引きわめて知識も経験も浅い力であります。しかも今回のこの審議会に有識されまする事項は、とうていこれらに比べることもできない重要性をもち、總機もまたはなはだ大きいようあります。私ごときがこの重責を揮しましても、はたしで大過なく責任が盡せぬであらうかということは、まことに躊躇もいたず次第でありまするが、せつかく皆様より御推選でもございまするので、全力をあげて、できましたけこの会の進行に寄與いたしたい

と存じております。つきましては、何と申せ、おやいま申すよ。お閣歴
でござりまするので、今日以後各方面の皆様から格別な御支援をこうむ
りませんければ、とうてい大任を果すこととはむつかしいと恐ひます。お
受けおいたしました最初に立ちましてもこれぐれもこの意をお願いを申
し上げてみところであります。はなはだ簡単無難でござりまするけれども、
一應御挨拶を申し上げ、御援助のほどを厚く厚く御願い申し上げておく。
次第であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

そういたしまして、また本公司の議事規則をお読み申し上げ、御決定
を願つておきたいと存じます。

「幹事朗読」

勅令 第六〇号

國土計画審議会官制

第一條 國土計画審議会は内閣總理大臣より所轄に属し内閣各大臣の諮詢

に應じて、國土計画へ對災復興計画を含むに關する重要事項を調
査審議する。

審議会は前項の事項について関係各大臣に建議することができる。

第二條 審議会は、委員五十人以内でこれを組織する。

前項の定員の外必要がある場合においては、臨時委員を置くことができる。

第三條 審議会に会長を置き委員の互選によりこれを定める。

第四條 委員及臨時委員は関係各省の二級以上の官吏又は學識経験のある者の中から内閣總理大臣の奏請により内閣でこれを命ずる。
學識経験のある者の中から命ぜられた委員の任期は二年とする。但
し特辟の事由がある場合においては、任期中にこれを解任すること
を妨げない。

第五條 会長は会務を總理する。

第六條 審議会に専門委員を置くことができる。内閣總理大臣の奏請により、内閣でこれを命ぜらる。

專國委員は会長の命を承りて専門の事項を調査する。

第七條 審議会は必要があると認めるときは、専門委員その他適當と認められるものを会議に出席させて意見を述べさせることができる。

第八條 審議会は必要があると認めるとときは、関係各廳に對して資料の提出又は説明を求めることができる。

第九條 審議会は幹事を置く。内閣總理大臣の奏請により内閣でこれを命ずる。

幹事は上記の指揮を受けて庶務を整理する。

第十條 審議会に書記を置く。内閣總理大臣がこれを命ぜる。

書記は上司の指揮を承りて庶務に從事する。

附則

二カ勅令は、公より仰いだこれと施行する。

本会議常制はこれを廢止する。

昭和二十一年三月六日公布

國土計画審議會議事規則案

第一條 会議の日時及び場所は会長がこれを定めろ。

第二條 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

会長が事故のあるときはは会長の指名する委員が議長を代理する。

第三條 会議は委員及ぶ臨時委員を含せて、その三分の一以上出席しないければ、これを聞くことができない。但し予め特に議決を経た時は此の限りでない。

第四條 会議の經過及び結果發表は議長がこれを行ふ。

第五條 発言しようとする者は議長の許可を受けなければならぬ。

第六條 動議を提出しようとする者は案を作り議長に差せなければならぬ

第七條 動議は賛成者かなければ議題とすることができない。

第八條 建議案を提出しようとする者は案を作り五人以上の賛成者と署して会長に差出されねばならない。

第九條 議事は出席の委員及び臨時委員の過半数でこれを決める。可否同数のときは議長が決める。

第丁條 会長が必要と認める事は、特定の事項を審査するため部会を置くことを出さる。部員は委員及び臨時委員よりうちから会長がこれを

並相名不外

部会長は審査の経過及び結果を立説と報告し可不りに付

筆下二條
議事錄以幹事會二件為詳載

議長へ審金長いたゞいよお聽取り方よきな議事規則の草定

を幹事から朗読いたしましたが、いかいでございませうか。これ12つ
にて御意見でもござりますなれば、御答言願いたいと思ひます。——

の本閱讀いたしました案の通りでお詫びをさせざりますまいか。
一、異議なしと評する者あり

の議長へ廟会長）。必ず御異議はない、お言葉でありますから、是非も詣讀案が通しに會議規則を御決定願つたことにいたしませ。

それから皆様の趣向のことです。されど、これは便宜上今日纔着度
の席は、その通りにひとづ將來が認めを願つておきたいと存じます。

なお議事規則の第二條第二項によりまして、会長が事故のありますたるときは代理會長が願ひする方を指名申し上げることになつてあります。

す。この際公長といたしましては、二十九番の徳川委員にお願いするよう指名致したいと存じます。御迷惑でございましょうが、どうかよろしくお願ひいたします。

續きまして、本論である諮問に係りたいと存じます。諮問はごらん通り三件立ちようでござりまするが、進行の都合上一應この三件各件につきまして、内務省なり内閣の側から御説明を願い、その上でひとつ各委員の御意見を御發表願うといふことにして取計りたいと存じます。

（幹事朗讀）

諮詢問

一 日本再建のための國土計画並にその実施方策について

戦後の我が國は狹少な國土に多数の人ひを擁することになつたが國民的凡てに、國家の機会を與へ民主的國家を再建するため産業、文化を振興し之を適正に配分し且國土の餘裕積極的を保全、利用、開發を図

三

る國土計画を樹立する上にはその急速な実施を期する必要があると思

う。

右について所見を陳せられたい。

昭和二十一年三月十七日

内務大臣

四

○幹事ハ岩次國土局長ハ私から諮問第一につきまして、なお簡單に補足説明申上トニシハいと思ひます。

多數の人口を有する日本の狭い國土は兼容れ、かつ今後平和國家として日本を再建いたしまずろにつきましては、食糧増産、石炭、水等の他の資源獲得、工業の復興、民主的教育文化の振興等に国民は今後多大の努力を挙げねばならぬと存下るのであります。そのためには、土地・地下資源、水力等の長期的開発の事業を起し、また産業交通および文化に関するいろいろの施設の整備をはかりねばならぬと存じ

ます。しかしその実施を最も効果あらしめ、かつ急速ならしめるためには、産業交通文化等の抜意、施設の適正配分並びに國土の利用開發保全につきまして総合的計画を立て、これに基いて実施せらるることか、最も肝要なこと、信ずるござります。もちろん現在の國際通商關係、また將來の人口、國民生活の水準、産業の基本的構想等の前提につき確固たる基準をおくことの困難も今日にあきましては、國家施設の一端をなすが如きこのやうな觀点に對する総合的施策の策定は容易なうざるものではありますまいが、いわいながら前提條件につきまして予想せらるる根幹的なものにつきまして相互の觀念を総合的に把握しながら、その配分整備の計画を立て、將來各種状況の推移に伴つて、前提基準の変化に應じまして、計画のいろいろの内容を画定かつ具体化していくことが、現在我の状勢に直應む方法があらうと信ずるものであります。

二 人口の大増を矢張り予測することなく、これが急速にしてかつ的確に実現せられねばならぬのでありますむせんに、基本的計画の樹立に始まり、具体的計画に移り、かつこれが実施について現下及び將來ノわが國に適當なる方策を確立することに努力せねばならないと考えておろ次第であります。

（一）幹事説明

二 人口の大増を矢張り予測することなく、これが急速にしてかつ的確に実現せられねばならぬのでありますむせんに、基本的計画の樹立に始まり、具体的計画に移り、かつこれが実施について現下及び將來ノわが國に適當なる方策を確立することに努力せねばならないと考えておろ次第であります。

昭和二十一年三月十七日

○幹事へ岩沢國土局長へ 諮問第二号につきましまでも、簡単に一通り説明を申し上げます。広範囲にわたづて戦災を蒙りまして未だ復興の完成も見ませず、かつやゝ復興も容易でないわが國の大都市に、戦後再び人口が集中する傾向が著しくありまして、食糧需給、住宅問題、住居政策、保育衛生等の邊也からいなしまして、はなば松憂慮すべき状態が起り、あるのでありますから、政府は昭年三月から大都市に対する緊急輸入抑制の実施を行なつたのでありますか、以上の各局では、今後急速に改善せらるることは考えられぬいたしませす、またその措置が、時効的ためと若干の欠陥をもつておりますのでこの際大都市に關しましては産業、経済、都市建設、社会建設、保健政策等いろいろの方の見地があり、國土計画上根本的の検討を行なふとともに、大都市地域の地方計画の検定、衛星都市の振興、産業の振興等、根本的な措置を講せねばならぬないと信みてたまひマアリります。

（幹事説）

詮

問

一、庶民住宅の供給を促進する方策について

底、民階級の住宅難は極りマ深刻で有つてこれを緩和することは現下緊急の要務であるがわが國現下の諸状勢はこれが解決を願ひ困難たらしめてある。

右について適切な方策を考察の上開陳せられたい。

昭和二十二年三月十七日

内閣總理大臣

○幹事へ財津土地局長へ 諮問第三の一、庶民住宅の供給を促進する方策についてマ一に聞しまして、若干現下の実情等を申し上げて御参考に供したいと存じます。

戦災によりまして、また戦時中の物資の不足等によりまして、わが國

民衣食住の一要素である住宅が不足は、極めて著しいのがござりますことは、繰々申れ上げをまでもなく、各会場承認の通りでござります。今日は戦災都市を初め、多數の引揚者が引揚げて参りました結果、この住宅難を克服する所といたことは、今日きわめて重要であります。一日も早くべからざる点努力でござりますか、これについては、非常に多くの難問題が潜んでおりまして、この解決が急務で避延がちくちゅることとは、ちねに遺憾に思つておるわけでありります。試算にかかる國住宅の供給を要する量を考えてみますと、戦災によりまして焼けた数は疎開を合せますと、約一百六十万余に達しております。外地より引揚げた者の住宅を併計するためには、さうに六七十万戸が必要ります。洋式戸建中供給が不足であつた数も百十数万戸に上りましてこれ等を合計しますと、四百五十万戸の住宅が供給されなければならぬ計算になります。これらに計して終戦以來今日まで建設されました小住宅を概算四十五万戸多く

累積りましても五十万をいでのないのであります、差引今後建設せらるべき数は四百万の多數に上るわけでござります。さちに今後の人口の自然増加、あるいは自然の病害、また火災、風水害等の非常事を想定率を加算致しますと、大体毎年六十万戸ひし四十万戸くらいの供給をしなければ、十年ないし二十年か、つてもこの不足を解決することができるない。こういうよも計算に合つておるなりでござります。これに計してたゞいま申し上げたように、終戦後の建築状況は、所要量の一割くちしかでござりないが、という状態であります。住宅難のきわめて深刻であることは、この数から推しても証明されるところだらうと思ひます。殊に都内における住宅の神底は、從來わが國の住宅が賃家に依存しておつた、概算いたしましたすれば六〇戸以上は賃家によつて経営されてかつた。その賃家といふものが戦後はほとんど建てることができないような状態になつておるわけございまして、都市における賃家によつて住を求める

ておつね庶民階級はきわめてこれが取扱に困難を感ずるのは、あまり詳しく申レ申上申なくとも御理解していただきのこと、存する次第であります。この不足に付してどういう事情がこれを緩和するに有効であるかと申します方と、いろいろござりますが、まことに、住むの復興に光恵つもクは金であります。この資金の取扱の困難、これは必ずも行く個人の住宅完璧設する事か、その家にて一生一代のことである。大事業であるとともに、大家さんか相当な資金をもつてこれを供給しなければならぬ、これらが個人から見ましても、この資金を取得する事が困難であると同時に、貸家を扶助するのみ而り建築資金といふものか、今日の状態では非常に高い、その非常に高い建築費で建てた家は、日々の家賃でなくづれに償還しなければならぬいわゆる長期資金によつて經營されねばならぬという点に鑑みますれば、今日の金融と他の清算は、長

期の投資といつもかに非常に困難が感ぜられる。経済界がいかにもうにならかわからぬ、建築費の高いもので長い間に償還しなければならぬ投資をするということは非常な危険であろう。いうような点は、この資金面において、これを取扱するに非常な困難が今在するなりござります。第二に國難なりしめの原因として指摘すべきは、土地の問題でござります。この地の問題は非常に大きな焼野原になつた都市におましては、何等心配か古いたうに思ひます。実は都市復興のいわゆる都市計画の進行の關係もござります。これは都市計画におきましては、土地區画整理が先行するわけござります。それは都市計画におきましては、土地區画整理が先行するわけである關係上、換地允分の未決定のまゝに家を建てると、いふことは砂上の塔のごとき感がござります。一年あるいは二年で元本の償還ができるような新興階級と申しますか、新内階級とか、あるいは料理屋、食料屋そ

の他の比較的短期に建築資金が償還できるような、そういう階級はとにかくいたしまして、長い間かゝって建築資金を償還しなければならぬものに取りましては、その土地に家を建てても、あきいは移転、あるいは取扱をしないればならぬというような、そういう不安定な状態にありますては、なかなか安心してはいられない關係がございまして、またさうかといつてその敷地を手放すといふことは非常に未練がある、殊に都市計画の実施によつて減歩が多くあるなどいうことになりますれば、いよいよもつて土地は狭小になります、これに対する需要がある程度で、いかつか手放さないという關係がありまして、個人が建てみたいにしますとも、あきいは公共財体が庶民住宅を建設するにいたしまして、その敷地の取得がなかなか容易でない。まことに土地面積の未だたしかれに困難を與えてる方、というようなのが実情であります。

第三に最も火に熱帶病を與えてあるものは木材と関係でござります。

こゝいま申し上げました十年間に建設するとされば六十戸、二十年間に建設するとされば助十万石、こゝいう毎年の大きな建築設計画を遂行することにいたしますれば、これに極大なり資材の要り工事もより申すまでもないことでありますから、試行はその資材の所要量を算定いたしまして、ますと、一年間に六十石ずつ住宅を供給するにいたしまして、されば、この住宅工事料一石あたりの土建工事と住宅と仮定いたしましても、一年間に木橋が三千六百石石くらいは要るのでござります、日々の建築の木材消費量は、多く見積りましても六千石石、無理をして昨年度七千戸石石一千五百石石くらいしか供給できまいという状況でござりますので、この需要量、その実際の供給量の倍以上あるいは三倍くらいのものが要るということにはなるまいとござります。その他木材だけでは寮にはなりません

んので金物、硝子、セメント等々の副資材は、畢竟十分にすべて石炭によつて第二次加工ができるものでござります。この副資材の取扱につきましても今日敗戦後の日本の重要部門の生産力をしつぶしては七年の歴史あるが如き状況でござりまして副資材の供給も生じ著しく困難性を來しておるわけであります。これも大材以外におきましては、先づつものは石炭を掘つて、三の石炭による第二次製品をつくり出すといふ以外には手がないのでありますて、試みに生産用の石炭を核算いたしますと、木材ばかりの家々建つてゐる所でも、一年間六十万戸を建てたためにには、所要の石炭が五万トン以上要ります。殊に大都市におきましては、都市の形成上、今後好むと好まざるとと聞わず、せひともこれは不燃性の建物にしなければならぬ。こういう總計的必要がござります。従いまして、木材で全部住宅を賄ふするといふの不適であることは申すまでもございません。そうしますと、木材の方はかに飲筋コンクリート、

二五

あとはコンクリート、ワック等の不燃性、耐火性の建物を建てなければならぬこういたしまするに、さらに第二次加工品が、セメント、硝子等のいわゆる石炭に依存し得ければならぬ副資材が、木材に比べてさらには多くの需要量が必要なわけでありまして、かりにこれは木骨を六〇名、不燃性の建物を四〇名と計算いたしまして、これを算すと石炭の需用量は約四百六十トン要らなければあります。今年ニ千三百万トン、来年三千五百トン目標に、國家は六七になつて石炭の増産に努め、かかる場合にあきまして、この住宅部面や他のトントンといふ石炭を需要するといふことがありまして、いかほどの暮暑なうえ問題が起つてあるのでござります。殊に今日の物動における窓口など、ひとく國內の住宅その他の資材の配給に必要な部面のみならず、いわゆる終戦処理關係の方面に莫大な瓜葛資が要求されておりますので現実の目の問題いたしましては、とうてい六年計画六十万户というようなものは、夢想だもできまいような実

現不可能な数字のように考えられ次第でござります。かようにいたしまして、これららの資材をいかにして獲得するかということは、非常に大きな問題でござりますし、確かに今日既に十分なる結果を發揮しません。ために、之でして資材が横流れきまわるというような問題上、重要な石炭も思うように仕事ないといふような、いわゆる資材の不要不急部面への横流れといふような問題もありまして、かりに物動に載りまして、それを思ふところに配給するへうてとか非常に困難に苦つておるのでございます。

最後に困難ならぬ力の問題としましては、前段申し上げましたように、從来貸家ノ供給を民間の家主によつてされておつた立派な点か、前段申し上げる諸條件の困難性によりまして民間では容易に建て得ないといふ場面に到達しておるのですがあります。どうしてもこれを國家なり、あるいは公共團体なりと、いう民間以外の方ものによつて建設して下りなければ

どうてい庶民階級には家が得られないといふ力が、傷ちざる実情でござります。昨年從來ございましたところの住宅團地は、その筋の命令によりまして開鎖になりました。この住宅團地におきましても、昨年の春以來政府の補償は盡りなりや、住み賃券の發行もそれがねめに停頓状態であります。資金の供給に非常な困難をしまりつておつたのでありますか、これは既に昨年の暮開鎖となりましたので、この存在は遂に終つたわけであります。この住宅團地の存在につきましても、各位既に御承知の通りいろいろな弊害もござりますし不評判もござります。そういうわけであつて、開鎖機関となりました住宅團地の代りにいかようなものをやろかをわれわれが考へる場合におきましても、住宅團地のやうな半官半家みずからやるべきか、ちろいはまだ地方のそれそれの土地にかゝつて自治権拡充の叫ばれの今日、公共團体をしてこの問題に当らせろか、ある

いは適當なる民間のほんとうの有力なる機関をもつてこの事業に当らせるかといふようなどは、なかなか容易に結論が出來ない問題でございまして、左へ今政府にあきましては、政府が相當なる勢力によりまして、地方の公共團体あるいは公夫國体の代行的な諸機關をしてやらせるということです。今日まで私はおおよその状態でございます。今後この大きな住宅建築興につきましては、これ等の建設の機関及び營業の主体といふうちなものにつきましても、討議を重ねました上に確乎たる方針を立てるければならぬかと考へてあるわけでござります。

以上申し上げたような点が、今日庶民住宅の建設が、實際問題として非常に困難を感じておる諸点でござります。何とこれらの方々十全に御参照の上、適切な方策について御意見を得るようは願ひたいと存ずる次第でございます。

(議長へ潮会長) たゞ少く聽きの通り、各諮問三件につきまして説明が

終りました。これからさう説明なり、諮問案全体につきまして、御質疑があり御意見がありふるから御垂言願ひにいと存じますか、こゝでお詰りしてみたいと思ひますのは、三件ござりまする。これはわざわざけて必ずしも差支えのない問題でございまするが、まず三件でひとつ二点をしまして、これに附する御質問御意見ということに纏つても、大体差支えはないじやないかと思ひますかいからございましょうか。各宗課々第一、第二、第三とわざて質疑、意見をいふことはいわしらず、どちらがよろしくうございましょうか。大條皆様のか考えをきめていたい以上思ひます。一括いたしまして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶものあります。

○議長へ潮会長 『御異議なし』といふお言葉がありますから、それはどうあります三件一括しまして、これに付して當面に向つて御質疑があり、また御意見をおもちの方は御発表願うということにいたしたいと思ひま

す。どなたからでも御發言願いたいと思ひます。

○十二番、金森委員へ、第一の問題について意見を申し上げて伺いたいと思ひます。國土計画と申しまする問題は、學問上いろいろな議論があり、いろいろな説がありまして、この会が國土計画審議会と申しますと、まず第一に國土計画なるものは、どういふ内容のものであるか定義と申しますか、そういうものをまず明らかにしてもいいたいと思うのであります。私の意見といったしましては、今までのいろいろの話を総合いたしまして見透しあつておらず、國策を目標といいたしまして、國土は開拓して、人口及産業の適正な配分であります。これが大体いろいろな話を総合して私が見透しきづけた定義であります。これがはなして正しいかどうか、國土計画審議会が本筋に勝ちまして、そのことの觀念をはつきりしてもらいたいと考えるのであります。

この実施方策につきましての意見をいたしましては、この定義から

ではつきりできぬいろいろの説がある關係上、このことをいろいろと議論し遊戯しておるが、なかなか、いつまで経つてもさうない問題であろうかと考えられてあります。と申しますのは、たゞいまの土地に開拓連れて人口及び産業の配分であるといいたしますれば、土地に開拓する専門家、人口に関する専門家、産業に関する専門家があつてその知識を説いておれば、おのれの分野において相当の意見、専らの意見と申しますが、改めて意見を改めてしまいか、おのおの持つてあるのであります。かりにその立場上、土地に関する専門においてある意見を立てたとする。それはたゞしておまに開拓しておかなければ、人口に関する専門家がわからぬといつまで能つてもまとまらないことになるのであろうと思ひます。

土地人口及び産業、それらは相関連して問題でありまして、その一をさめれば從つてその二その三がさまるよう互入体の状況にある關係上、こ

の一、二、三をさめざしまわなければ、などまらないか、こういうことが難問題であつたと考へます。

むつかしいからといつてそのまま、たゞおくわけにいかないから、それに付する私の方策といったしましては、今日敗戦後いか國がこの狹小なる面積にさつた場合におきましては、まづ第一に土地に関連して、でき得べきあらゆる努力をして、全面的に國土の利用価値を増進させてもらう、こういふことがまず第一にいかなければならぬ。この全面的に抜けて、人口及び産業を包容し得べき能力を増しうる状態において、やの次は産業の振興であり。私は土地に関する専門でありますから、産業を先にすりかは、やの方面の研究にまつとして、かりにその産業の方面を次にすりかは、全面的に抜けね土地に関連した産業を解決して、かかる後に人口を都市へと、必ず人口の方があつたという程度は最初

のさめ方をしくあいたらいひがあろうかと思ひます。しかる場合にあまろ開拓へ状態にありますれば、また既に土地に関連する部面にもどりまして、ちよつておる部面はどの段から減そうか、減した部面を産業にまわす、人口たまわす、こういうことをニで回線返すことによつて、土地の適正なる配分という結論に到達するのではなかろうかと存じます。と申しまして、この方法をどうといねしましても相当の時日を要するものと思ひます。それにまづ今日は直ちに何着手を着けたいという事情にありますから、たゞ今申しだすと云せ方法をとる以前におきまして、なれしも既に直ちに着手しなければならぬもの、たゞえば北海道、東北、南北州の辺境、これらは開拓の期し得べき土地をやつて、それに對して今後配分さるべき産業、人口、正確なものはわからないか、百のものならば五十あるいは三十といふ程度でもいいから、そのある数字を定めへ、それに對して配分していく、その配分に應じた対策をとる。こ

ういう二とをやつまれば、今後正しい結論を得た場合にも失敗がない
じやないか、こういうことを考えます。

私の立場は、直ちに適当なる人口及び産業の配分を行つて、その開拓に
対しては、直ちに適当なる人口及び産業の配分を行つて、その開拓に
直ちに着手するにとか必要じゃないかと思ひます。重ねて最後に國工計
画上いう観念に對し、審議会の正しい定めた觀念をお聽きしたいと存
じます。

○幹事へ岩沢國土局長へ　私が金森委員に対する御答申を申上げます。
今國土計画の根本方針に対する御意見は、われわれの現在考へておる
通りであります。しかしながら今後この國土計画の策定にあたりまして
は、どういうよな地方にまず重點的にやろか、あるいはまだどういう
ものを取り上げて第一にやるかといふことにつきましては、今後の國土
計画審議会によつておきめ願ふことになりますから、私どもとしては、

五

二六

こういうものを先にしてくれとか、あるいはこういふことが重点だとい
うことをこの際申し上げることはどうかと考えてある次第であります。
岩沢へ白根委員へ　ちよつと伺いますか、第三は、きわ
めて具体的な問題でありますか、第一の問題については、どこが重点で
あるかわかりませんし、また提案者が内務大臣でありますからして、内
務大臣の権限内における事柄についての諸問題をいかと恐ひますけれど
も、讀んで見ますと、産業、文化を振興し之を適正に配分し、どうよ
うなことになつてあります。どういうふうに考へたりよろしくうござい
ま本か、その点ひとつ伺つてみたい。

○幹事へ岩沢國土局長へ　お答え申上げます。もちろんこの國土計画と
いうものは、各省に跨がつたものでありますて、單に内務大臣が諮詢レ
た、といふような意味から、内務省の所管事項についてのみ諮詢しておる
のですなくして、やはり國土計画といふものは、先ほどちよつと簡単に

御説明申し上げました通りに人口の配分といえど、省の関係は厚生省の方の関係になりますし、また産業関係になれば農林省とかあわいほもたる工部、交通関係ならば運輸省、労力関係ならば商工省方面、また治水利水といふ上を毎関係は内務省といつていろいろ各省に跨がつておままで付社とも、國土計画は、やういつたようす基本を集めて初めてで然上るようなものでありますから、としあたり今の官能で國土計画の事議は内務省が一應扱つておるような状態でありますから、これをおきめ願ひます場合にはおいては、関係の各省から、この点については十分御説明致すなり。あるいは材料を提出しまして、そぞして御参考に供して、相互の関係を保ちながら、総合的な結果を得られたものと御答申願えれば結構だ、こういうように考へております。

集めらるゝ個々の問題については各自大臣が考へる。こういうようには承つてよろしゅうござりますか。

（岩沢國土局長）さようてございます。
四十六番へ村上委員、私も立候委員と同じ疑問をもつて参ります。

民住宅は内閣總理大臣、詐欺に總合的守第一、第二の方は内閣總理大臣が諮詢になつておる。これはどういう点から區別をなさうのござりますか。
今御謹問のこゝな趣旨でありますならば、少くとも第一諮詢は總理大臣
がお出しにならぬのが筋合じやないかとも思はれ方々であります。第一問
によつて區別をなすつたと思われぬようだ、そういうふうに言ひ切るわ
けにもいかぬかも、されませんが、民住宅の問題は内閣總理大臣が諮詢
されめて廣汎な國政の全般にわたつて考案を加えかつ施策を講ずべき策
一問が内閣總理大臣ではなくて逆に内務大臣が御諮詢になつておる。何ゆ
きにがようにお取扱いを異にせられるのであるか、その点ちよ一と私も

わかりかねるのでありますか、もう少し御説明を願いたい。

○幹事へ中田建築局長へ 第三の諮問事項は内閣總理大臣となつておりますか、住宅問題は戦災復興院の所管になつてありますので、戦災復興院は御承知の通り内閣總理大臣が國務大臣としての所管にかつておる関係上、内閣總理大臣が行政の責任大臣として諮問をもたわけござります。たゞ、たゞいま、一、二の諮問事項が内務大臣となつておるのは、ひとり内務省所管のみならずほかの省にも関係がある。むしろ一國全体に關係があるもの、そういう問題につきましては、内務省の方で御答弁があらうかと思ひます。

○四十番へ白根委員へ 大変素人じみた質問でありますけれども、この諮問第一号にあつて、産業文化を振興するような問題は、一休國土計画といふ言葉の中に含まれてゐるかどうかがよくとひがりませんが、どういふようなものでありますか？ 國土計画といふと、國土の総合整備

的な保全、利用、開発をはかるというよろしことくあるがゆえんから、産業、文化に関する問題は、これはもちろん國土と離れて存在するけれどありませんからして、ある種の関連はあるといふようなことは考えられますが、それも、ちょっとわがりにくいですが、やへどねかりい、どうに御説明願いたいと思ひます。

○幹事へ岩沢國土局長へ 國土計画申しますのは、たゞ單に國土の利用、開発、保全などとが大体重點的でありますけれども、その國土の開發利害等いう点につきましては、これに立脚せる産業の適正配置、ちくいゆまにこの國土に適應する國民の文化施設の高揚といふこと、当然そこに生れてこなければ、國土の利用、保全、開発といふよろしことは効果がありませんから、どうしても関連性をもつておりますから、すべてそういうものを総合的に考へてこの計画を進めていくのが順序でありますと考えております。

○四十番へ白根委員へ やうしますと、國土計画の中にはいつてある産業文化振興云々といふことは能局國の領土の中にどういう産業をどういうふうに配分せねばよいか、文化の振興をどういうふうにしむりい、かとこうことありますか。

○幹事へ志澤國土局長へ やうであります。

○十一番へ金森委員へ たゞいま承りますと、産業文化と國土といふ論があつとうでありますか、先ほど私が申しましたように國土計画といふものがはどういうものであるかといふや定義があるのぐありますか、通常念といねしまして、國榮を目標として人口、土地は関連して人口及び産業の配分だとさうことにちなつてあるようあります。大体内務省の方でもさう考えておるようあります。そういうましますと、産業、文化を振興しないものは、國榮としてはどうしても産業及び文化を振興しなければならぬ、この國榮を目標として人口、産業を配分しなければな

らぬ、さう解釈すれば何等疑問がない。どちらのところが國土計画とは何ものか、何といふことが決定されまからぬから疑問が出来ます。今までの區念から申すれば、國榮を目標として土地に開墾して人口及産業の配分だと内務省は所考えになつてあるようありますか、さう解釈すれば疑問はないと思ひますが、いかゞでありますか。

○幹事へ金森計画課長へ ちよつと補足して申しますと、國土計画の定義につきましては金森委員から御発議でつたのでありますか、金森委員のかつてになられましたように、日本はこの國土において産業、文化振興といったよきものを適正に配分していくと云つたような土地に開墾するような問題についての計画を、國土計画と称しまわなければなりません。私の方の考え方と同じであります。國土計画は國土に開墾いたしまして、一面におきましては、土地の保全利用開発といふ面を考

え、その進行いたしますいわゆる土地の利用開発といふことをやる反面にあきましては、人口並びに産業文化といふものが真正に配置をしていく、それにつきまして、ばかりではなくして、総合一整的形態とつて、二、三計画といふものと取上げて、國家がどうする計画をつくつていくということを一應國土計画といふ考え方にてあるのでございます。従いまして、この國土の問題を取扱ひますにつきましては、まず、この範囲といたしまして、國家政策上申しますとか、國家の産業計画と申しますか、さういうものが当然に先行していくなければならぬと思ふのでござります。従いまして、國土計画をつくるという場合に於しましては、さうした國家計画的をいかない前提として考えていかなければいけない、と思ひまするので、その意味におきましては、こう申しおさせましても、各官機方面、また皆様が御指摘方面から、どの國家計画といふものがどううで面たそくにはかなけれなりぬかどりうような、こまかい方いろいろ

まに御説をお願うことも一層必要であろうとおもはりますけれども、いかに本問題は、あくまでも土地の保全、利用開發といふことで、よりいわれて國民生活の問題としていく、これを総合的にもつていく、各官機がさましては、農業むら農業の人口といへたようなことになると、それをいかに管理としておらねがおもうと思ひのであります。しかし、この点においては、交通機關といふものなどいういう工合に結びつけていくが、これが開発五いたてにつきまして農業人口をどういう形に配分、といふと云うお問題につきまして、総合的に考えていくといふ意味をさして、この審議会の被擔場であらうと実は考えておる次第であります。國土計画の仕事と申しますのは、一應、そういう意味におきまして、内務省がこれを總括的担当してありますので、第一の問題を内務大臣の諮詢事項と明記したような次第であります。以上御諒承願ひたいと存じます。

(七番へ鹿島委員) 第一問、第二問特に間違が深いのでありますか、第

三回の方は多少別に方をでまい、かと思ひのではありますけれども、去と
して私は最初第一、第二についての考え方を述べておいた所つております。
今いわん有國の施策を上に置いて、一番最初からいは、國は経
営する産業、森林あるいは文化、人口よりつて各方面の計画（たはとい）
ことば、一番いろいろな施策の上に因つておるこまではないが、地方にお
きましても言葉つて極ります。一体今後はどこでシベア大陸か、わが國
の産業、経済、文化、資源の輸送のようなら、いかにうまい、計画の本
の運搬のが、そういうふうかねまつておかれながら非常に想ひ出され
ります。そ、いう意味から申しましても、私はこの際どうでも前に
構想に立つて日本の将来を考えまして、この國土計画といふものが非常
に必要であると思ひます。

國土計画は我が年上ぐらまでもなく、昭和十五年頃であります。それが
第一次近衛内閣のとき、いわゆる高麗國防國策をへくるために、官憲

大臣一休みし在計画が行はれたのでありまして、現在トおいへば、その当
時のいわゆる高度國防國家建設のための國土計画がすと行なわれ、さよ
れて、その浅澤も相当残つてあります。ほんたその要請といふもの
を聽取るなりわりであります。この際どうしてさだれわざ、前田一郎
主幹な文化顧問をつくらねば、今までのやうになようなど、を方々一
掃しまして、それしてわが國将来こうなくしてははならないといふ是当のも
とに新しい國土計画を立てなければならぬ。先ほど國土計画にてまして
も、いろいろとその定義につきまして御意見等がございましたが、私な
ども、國土に関して人口、産業、それに附帶して文化、交通、運輸、い
つた算うなど立取り上げて、総合的な計画を立てるのが國土計画であ
るというふうに考えておるのであります。そして、そういったどうな基本的な
一つの計画ができまして、その計画のもとに事を行つていきましたが、一つの
一つのことからぐはぐになります。せつかく努力したこと、またそ

れを打ちこわしてやり直すということになります。現在やつてあります
都が計画等々、私はさういつにようなことになりはせぬかとへうふうに
非常に心配しておるのですがありますで、それを申しますのも、やはりそぞ
いつたような、わが國が國體に即するよう、さしつくりした構想計画とい
うものができておらないその場合に都市の復興をどんどんやる。そのほ
かいろんなどをやつしていく。こうしますと、将来ちぐはぐないろんなど
もつかできまして悔いきば残すということにならぬとも限らぬから、本
審議会においては、まず國土計画のさらに前提を有すところの内務省の方
からお話をありましたか、國家計画と申しますか、國策と申しますが、
どういうふうに日本の産業文化等をもつて行くかという大きいところを
今検討をして、そしてその上にあるいは人口政策、あるいは産業政策、
あるいは交通運輸文化といふようなこと並ばせねぞれ考へて行きま
して、そういう方針のもとにいろいろなことをやつしていくといふように考

をなくくはならぬと思つております。なあまた、これがあまり最初から
専門的におかれますと、ちとで困ることになりますので、最初はやはり
そういったような大きな問題を取り上げまして、総合的にべきどけ進め
ていき、しかも後に小さくいふことは専門的技術的お考えといつていわけ
であります。まず本審議会においては大きな問題をだんだんと陳述
つていきましてそこは一つの能論を得てみるといったような行き方で進
んだかいじやないか。こういうふうに考えてあります。

第二の大都市の人口集中問題にしましても、今言つたよう草考へ方が
はつきりまして、そのための方のものに、いろんなことを進めていきな
せんと解決のつかぬ問題がありまして、都市に集まつてくる人々の心理
状態は、やはり日本が以前のような体制になるのかやないかと思はぬま
でも、依然としていうまでも横つておりまして、今後の大都市といふ
ものは前の日本の大都市とは違うのだ、経済社会文化的な衛生物質都

市をつくらなければならぬ、人口等もさう多くなつてはいかぬ」といふことがあり、ませんので、自然場に集まつていいく。なおまた文化方面から考へても、東京都の計画から見ますと、やはり前のよう各大学、専門学校をおこすといふよくな計画三者つてあります。それで、そりいふことから、都會地に行かなければ、演劇が行き、いよいような考へで地方から人が東京に集つてくる。つまり、みんな前の文明の殘滓と申しますか、意識的にたゞ都市に人口が集つてくるといふことによつて、意識的ではなくして無余勢と申しますか、いふね。さうなことによつて、意識的ではなくして無意識的にたゞ都市に人口が集つてくるといふよくな結果が、現在のよくな情勢を束してあらじ考え方のであります。今後わが國においては、今までのよくな東京式の大都會は不要であらじ、もつと新しい考え方によると二つの東京をばつくつていかなければならぬ。しかしあまりに焼けた都市の復興が急ぐものでありますから、結局において現在のような不自然のことにはつきかねりあります。それでどうしても根本的

に第一回をば十分検討しまして、今後の日本にとつてほんとうに正しき
道を方へ立つたゞきの國土計画をばこの際つくつていふことが必要で
ある。そのことをいさゝか申し上げておこたいと思ひます。
四十六番へ村上委員へ　以下希望と意見を申し上げたのでござひます。
ちようど二の順序に、りそと、八意見の發表といふところあります。
差支へございませんが、第一に希望から申し上げますが、國土計画が必要なことは、これは甲レ上りるまでもないのです。まだ國土計画
につきましては、専らもお詫びございましたように、昭和十四年、
十五年、十六年ころにはしさりに論議をせられ、また各方面においてそ
の必要が認識せらるべく、各方面的々の御意見も活潑に發表せられたの
であります。しかしそれが實行に至らずして、戰爭の段階に相なりました
今日に至つてあるといふ、ふうな実情でございまして、今後の日本の再建
の上においてきわめて重要な根本的を事項であることは、これは申す

までもないのです。さうな問題であるだけにこれをいかにして実行に移すかといふことが、きわめて重要な問題だと存するのであります。例を第一に取りますれば、この諮詢は内務大臣からの御諮詢にはつてありますか、さて要はいかにこれを実行するかにあらのありますから、政府におかれてまでは、又省よく緊密なる連繫をおとり願ひまして、本審議会がつけました結論につきましては、御諮詢にもござりますように、その急速なる実施を期せられる上に特にお願ひいたしましたのであります。申すまへて空く、國土計画の策定につきましては、第一次に玄い視野からこれを策定する、現実を十分に把握しつゝ、國家再建に関する將來の確たる予見をもつて総合的たゞ、これらで計画的な実行案を立て、いくことが肝要でらうと考るものであります。されば國土資源が総合的に利用開発計画などそれによつて國民に生業を與え、兩者の關係において文凭廢

家を建設する二点に立ち、いよいよ協力下さります。従いましてやの方策といふにしましては、いぶん複雑かゆう考え方もございましますが、一つは人口再配置の問題であります。また第二には農業再建の問題であります。特に運輸交通施設の整備ではからものであり、地面また極度の不安並びに自然的災害防除の方に關係に総合方策でなければならぬと思ふのであります。かくのごときは、言うはやすくしてその方策を立てることはされめで困難であります。さらにこれを実行いたします方にあたりましても、行政部内における所管が成績多岐にわたりますがゆゑに、それの調和をとれた実行は、きわめて困難であらうかと思ふのであります。困難であれば、一方だけ各方面の連携と、そよしてそれに實行性をもたず斟酌する用意がなければならぬと考えます。私は例を國土開拓の問題について申し上げてみたまふのであります。國土開拓、農地開拓と申しますが、開拓の問題につきましても、現に政府におかれて施策を立

でられて実行に移つてあるべありますか、さぐそれを実行するに当つては、なかなか容易でないということが多方面において現実に現われております。それで、外計画にいふ少し総合性を與へる。しかして計画性を與える。それでこれを実行せんに富んだものにするならば、その困難は、今日現実に起つてあるほどではないと考へるのみであります。綜合的に施設が整せられなければ、狭い視野から局部的の計画でもつて、これが実行しないとしましても、それは容易にできることがないのです。開拓の面から見ましても、各般の点から施設が総合的に行われねばならぬのであります。まだ第一に交通の関係。この計画が詳わなれば開拓は商業は實行容易ではないのであります。もしこの計画にして十分でないならば、今月政府の計画せる百五十五万町歩の開拓は、おそらく私はできるまいと思うと想うのであります。交通殊に開拓計画、また電力の計画、かようなかのが、同時にそれに伴つて計

画せらるなければ、私の手でやれりません。まことに開拓を困難ならしめろ一つの要因といいたしましては、土地の問題でござります。土地の問題につきまして、まづ第一にがつかりますのは、林野の問題であります。林の問題につきましては、畜生のものは既存農業の肥料給源の問題と開拓をもつておるのであります。林業の面から申しまして、なるほどわが國には、國土の過半は森林でありますけれども、これを經濟的に利用し得る林業地帯といべきの事、地形、實際からいたしまして、よほど縮少されておられなければならぬ、岑の縮少されにいわゆる、經濟林地から檜木を失ひ、満洲、朝鮮を失ひ、經濟を失つたわが國が、木材資源あるいは、開拓資源を供給しなければならぬのでありますから、百五十五万町歩の開發によつて林業のこうも影響といいうものが、非常に大なることと思わなければならぬのであります。それらに際しまして、林地は減少する

けれども、経済林地をいかにしで拡大するかしかも経済林地の利用をいかにしで促進するか、それらの計画が同時に立てられなければならぬ。また畜産にいにしましても、非常なる打撃をこうむつておるのであります。牛馬にいたしましても約百万頭以上の減少がなります。既に農地を開拓し、あるいはふ運送に振向ける牛馬が、現在においでも欠乏しておることは御承知の通り、百五十万町歩の開発が行われるならば、おそらくそれらの開拓地に振向けるべき牛馬の数は八十万頭を越えるものと考えねければなりません。せようちにいにしまするなれば、畜産の牛馬だけの面を考慮しましても、これらの総合計画が立てられると同時に開拓が進んでまいりますから、百八十万頭以上のこゝに畜産の不足が生ずるとき、さうなことに相なるのであります。また森林の問題といはしましても、各畠の開拓があり、資材殊にわが國の工農は、新たに命ねさせて、不耕荒山にてれすければ、開發に伴う多量の供給、あるいは肥料の供給

の事に不本意がたり。お隣地における住民の住宅面積萬戸を要す
といふことはありますび、それを等の資材問題の如きに、またそれらの
費用は如何なる上にかかるか、莫大なる資金を要するものへつりこむ
こと、それらの資金計画をどう算めた、又は候問題をどうするか、ま
一門既に多く取扱へられたとは申せず、もがくのでありますか、そ
れを、育生の調査、どうすなか、また、うちの各種の問題を追うての構
成紙など無職の問題といふにどうながきからこそますとあるいは林業方
面の調査、畜産その他の計画、水利の計画、貿易等に農業、肥料、飲、セ
メント等の計画、あるいは草木等の農家の生活の資材の計画、さようち
ものか十分に考へられて、そうして、それらの総合的計画せられなければ円
滑な実現には出來ない。、うしてそれが計画性をもつてしてその計
画が実現せられる計画でなければ、計画は行なれないと思ひます。
しかぢわが國の産業の将来、わが國の人口の増加を考慮しますならば、こ

の開拓はせかひでもなし遂げられなければならぬのであります。そこで開拓地とりまして、その通りでござりますので、総合的をやうして計画的な実行性をもつた國土計画を樹立するに努力せなければならぬと考えるのであります。たゞこゝにわれわれの方をなけれければならぬことは、國土計画の大綱といわゆる地方計画の関連性であります。國土計画におきましても、総合的計画的に大綱を樹立し、それと地方計画は並びに施行に内をつけてまいり國の計画は骨であり、地方計画は筋で、それが実行に國家が十分なる血液を送りまして、丈夫な骨組うもとで強健なる筋肉をつけ、それに國家が十分なる血液を與えて、こゝに初めて國土計画の実行となり、國土資源の総合的開発が行われ、人の再配置も円滑に行われ、もつて文化國家の建設が可能となると想ひであります。この委員会におきましても、また委員会の決定を受けて農耕の任に當る政府

の方方にあさましても、さよう本日途からひしまして、各省とかかれましても、まだ机の上に置かれてゐる人、急速に実施を期し得るような住組を、立案当時から十分御考慮を願ひまして、この審議会の研究決定を仰ぎますよう希望を存す次第であります。

○十七番へ答木委員へ 先ほどの答申から、附木が前に述べて、國家計画といふふうに言葉を使ひわけてお説があつた、ござりますが、わざらく答申がそれら説をよりましむかのほかに、いはゞ、たゞどく満足の國家計画をもつておられるごと、懇ねねて少しもどういふふうか各種各様のこれが、教育がされておればいいこと、重視するなど、これが大事ではあるが、と思われ方、さらレヌのたなどして開拓といふ土地と協りでいく、こういうのが國土計画の大綱ねつぱへ、へ定めよ、と想うのでありますか、さらにまだどういうトウカ教令の内情などは到底の國

家計画かでき上つたとしましたら、それを一体どうしたら実現せせることができるかということを土地について検討する。つまり生産のたゞり間接手段として土地にどんな施設を施したりこれが発現されていくのであるかという、これを考えることも、これまでに国土計画の内容の大きな部門ではないかと思はれるとあります。

要するに、國土計画の大事を、点は、総合的均衡のとれた有機的な計画であることが大切であると思ひますので、私はこゝに、願いいたしたいことがあります。それは各省やそれぞれの専門があつ場においてつくられてあります各専門を通じて、國家計画の一環なりと、あらばは幾分なりとも、この際、この機会において、御参考を願い、それをわれわれの目で一つの大きな上での研究して見たい。——ういうふうに思ひますので、せひこの意をお願いいたしたいと想うのであります。いかんすべく、かねての問題、おおいは志すどあら公勲からもが話もありました。ような

、業政農の問題、それから何が國に於いて將來許されると思われる工
業の種類といつたかのように云つて、本省の御質疑の結果を以て御
警戒線といふべき事に仕合せでは無いかと感うる所あります。一つは大
きな点で、結局我が國の今後の許さざるべき産業の範囲を定めざつて、範圍
がへども、何をもろか、これだけは必ずあるかと、今まであることによつてきり
、何をやせいかと思われる所であります。ほれども、ものに就けて
どういうよもと考えていくか、これはおぞらく眞意淺條くればるんな要
素が付いてくると思ひますら、できれば、心に眞意のも、ある程度
までお識識をこんでい、とおもふ可いが、御質問が何をも向うひとがで
きれば、非常にこの会の進行の方において参考になりはせぬかと思いま
すが、各君の委員の方々たくさんおいでありふゆへども、すから、それ
ぞれ、立場における國家計画なりものを要素だけでもあらしめうござ
ります。

（幹事　へ岩沢國三局長）たゞいなみ鈴木委員から御説文につきまして
一應われわれが今考へておることについてお話を申レよびにいと慰ひま
す。というのは、この國土計画そのものを策定するにあたりましては、
諸はゞかりけろい方申し上げました通りに、各省おのゝは各般のことにつ
關連してあるために、現在政府の各省においでどうい、どうね、と考
え、お方が、あの方はまた実施しつゝあるか、あるまいと計画してお
るか、どうことにつきまして、一應委員各位に御説明をしなければこの
大きな問題を解決する二点がでさせん関係上私どもは各省の關係官と
協議を、たしまして、不日各省から現在國土計画に入評議會しておるも
につきまして、御説明をいたしたいと、こういうふうに考えてあります
。現在一應相談をしてきてますておるものについて、一應、このお話を申
し上つておまじ、經濟安定本部におさましては、總務課、農業課、財政課、計
画課等、公共事業の概要について説明をすることになつております。

た外務省におきましては、賃償問題の経過、又新省を中心とする改革と文教施設の状況を置について、厚生省は農業政策の現状等各方面について、それから農林省におきましては農地開発の計画及び現状、山林經營の計画及び現状、水産業の計画及び現状、商工省は工業環境の現状、中小工業の復興、電力の需給事情等、開発計画、運輸省は海上輸送の現状と汽船、鉄道及港湾施設の現状について、通信省は電信電話等の計画及び現状、郵便貿易院は戦災地震等の概況及び計画、他の政府機関の概況及び計画、内務省は幹線道路の現状及び計画、河川に關する入港・疏浚・改修工事の内容、湖水統制事業の概況と計画、砂防事業の概況と計画、都市軒入抑制措置の現状、こういったようなものについて逐次御説明を申上げたいと思ひます。

四十番ハ専根委員、その御説明のあるときに何かパンフレットのよう
なものでもあると、理解に都合がいい、と思います。

○幹事へ岩沢國土局長へ 多分各団からの御説明を申し上げるとされは、
相当な資料を皆様にお渡レすることになるだらうと想ひます、そりへう
よううに各団の、方とも連絡まとつておきます。

○三十九巻へ梶原委員へ 國上計画の理念、概要について先ほどから質疑
があつたのであります。非常に本筋にわたつておりますが、日本再建の
計画いかんといふことに相応うかと思ひのござります。きわめて範囲
の広い問題にならねけであります。

資源が開發の点は万端、石油はもちろん、すべての産業の各部門にわ
たりまして検討が必要であり、しかも今後の様子を見てまいりまして、海
外との資源並びに貿易の範囲がどうなるかといふようおことにも関連を
うなこようと思ひます。従いまして、非常に広い意味の國上計画で、
この審議会においてまとめるといふことは、相当長い時間とまた相当規
模の施策が必要のよう考へられ、これらは今後のこの審議会の運営

の方針にも関連するわけであり、すけれども、相當の時間を要するといふ
感じであります。しかも現実は一方で、あく非常に困難の中にもいりながら、
進みつゝめるのであります。先ほどお話をありました農地の開拓のこと
は、國務の中に進行がおこしておかねばなりません。延々てある程度
、國土計畫の考え方を、行くと申しますと語弊がありまつけれども、あま
り拠査的でなくせずに、實際的にシンクリートにつかまえていく、とい
う考へ方をとつて、しかも全体としてみ合せながら、實体的に逐々計画を
立て、などいう方法に考へて、く方が適當でやむからうかという感じがい
たすのであります。これは今後の本審議会の運営とも関連するかと思ひ
ますか、意見として申し上げておきます。

○十二番へ美森委員へ 大都市に人口集中の問題でありますか、今やり
方は入つてくるなどいうだけで、一旦大都市から外へ出た者が暮れて、い
ける、いうことの考慮がないから、自然本た人間が帰つてくるのではない

かろうかと思ひます。東京なら、東京に住んでおりまして已もを得ず田舎へ行つた場合、向うにちやんと適当な職業を見付け、必要なものがあつて安定して生活していくのが状態にあらむらばそこでも住んでおれるが、そういう状態にないからどこへ行くかといふことはなると、結局大都市である東京へ帰るよりほか途がない。うろこやづでかけば帰つてくる。これに対する方策としては、東京から外へ散た人間が職業状況等を調べ、その人たちに対する、あるいはどこへ行つて落着きなさい。またこれはこういう方が、あるひといとこを、ある団体なりと連絡してやう。なればならぬ。うつちやつとおいたら必ず東京なら東京へ帰つてぐる。従つてこの問題も都市計画の問題に関連してくるであろうが、あるいはほかに行くところがなければ東京附近のどこかの場所で適当なる計画を立つて、前に住んでおつねけ様のまゝな工合にござれば、東京へ帰らずに落着くと思ひます。ふたご例であります。前回震災が時分は東京の

深川附近で聯合した工場にてつかつたかづ屋の連中が柏田町に疎開してきましたといふ。さうな状態で、そういうふうに生活できる不手は行き先をさきみて、どちらもすればだめであります。今が今でも勉強するのにには大都市でなりければなりぬといふ懇意家あつて、外地から帰つて来たものでも東京では、あるといふふうなわけで、そんな人は増えていくのが自然の勢いぢやう。從つてこの問題の解決は、どこへ行さなきいといふことをやらなくて済むなと思います。

（二番）（密語）各省のひとも専門的な問題があるかと思ひますね。さしあまり内務省關係の方で今日出されまして問題について資料がある毫でありますから、その際お伺いいたしむへと思ひますか――ノ議長へ御参考へ。一番にちよつと申し上げますか、内務省で騰牢取扱をもつて来ておられたり、應じて配布いたしまして、附記まで簡單に説明をいたしておきます。それでよろしくうござりますか。

○一一番へ鹿島委員よりおしおうございます。

○幹事ハ財津土地局長、たゞいま鹿島委員の方から御発言がございました問題につきましては、は二の國土計画の第一項、且並びに大都市の人口の問題につきまして、いかにも御審議を願います。つきまして、どういうような事柄について御研究を願つた方がよかろうかといふようなことにつきましていわいろ幹事会の方におきまして御検討を願いました問題につきまして一應まとめましたものをそここに出してみたのでありますか、もとよりこれは参考でございますので、審議会の方におきまして取捨御選択願い、また新たなる項目を附け加えていたゞいて、當然それでやつていたいきたいと思うのであります下か、一應幹事会の方で、いろいろ御意見を承りましてまとめましたもの、至簡単に御説明申し上げて見たいと想うのでござります。

先ず第一番に、今第一條につきましては、先ほゞ本お詫のございま

大

しによろは、國土計画をつくるにつきましての國家計画と申しまするが、そのほかいろいろの前提的の方ものが一應明らかにされなければならぬであらう。という意味におきまして、一番に前提といふものとつくりまして、このいろいろの前提から國土計画を論み出してまいります。一つの方針を一應御検討する方がいいにやなからうかといふ二点が、まず第一番の問題でござります。

その次は、主要な策定の事項、第三にはいわゆる実施方策といふことで、大体わけへんたゞあります。前提及び基本方針と申し上げるものは、第一番に之の中で計画期間といふものを見てみたのでありますか、一体國土計画を何箇年計画として考えてみるかといふことにつきまして第一番に検討を願ひたいと思うのでござります。その次は國際関係におけるわが國の地位といふことお書きあります。それは日本の國立を國際的見ましてもうよう地盤たしかなればならぬか、文

化國家としていくか、観光國家としていくか、あるいは産業國家としていくか、産業國家のうちでも、今日の世界商業の立場におきまして日本産業が受持つ一つの性格といったようなもの等を御検討願わなければならぬいやながろうか、また國土の範囲というものを大体どの程度において考えていかなければならぬか、また賠償の実施、見送りといったようなことか、大体どうあるべきであろうかというふなこと等が、國際關係におけるわが國の地位といふことに於いて御検討願いたいと恩うのでござります。それから通商の見送りといいたしましては、これは申し上げ方までもなく輸出入の予想、並びに貿易外取入の可能性といつたようなことが中心の題目として考えられるであろうと思うのであります。その次には賦存資源の開發利用という問題でございますが、鉱物資源の國內開発り可否、あるいは動力資源として水力の問題、あるいは水産資源の利用、森林利用の限界といったものの等が、この項目として考えて

いたゞくなりれば少ぢねと思ひます。また更に開發に対するおねが國自然條件の特性、これはいわゆる災害の状況、地震、高潮等がしばしば國土を襲ひますので、やうしたごとにおりる災害の状況並びにこの氣象條件によりまする土地利用の限度といつたおなじのことを日々おけぞ河川、特徴といつたこと等が、國土開發に當ててわが國自然條件の特性、これは一定の計画期間内に於ける日本の總人口は大体どの程度増えられてゐるか、また二の總人口の年令別、性別の構成といふものがどうあるべきであらうかといつたおなじこと等、それから國民生活の諸條件、これは國土計画をつくるためにつきましては、國民生活水準のいかよとこれに於いた方がよからうか、生活水準の基準をどこに求めりか、また今までに米食一点張りでありましたか、今後パン食などかいろいろの方々問題がござりますにつきまして、食生活の改善の方向がどう

いう方向に向つていくべきであろうか、また住宅建設の見透しと、いつた
ようなこと等が國民生活の諸條件として考えられでまいりであろうかと
思ふのでござります。その次には産業経済の方面が今後どうあるべで
あらうか、殊に生産基礎産業の培養の見透し、あらうは輸出品工業の競
争の様相といつておなじこと等から産業別の産業構成というものを一應
勘案する必要があるであらうと思うのであります。施設並びに人口の分
散に対する可否、これは厚生施設、いろんな医療施設の現状と奨励とい
うような事柄、作業金布の餘消費的価値、國民文化振興の方策として文
化施設配置の適否、あるいは人口の収容の見透しがりいにします地域
助成人口配置の方策といつたようなこと等が、施設並びに分散に関する
可否という問題から考えられると思ひであります。その次には、地方
産業の振興策、地方産業振興のための立地條件、これが開墾の限度で
あるとか、あるいは原料資源の分布の状況であるとか、地方資金の活用

方策であるとか、地方技術の培養の問題であるとか、いいたゞきなど
等が、地方産業の振興策として考慮していくとかなりればならぬと思うの
であります。これらの大体二から十までの基本的、前提的なものから
一つが國上計画に関連のありますような事柄を摘要いたしまして、こ
れに一つの基本方針といふものでつくつけていたときこそうしてそのうちで
特徴綜合的、総合的開発に關する根本的原則といふもの五十一にお
いて拾つておいたくといふような仕組みで一應この問題を考えてみたの
でござります。

そういう基本方針から主要な策定事項といふにしては、一つは基本
物、物を計画と、地方計画の基本方針と総合開發の実施計画、こいつのを一
般論を出しておいたのでござりますが、基本計画の方面は、そこにおけるま
した産業力、総合計画、交置計画、動力計画、治水及び利水計画、文化厚
生施設開分計画、人口配分及び都市農村配置計画と、べつたようなもの、

根本的な事柄につきましての相互の関係を総合的に把握してその開発と
細分の計画を立て、いたいといたいことが、ます、その基本計画として考
えられ、その後に、こうした、國土計画といふものができる、これに
伴いまして地方計画といふものをつくつていかななければならぬのでござ
りますか、地方計画の細部計画にいたるまで、この審議会でやるかど
うか、ということにつきましても、いろいろ議論があつたろう、と思うので
ござりまするが、一應、やはり地方計画の基本方針といふものを樹立し
ていただきまして、これはまあ特に、いろいろ御議論を願わなければ
はならぬと思うのでありますか、地方計画の細分計画を将来どういうよ
うな形においてつくっていくか、いわゆる最後の機構の問題に附隨して
まいりと思うのでござります。最近は各縣におしまして、総合計画を樹立
いたしたいと、いう希望が相當にござりますが、この府縣に総合計画に対
するかべの基本的な方針を与えていかなければならぬと思うのでござ
ります。

まことに、まことに、政府縣が寄りすし、地方の皆さん等計画をつくつていさ
れたいという、ようすを要望も相当にござりますんで、そしたら、いわゆる地方
自治的にやろうといふやうなものにござりまする、國土計画の面から
見ました地方計画の基本的な方針といふもの、この審議會において御検討を願
ひます。やむからぬ次には、綜合開發の実態計画、國土計画の中には、
開発部門のみならず、いろんな地域的な細分の問題等ござりまするが、
それうちで一番大事な問題は、やはり開発の問題であつうと思ひますので、総合開発の実質的な方面へ計画といふものは、一應御検討を願いた
いと恩うござります。

それらの事項を実施いたしますにつきましては、一つは権限の問題、
これは中央及び地方における計画権限をどういうふうに考えていくか、

また計画機構と事業の実施機構との関係をどういうふうに考えていくか、
というような問題、さらには各般の問題につきまして、法的措置を講ぜなければ
ならぬいような問題等がござりますれば、これに基きまして法的
措置を講ずる。実施方策につきましての財政的な計画を何箇年計画でこ
れを実施するかといったような意味における財政的な措置の問題を、こ
の実施方策として御検討願いたいと思うのであります。これが大体第一
項の問題につきまして、幹事会におきまして一應考へましたいわゆる研
究の題目を拾つたのでございます

その次には、第二項の人口の大都市集中に対処する方策の問題でござ
いまするか、これにつきましては、大都市地域といふものと、大体どの
範囲においてわれわれは考へていくか、この範囲の問題、それから産業
の大都市に集中いたしまいますにつきましての経済的な犠牲の問題
であります。産業、工業、金融その他の経済機関の集中立地の限度、ま

た集中立地によりましてどういうような影響を受けてあるかというよう
な事柄、それから都市施設抜本整備の経済的、限度、財政なり資材の見
通しによりまする限度、あるいは都市施設に対する資金とか資材の
導入についての地域的な能率の考慮といったようなもの等もあるだろ
うと思つてあります。それから社会政策及保健対策から見ました大都市
問題、いわゆる失業対策問題及び犯罪といったような面から見ました大
都市問題の歴史、死亡率であるとか乳幼児の栄養であるとか、産業衛生
とか、防疫といつたようなものが、大体どういうよな状態になつておるか、
そういうことには伴いまして人口の集中がどの程度の見透しかあるであら
うか、それから昨年の三月から実施いたしましておりますところの都市
転入抑制の措置の問題でござりまするか、これの効果と並びにいろいろ

と現われておりまする缺陷の問題、こういう問題を一應の前提としてしまして、大都市整備の根本政策といったしましては、大都市整備の目標、各都市に於ける人口並びに性格といふも方をどういうような工今におひてまいろかというような整備目標、それから大都市地域の地方計画の樹立、また衛生都市の振興、それから施設及び人口の集中を調整するような法的措置を講じてまいろいろといふうなこと等が、一應研究題目として考えられるのではなかろうかといふ意味におきまして、実は拾つてみたのであります。以上

○議長へ湘会長へいかゞありますか、ちよーと皆様にお誂りいたしました存じます。まゝいま寅歎なり意見が發表といふことで進んでおりますけれども、何分問題も大きく、また広く、とうてい今日の一回で質疑なり意見が盛りあらわせん、それで今日の意見發表につきましては、この程度に留保しておきましたとして、次にお詫びいたしておき

たいと感いました将来の運営方針に対する御協議がありましたが、これもたゞいまお聽取りのように内務省方面でも、こういう題目を出してまいり、また次回以後においでは、各省とも因縁の重視力説明があろうと思ひます。またこれらの説明なりを聽くと、また次に質問も狀、意見もお出でござればならぬので、今日のとて方は二、三程度で意見登収は留保いたしまして、将来の運営方針についてどういうふうに運んでいかかといつて、あらましのお秀えがあるならば、御協議を願つておくるよろしいと愚うのぞあります。どう前らしいかと思ひまするか御異存ございませんか。

「異議なし」と耳が者あり

○議長へ湘会長へ御異存ないようありますから、さういたしたいと存じます。この会を終末として運んでいくかどうかにつきまして、何か特にお察付しがありますれば、御発表になつて御相談を願えばいいと思ひます

思ひます。たゞ私だけの思ひつきを申し上げますれば、運営方針になりましようけれども……

○四十番へ村上委員　この委員会はなかなか御多忙な人のお集まりでもありますし、またいわんば資料を十分に読みこなさぬと、意見を述べるにしてもなかなか困難だと思ひます。そこで從来あり通りの委員会と違つた考え方で運営していく必要があると思ひます。つきましては、幹事会を十分に充実して、その本で十分訓練をいたしまして、また同時にこすいう問題について関係をもつておる団体等もございままでの、それ等の協力を得まして、またそういうもののいわゆる補佐的援助を願つて、またそういう機関がまだ整備が十分できておりぬならば、それの整備につきましても政府の方でお骨折りを願ひまして、ひとつ官民両面から進んで、これ等の人があつ分活動していただくようにしていただきまして、これららの性格と委員各位の御意見とを踏まえながら運営していかれる方が効果

的なのじやなかろうかと存じます。それで運営に着手ましでは、幹事会で協力的補佐機関の充実及びその活動といふかほなこと草もひとつ十分御留意願いたいと、かように考査ます。

○議長へ湘会長　おひいま四十番からお御意見が廻りましたが、また他の委員各位の方にもいよいよ運営についての御意見はあろうかと思ひます。ただ御参考は申上げれば、どういう御意見をおおしくお丁寧に各點へやっておられお大体のことについて御説明を願つて、こよりあえず各點へと申し上げようと思ひましたが、いかゞなものでありますか。先ほどちよつと申し上げようと思ひましたが、あはたの御発言で差控えておつた点でござります。いかゞございませう。とにかくこの次の会合

裏面白紙

46

のときに各局各廳の説明を伺つて進みでござた。その際には御意見も
出ましようし、また運営についざこやれといふお気付きもありましょ
うと思ひます。そういう二との御相談いたして、今日は初会のニ点で
ありますから、この程度で散会いたしておいたりと存ります。御異議な
いませんか。

ハ「異議せし」と呼ぶ者あり

ハ議長へ議長へ、されど、今度はこの程度にして散会いたしました。御苦
勞様でございまして。

午後四時五分開会

21.22.①

(2)

昭和二十二年四月一日開催
於内務省第一會議室

國土計画審議会第二回総会速記録

64

國土計画審議会

9.3
47

國土計畫審議會第二回總會

昭和二十二年四月一日

午後二時十五分開會

○議長（潮委員）ご准より開會いたします。議事に入ります。
前にちよつと私から御報告を申し上げます。その件は先月、
二十四日と二十五日の二日間にわたりまして第二回の總会を了
定じておつたのであります。委員各位の御出席の都合等
もありましたので二日とも懇談会として開会いたしました。
政府当局から國土計畫關係の仕事についてそれべく一意の御説
明を伺つておきました。その責めで御報告申し上げて、旨
様の御諒解を請うておきたいと存びます。

これから議事にはいりますが、せんだけ第一回の總會
のときには、いろ／＼後ににおける本會の運営をどうしてまし
るかといふこととの御意見の發表を願つておつたのであります
が、今日もその東をおよそお考へに入れられて、その上
でそろく、具体的に進み得るような筋を辿つていただきたいと存
じますので、その辺のこととき御含みの上で御發言を願ひた
と思ひます。また幹事の方にも多少の腹案はあるようで
ございますから、もし御必要とあればその際に御披露申し上
ること、存じます。どなたからでもどうぞどうやつたらよ
ろうかといふお考へがありましたならば、それを伺いたいと
思ひます。

○十一番（井出委員）前回にわたつて各省の國土計畫

係に關しまする重々な事柄について詳細に御説明を承つた
のであります。私の感じましたことは、主要な項目について
は大体非常に参考になりました。各方面にわたつて網羅的
なものだと思つて居りますが、お國土計画上かなり重要な問
題だと思はれる水産に關しまする問題でござります。

この点は私の考へといたしましては、今回この國上計画を
いろいろ審議してまいりまするに於いてかなり重要な点であ
らうかと存じますが、申すまでもなく從来わが國は水産に
つきましては、生産額等では世界に一番と言われてゐるよう
な生産をあげ、漁場も非常に広く、内外にわたつて利用して
おりましたようでございます。終戦後わが國が平和産業を
建設します上にあきまして、一方におきまして國民食糧の中

2.

の蛋白質資源を危急しでまいります見地から、またさうと
進んでは極東、あるいは世界の蛋白質資源の供給の一端を担ふ
といふような地位に、いろいろな点からあるのでは存ぢらう
かと存するのであります。しかし國土計画的に考へましても
わが國の漁業の主体がありまする漁業者は長り沿岸線に分
布されており、利用します漁場につきましては沿岸、さら
に遠洋、それも非常な広汎にわたる各方面の遠洋に大小の漁
船あるいは漁船の船隊をもつて出動してまいります形態であ
り、また沿海及び内水面方面におきましても、非常な水産上
の生産力を発揮してゐるよう思ひのであります。これより今
まで以上に極度に利用開拓することは、相当大きな見地から
する國土計画的な見方によつて開發してまいる必要があるの

ではなからうかと考へるのであります。海の方の漁業といたしましては、大中の運送が活動する根據地でありまする港湾いわゆる深港は、これまた相当限られた石國生の、ある條件のある場所でなければなかなか使へないと云う状態になりますので、それらの調節をして、他の産業なり他の何と申しまさか社会活動なりといふものとよく調和して、これを安定させてやつてまいりたいうとなれば要が多々あるのではなかろうかと思ひます。

また内水面の利用あるいは浅海の利用につきましても、あるいは水力電気であるとか、あるいは大規模の開墾その他的事業、あるいはこうした方面の排水などとの關係等からも、非常に從来そこに矛盾があるわけであります。それらの点も

3

やはり他の産業の伸びる關係とよく調和して、よろしく得としておられるいふうとする必要があるので、なかなかと感しておるのであります。つきましては政府におかれましておられるの、これら的重要問題について從来御考へになつておあり、まだ今後実施方針としている案が多々あらうかと存じまするのと、できますまらばこの御審議の進行を妨げない適当なる時期におきまして、それらの点についても御伺ひをいたす機会がありますれば非常に止められないぢやなかろうかと存ります。

○議長(潮委員) 大だいま井田さんの御意見を承りましたてども、つともと考へますから、政府当局にも交渉いたしましたて、あるいは懇会なり、またJR東部会でも設けられればどの懇会

なり適當な時期に政府の御説明を願うといふことに取計らい
たいと存じます。それでよろしくうござりますか。

○十一番（井出委員）幹事の方どうぞすか。まだ他に御意見が出
ていなひようですか、何かお考へでもあつたら、一つ御参

考に申し上げてみた方がいいのではないかと思ひます。

○幹事（八島内務省計画課長）この問題につきまして、第一
一問は「日本再建のための國土計画並にその實施方策について」といふ問題でござりまするが、これは問題が非常に広汎にわ
たつでありますので、それを一時的に審議をして御答申を願
うといふこともなかなかむずかしいだらうと思ひますので、
この問題を考へるにつきましては、全体の國家計画と申し

まするが、そういうふもの、左一應の前提として考へていかなければならぬと思ひます。

そういうふ前提的な問題と、基本方針と申しますから、國土計画
に關しまして基本的な方針といふものをまず御検討願ふ。
それによりましてまた次には、それや、財産部面と文化部面等
にわかれていただきまして、國土開發保全、また配分の問題
といつだよな事柄をお考え願うのも、二つの方法ではなか
らうか。その意味におきまして、前提と基本方針的なもの
の審議を願ふことが第一番になるのではないかと考へ
てゐるのでございます。

第二問の問題につきましては、これは問題が相当具体的な
形にほつてありますので、一つの部会でも設けていただきま

して、この方面で御審議を願うのがよくはなからうかと存するのでござります。

○議長（潮委員） 第三問についてはどうですか
○幹事（中田復興産建築局長） 別に取立てて御希望を申しますが、第三問についてはございませんが第一第二間に比しますれば、第三問は即急に御答申が願えます。ようにお取扱い願えれば、政府としては今後具体的に進める上において非常に好都合であると思うのであります。殊に法的処置を要するよりなものがある場合にはおきましては、来るべき特別議会等にもの出でなければならぬといふようなことがござりまするので一問二問は非常に広汎であり重大でござりますが、第三問はちよつと現実的な緊急の課題であると考へますので、至急

5

ト部会との他特別な御審議を願ふ御編成を願いまして、当局の方の御説明はその際いたしまして、御答申が急いでお願いできるよう、大希望してい乃次第でござります。
○議長（潮委員） あよつと伺いますが、幹事の方の腹案としては二三関係ある部会でも設けて並行したいということに承知していいのでござりますか。

○幹事（八島計画課長） そういうふ意味でござります。

○議長（潮委員） いかがでございましょうか、幹事のおおよその腹案を伺ひましたが、その他につきましても何か別途の方法をお考へ下さつておれば、腹藏なく御述べが願いたいと思ひます。

○四番（松本委員） 三つの詰問につきまして、部会をお

さめ下さつて、そこで審議するということはいかがでございましょうか。

○議長（漸委員）四番から部会を組織して進んでやつたらどうかといふ御意見がございましたが、それについて他の皆様の御意見はいかがでございましょうか。

榎本さんに伺ひます。ただいまの御説は、幹事から癡言がありましたように第一問は非常に範囲が広い。第二問、第三問とは、相当趣きが違つております。そこでかりに第一問に對する部合ができましても、その部会の中では、二つや一つたら、よからう。あるいはこれを碎みたりあるいは合わしたりいろいろな方法があります。そういうこととも含めてとりあえず二三の部会をつくる、といふ御意見ど

心得てよろしくうござりますか。

○西脇（榎本委員）それでいいと恩ひます。たとえば地方制度審議会、警察制度審議会などでも相当一般的な問題もありましたし、非常に具体的な問題もあつたようになりますが、この問題につきましてもやはり……たとえば基本的な一般的な問題は第一部会で取扱う。具体的な問題は第二部会でやるというやうをふうにいたしまして、そして結果は皆總会にかけてきめます。この第一の諸問のことときは根本政策でござります。これはかりに第一部会にかかつたとすれば、おそらく第一部会の審議の結果いろいろな意見が出るだろうと思ひます。結局その中でまとめてだんだん具体化していくいろいろな方法でやるのであります。

○議長(潮委員) 大だいまお聽きの通りの松本さんの御意見でござりますが、いかがございましたよ。か。どなたか御意見ござりますまい。あるいは御發言が他にございませんけれど、今のように案で進行をはかることにしてみたらどうかと思ひます。またそなれば、幹事の方からもいろいろ御参考に申し上げることもありましよう。松本さんの御意見のやうな筋道で進みまして御異議はありませんか。

○十二番(金森委員) 松本さんの御意見のようになお以外に方法がないかと存じます。と申しますと、全部に一々の問題を取り扱うということは時間もかかりますし、部会を設けますにはどういう具合に部会をわけるか、それとも委員の皆様を専門別にわけるかということになつてまいりますが、私の

方では問題別でなく専門別に部会をわけて、おのとの問題は、その専門の人々が取扱うということによつて、いたしますれば現在手へられたる三つの問題以外に、今後現はれます問題に對しても、そういうふ部会が同じよろを恰好で進んでいくのではないかといふふうに考へております。

大体この前申し上げましたように、土地と産業と人口、こういふよろ三つの問題の関連においてやる。専門別にはそういうふよろ別れてあり、さらにそれらの土地と関連するものにおいてわかれている。こういうよろに、それそれ専門の問題によつてわかれていくといふふうだやつていいだらうと思ひます。

○四番(松本委員) 私が先刻申し上げたのは、だだいま手へ

られて、いる三つの諮問案の部会といふうに申し上げたのであります。多少だだいまのお話とは組織の点が違つてゐると思ひます。

○議長（潮委員） 御兩君の御意見を伺つてあります。私はこれも解釋できると思ひます。とにかく受け付けております。諸問題に對する始末として、答申の案をつくらなければならぬいそ、ういたしますと松本さんのおつしやづたまつにまた幹事の方からもちよつと申し上げました通り、まず一問、二問、三問と三つの部会にわけましても、そのうちでただいま金森さくの御心配にあるような点は、第一問が一番多く触れてくると恩ひます。二問、三問はまず大体にあいて、正面からいつて答申をどういうふうにするか、ということは審議ができます。

が、第一問が御心配のようないろいろの問題を含んでありますので、これは部会の大きなものを作つても、その部会ですぐやつてしまふといふことはなかなか必ずかしいので、その御審議を願ううちに土地なら土地、水産なら水産、林業なら林業、文化なら文化、いろいろな問題が出でまいります。からそれはほんとうのエキスパートでもう少しよくやつてもらおうじやないかといふことで、部会においてきちんと小分けして審議した上、その結果を總会で総合的に審議する。そういうことにやつたら御兩君の御意見も調和していけるのじやないかと考へますが、いかがなものでございましょうか。それは部会ができましたら、今お詫のような各専門の適材の方々多數衆にもおられましょうから、そういう方を専門委員

きのう宣制の下で委員にお願をして、だんだん語を深くして進めてまいれるといふ途があるのじやないかと思ひます。部会をつくり放しにしてもそれはいかんと思ひます。やはり専門の方を頼わすようほ必要が起らと恩ひますから、その際には部会でこういふ人を専門委員にしてくれ、こういふ方に頼みたましいといふお申出がありますれば私の手もとで内閣の方へ行合せまして、必要な専門の方は臨時委員以外にも専門委員としてお願ひしたいと存じてあります。そぞい方法でまいりますればお二人の御話も接近と言ひますか、調和と言ひますか、実行し得るよう考えますかいかがなものでありますよ

うか。

○十二番（金森委員）結構下さります

○議長（潮季員）よろしくござりますか。それでは今日のところでは幹事の腹案をもう少し具体的に申し上げます。
それについてでありますれば大体でもその方法をお尋ね願つて、今言うやうに専門委員をどうするかといふことを皆様でお考へ頼いたいと思ひます。
ここしばらくの時をおいでその申出がありましたれば手続きをとるときにいたしたいと思ひますが、それでよろしゅうござりますか。
それでは八島君どうですか。部会をどういふうにわけるかといふことについてもう少し御参考に申し上げては

○幹事（八島計画課長）それでは議長の方から部会を設けてそして審議を進めるといふお諸がございま

ので一応簡單と申し上げます。第一問が一番の問題になつてありますので、この問題をほゞすといふことにつきましてはどもちよつと申し上げましたがまた前会の第一回総会の時でございましたか國土計画の第一問の説明といだしまして、一応の取扱い方といたしましては、まず初めに前提及び基本方針といふことを論じていただきたい。その次は主要の策定事項、これはいわゆる國土計画の基本的な内容に実はなつていくだらうと思ひます。すなわち産業の配分計画であるとかあるいは交通計画であるとか動力計画であるとか治水及び利水の計画、それから文化厚生施設の配分計画、人口配分及び都市農村配置計画といつたようないわゆる基本計画とそれからもう一つは地方計画に關係しますところ

の基本的な方針といつもの、それからその次には総合開発の実施計画といつたようなものを主たる國土計画の内容として、実は考へておるのでござります。そのほかにこの諸問題事項には実施の方策といふ問題がござりますので、これらは主要策定事項を策定いたしまする際にあきまして、いろいろ御審議を願はなければならぬのではないかと思つておるのでございますが、基本的な方針といつものがつくられていかなくちやいけないじやなくからうかと思ひます。従いましてまず基本方針、それに先だらまするもののがつくられていかなくちやいけないじやなくからうかと思ひます。従いましてまことに深く検討をしていただく。そうしてここでこの総会全

般に諮つていだく。それがためにはこれを深く掘下げていくところの部会を設けてはいかがであらうか。私どもは前段及び基本方針に関する部会をまず第一番に諮問第一号から取出しまして、これを深く内容を掘下げていただきたならばといふように考へてあるのであります。それが出てまいりましてから、その基本方針に基きまして先ほど申し上げました主要なる策定事項につきましては、先ほど金森委員の方からお話をございましたごとくに産業別に文化別にあるいはまた水に關しますいろいろな治水であるとか、利水であるとか、動力であるとかいうような面等によりましてわけてそれぞれの部会をわけましてやつていつたならばといふ工合に考へてみたのでありますか、これにつきまして委員各位の

御意見も聆いたしたいと思つてあります。第二問はそのままで二處部会ということをいたしたいと思つております。第三問につきましては復興院の方からそのまままでというお話をありましたから、そのままにして第一問につきまして前提示及び基本方針に関する部会を設定していただきたならばといふよきに考へてあります。

○四番へ（松本委員）第二問、第三問はこれは大体具体的なものでありますから、委員の中にはその専門的な方々があるのでそれについていただくことができるのではないかと恩ひます。殊に第三問については答申を急いであられるので、まとめる上におきましてもそういう方を送んで部会の委員に立つていただき。こうことが便利だと思ひます。

従つて二問三問についてはそういう建前から部会の委員を御選が頼つて、人數は少くして――第一問の方がかかりに三十名ならば、二問、三問は十名づくくらいに、あるいは十五名づくくらいにして今的基本的なものという前提を、専門的に三十名なら三十名の第一部会で勝手に審議してあるうといふような方がいいのではないかと考へてみたのであります。その追どん点ものでしょか。

○議長（瀬谷員）お話のように二問、三問の方は比較的の委員をお願いしていく。第一問は御説の通り非常になんに全般の問題ですから、とりあえず第二問第三問はしばらくはとして残りの全部ということにしても、二問、三問のお願いがそれなりもつと多くしていかなければその議は盡せぬと思ひ

ます。私もほんと同感のように存じますが、今松本さんのお示しになつたような体裁でまいることに御異議ございませんか。

○十一番（井出委員）ただいまの議長のお話のようを結構だと存じます。二問、三問はお話のようによれば専門的な限られたる一定の課題でありますので、特別な部会に付議して討論を具体的にやるべき早くやるといふことに進むのがいいと恩つてあります。一問につきましてはなおこういふうな考へ方もあるのではなかろうかと思います。これは相當に広汎にわたる問題でありかつただいま幹事の方からの御腹案にありますと、これが前提及び基本問題を先にまず審議するという順序、これもそう思ひますわけで、この問題は國土

討議のつまり骨子をなす主要な方面より範囲を示す問題となりますが、あるいはこの一問につきましては総会の全委員の出席のものとおきました。總会の討議あるいは参考になるべく各方面の意見等も伺ひまして、その上々から部会に進めるといふようないで行き方も考へられるのではなかうかと思ひます。

○議長（潮委員）お示しのお考へではまず第二問、第三問について部会で進んでいく。第一問に關係のある事項は、しばらく部会といふよろしくものへ渡さずともう少し總会を統合して聞いて、しかる後にそれをどうするかと決める。二つ、い

うお考へでありますか。

○十一番（井出委員）そんなんふうに考へてあります。

13

○議長（潮委員）ちよつと速記をやめて

（速記中止。懇談）

○議長（潮委員）そぞいま懇談の間でいろいろ御意見を伺ひました。結局こういうふうになるのではないかと私は了解いたしました。二問、三問も大きい問題ではあるあるけれども一面において急ぐ事情もあるし、また比較的相談がござつたことだからこれは今日からでも部会をさげるといふことに御協議を願つておく。それから一問の方は部会を設けることにして、問題の範囲なり性質上、こゝでは基本方針あるいは前提といふものをおきめ願ういふ意味で別に第一回の部会をつくつてそれを審議し、それができましたならば改めてその前提乃至基本條件の決定に基いて、あるいはま

れきこまでして将來部会として独立するか、あるいはま
一部会中の小委員会としていくかにする。それにはまた總令
においても御意見もあつましようからそれらを総合して適
当な時間にはつきりきめたらいい。こういうよう承知いた
しましたが誤つてはありませんか。

○四十一番(白澤委員)よろしくうござります。

○議長(瀬季員)それでは今日のところではもう頼つちいい
のではないかと思います。またあとでどうも都合が悪い。いけ
ないという御意見がでたらさらと御相談してもらわぬいで
しよう。畢竟好都合に行くのがいいのですから。今日は
一意そのようだ御決定を頼つておくといふことと取計らつて
はいかゞでござりますか。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬季員)それではそう頼うことになります。
たゞいま申し上げたように御決定を頼いましたから、
議事規則によりまして各部所属の部員の皆様を会長から
御指名することになつてありますので、これから幹事に
御氏名を朗読いたします。それがすみましたら部長を
部員各位で互選を願うということになつておりますから
さよなくお含みを願いたいと思ひます
○幹事(八島計画課長)それでは会長の命によりまして第一
問のうち小わけをいたしまして、いわゆる基本の方針と申
しますが、根本的な方針につきましての部会の委員を朗読い
たします

周東委員	白洲委員	岡崎委員	脊藤委員
池田委員	有光委員	伊藤委員	農林次官
岡松委員	佐藤栄作委員	白根委員	鈴木茶一委員
徳川委員	村上委員	白澤委員	河原委員
村上委員	永江委員	坊城委員	松本委員
辰馬委員	鹿島委員	原田委員	大野委員
諸井委員	村上龍介委員	上林山委員	加藤委員
赤木正雄委員	戸田委員	永井委員	柳川委員
梶原委員	栗橋委員	東畑委員	有澤委員
杉村委員	矢部委員	鈴木雅次委員	井出委員
	永野委員	金森委員	武部委員
以上四十二名を第一問の基本方針の問題の部会の委員			

以上四十二名を第一問の基本方針の問題の部会の委員に御頒

1

第二問についての部会につきましては、
佐藤達夫委員 重田委員 本藤委員 有光委員
伊藤委員 農林次官の新たな方
河松委員 佐藤栄作委員 稲木恭一委員 河原委員
桂委員 白根委員 松本委員 原田委員
淺沼委員 喜多委員 赤木朝治委員 戸田委員
永江委員 庄岡委員 鈴木雅次委員 折下委員
河口委員 逢義委員 村上義一委員

それから第三問の、民住宅の供給を促進する方策に
の部会でございますが

佐藤達夫委員 重田委員 白洲委員 奈藤委員
池田委員 伊藤委員 菊見委員 関松委員
佐藤栄作委員 東京都長官 永江委員 笠原委員
岸田委員 栗橋委員 片岡委員 河口委員
進藤委員 白澤委員

以上でございます。

○議長(瀬谷委員) ただいまお聞きの通りでございます。
この際部会を組織することにいたしましたので、今日の
総会はこれで散会いたしたいと思いまますが、できることな
らば今部員に御指名申し上げた方は、寄り寄り御集り頼
つて部長の互選を行なさつておいて、ただけば一層進行が早
かろうと思ひますのでこれを御依頼申し上げまして、總会

といたしましてはこれで閉会することになります。
御多忙中のところを御苦勞様でございました。

午後三時二十分钟閉会

財團 國土計画協会資料

産業再編成計画と建設資材
配分の方針に関する調査

昭和 22 ~ 10 ~ 6

序	
第一 國營運営の根本方針と閣上計画	2
(1) 終戰後に於ける日本經濟の現状	2
(2) 貿易の前途	3
(3) 食糧不足に対する問題と策	5
第二 農業復興が計劃される経営者	7
(1) 石炭の供給限界	8
(2) 電力の供給限界	9
第三 無線の供給限界より見たる鐵工業生産の限界	13
(1) 鋼鋼	13
(2) 非鉄金属	13

(1) 農業政策	14
(2) 糜糲	15
(3) 化學工業	15
(4) 織維工業	16
第四 土地利用度より見る農林業	
(1) 地面積及科学的土壤調查問題	17
(2) 食糧増産と開拓計畫	19
(3) 山林資源と植栽均衡の問題	19
(4) 山林の治水的計劃	21
第五 輸送計劃と鐵道建設計畫	
(1) 國鐵輸送計畫	23
(2) 國鐵建設計畫	24
	26
第六 公供事業建設計畫	
(1) 河川計畫	26
(2) 災防計畫	27
(3) 道路計畫	27
(4) 建築計畫	28
(5) 通信計畫	29
第七 生產面及建設面に対する主要資材配分計畫	
(1) 主要資材の供給限度(鋼材、セメント、木材)	30
(2) 商工省の昭和二年度鐵筋鉄骨分割計畫	31
(3) 國土計畫と主要資材配分計畫	33
燃料及電力部門	33
工業部門	35

輸送支那、通商課

公文草稿

35

公文草稿

36

序

本調査の目的は被占領國家の復興再建上必要なる重要資材が一定期間内に於てどの程度送供給し得るか並してその費材は各部門に対して如何なる比率をもつて配分されるべきか並いとを検討したものである。この問題についてには従来より経済安定期本部に於く各省より要請され一括り、生産局に於て費材別に各部課の之を過度の実績を基準としたり或はその他適当なら方法によつて各省単位に之を基準として各省に割当てた。各省は之を基準として各自の立場より所管部門の豫算額及び電通性に応じて配分の比率を定めていき様である。併しこれでは眞の総合的費材配分計画とはいえないのであつて、経済安定期本部監督としてもその核算並に上級会議の認可を経て各部門に分配を織り成りののみならず各局でその割合でられた費材は所管部門に割当てる上に他省との相互連絡もなく天賦自体の所管部門相互の間に於ても眞の重要性を総合的に把握して配分されたものかどうか多分に疑問があるのです。従來の費材配分計画は真

の意味に於ける総合的助るものではなかつたといふのである。

併し最近經濟安定本部は長期計画委員会なるものを設け長期計画を樹立すべく企画を進めてゐるがこれにて遂の意味に於ける総合的資源配分計画が可能となれば國家のためには甚がべきである。

本公司は創立後日なほ少く本性せの所期する富と幅の開拓も之を実行し得でいないのであるが國土計画の遂行上やの第一前提となるべきものは結局必要資材の供給量とせの有機的総合計画に基く合理的部分計画でもといふ認識の下にこの調査を行つたものである。従つてこれが國家計画の一助ともおれば幸甚である。

如何なる建設計画も資材なしに之を遂行することは不可能であり、資材基礎の上に立つて始めて具体化し得るものであるが又資材の合理的な配分計画は合理的な國土計画なしには樹立し得ないものであつて、両者の關係は全く密接不可分のものである。従て國土計画遂行上第一前提として全國の重要資材生産力はどうの程度に評価されてゐるかを

見、その評価された物的国内に於て如何なる規模の合理な國土計画が立てられるか等を

輸入は如何程可能か、又それに取組する資材配分の比重要如何なる程度のものが適當であらかじめ此を見ることが必要である。

第一 國家運営の根本方針と國土計画

(ii) 戦敗後に於ける日本經濟の現状
重要資材の供給限界及び產業構成計劃の基調をさすものは勿論國家運営の根本方針でなければなりない。即ち自然資源的及經濟的文化的諸條件の制約下に敗戦國家的産物を賣つゝ世界經濟の一環となり、與へられた人口を擴張してその再建を進行して行くには如何なる方針をもつて進むべきか、之について旗揚たる國家の根本方針をもつこゝが最も重要である。

日本は戦前に於ける朝鮮、台灣、樺太等の外地を喪失し、重要物資供給國であつた中華民國は中央、國蘇寧の相連によつて治安は攪乱され其他のアジア諸國も政情は不安定、破壊され經濟の放緩まゝには前途なほ遠いものがある。

従く現在の我國はど領軍米國の經濟的援助を唯一の支柱として八千方に近い膨大なる人口を縮小にして資源の貧弱なる國土の中に植し、かがるに財政及通貨の膨脹、物

質の窮乏、勞働能率の低下、關稅引の施行による物價水準の暴騰、關稅なる縮小過生産的傾向のあらはれは愈甚しきものがある。従く政府の財政は膨大なる進歩發展の累積によつて收支破綻の危険に悩み、產業企業はへづれも底堅金融によつてその日を糊塗している窮状にある。而も漸次金融の逼迫に伴ひ産業資金の逼迫と共に企業整備も余儀なくせりれて來ているが、これに対する勞働政策は愈緊張化されてゐる。然も一般國民は食糧不足、燃料、住居、燃料等の諸問題の籠屋下に生活の不安は益々深刻になりつつある。此の間にあつてこのおしゃれな農村してくれむのは占領軍の奸惡によく食糧其他の物資の收穫的放逐及び民間貿易活動の制限、併易資金借貸の許可である。これによつて國民の食生活は漸く艱難苦難、其電氣、油料、機械用物資原料等の獲得の途が拓かれぬのである。もしこの結果がなかつたなら、其社會は全く崩壊の危機に晒されざるを得なかつたであらうが、之によつて僅に漸々、其筋を緩めることができ出来るやうになつたのである。併しドル借款によつて棉花等の織物の獲得が出来て

も之を輸出するためにはアメリカ諸國の経済的疲弊の關係、該國のドル不足によるトルボント自由交換停止とそれに伴ひ世界貿易の萎縮傾向等の障害はあり、その前途は決して樂觀を斷じ難いものである。

(2) 貿易の前途

産業復興上最も緊要なることは輸出の振興であるが、國産資源を基礎とする輸出力の貧弱なこと英國としてはどうしても輸出用原材料を輸入して之を加工製品として輸出することを主眼とする以外に効果的な方法はないのであるが、そのため回転資金設置によると、其借入額が許さればこれは産業復興上大きな支援が與へられたわけであるが、我國の終戦以後現在迄の主要物資の輸入状態を見るに以下の如くである。

	終戦以後21年未満	終戦以後22年6月迄
食糧	261,000噸	1,690,000噸
織物	280,000	680,000
機械	250,000	1,000,000

石油	400,000噸	300,000噸
棉花	2,000,000袋	5,000袋

このうちで輸出用原材料として最大なもののは棉花である。又期間中に於ける輸出商品の最大なもののは綿紡品類であり、全般成績より見る所と、そのうち綿糸が22%、生糸が20%である。棉花はアメリカにて生糸等の織物へ輸出されるものであるが生糸は約2万袋輸出のうち約2万袋が輸出せられ、次に食糧は輸出となつてゐる。一方綿製品はあまりトルコへは輸出されず、大半は國内に向けられるものが多

い。昭和25年の貿易計画はまだ明確には立っていないが、棉花は1,850万袋程度をアメリカ及びソ連により輸入し、之によつて目標6,900万袋程度の綿糸生産を行かうと想定の綿布生産の大部分を輸出する予定である。

一方棉花の棉花は現在の1袋200ドルの価格とすれば3億2,000万ドルであ

る。それによると製局の70%を輸出すればその代金は約5億／800万ドルとなる。

生糸の輸出は、2万俵程度ではないかと見られてゐるから、約2万俵の生糸が予定される。

羊毛に關じてはマックアーチャー司令部は六月二十一日日本がオーストリアから多量の羊毛を輸入する事にならうと聲明して日露間の貿易細目を明かにした。又セイシベラから輸道によればオーストリア政府当局では毎日潔羊毛代本は最低限ノル

万俵の羊毛を日本に賣却出来るだらうと期樂としていわれている。

人絹、スフの原料たる人絹パルプは國內産のものとカナダ産のもの、織はアッリカでおもに織は輸入資金さへあれば数量的には100万俵でも200万俵でも可能性はあるから工業地の供給は問題ないであらう。

その他輸出用原燃料として重要な要素輸入品は鋼材、珪素鋼板、鐵鉄、鐵鋼等

石	油	400,000 吨	800,000 吨
棉	元	300,000 吨	800,000 吨

このうちで輸出用原燃料として最大なものは綿花である。又期間中に於ける輸出商場の最大なもののは綿維品類であり、全輸出額の4分の3を占め、そのうち綿布が2/3、生糸が2/3である。綿紗はマニラより輸入し、生糸はアメリカへ輸出し、其ものであるが生糸は約2万俵が輸出されて、其後は帶貨となつてゐる。一方綿製品はあまりトルコへは輸出されず、ボンド間に向けられるものが多い。

昭和25年の貿易計画はまだ明確に立てていなかつて、綿花はノ80万俵程度をアメリカ及インドより輸入し、之によつてトルコ万針度程度の綿糸生産を行ひ25俵ヤードの綿布をつくりその大部分を輸出する予定である。

ノ80万俵の綿花は現在の1俵200ドルの價格とすれば5億／800万ドルであ

る。それにより製品の70%を輸出すらとすればその代金は約5億1,800万ドルとなる。

「生糸の輸出は、20万俵程度ではないかと聞かれていたから、10万俵の生産が予定されるとすれば、その他は、現ニ至りて輸出されたものと国内消費である。」

「羊毛に関するマツクリーク・アーサー司令官部は九月二十九日日本がオーストリアから大量の羊毛を輸入することにならうと聲明して日露間の貿易細目を明かにした。又ベラルカの報道によればオーストリア政府当局では駁日露羊毛代來は最優先ノ万俵の羊毛を日本に賣却出来るだらうと期待してゐるといわれている。」

人絹、スツの原料たる人絹パルクは國內産のものとカナダ産のもの、纒はアフリカであるが纒は輸入費金さへあれば数量的には、100万俵でも200万俵でも可能性はあるから工業地の供給は問題ないであろう。」

「他の輸出用原材料として重要な要素輸入品は鋼材、硅素鋼板、鉄錫、純銅等

「製紙、銅、錫、マニシス、マニシス屑、黄麻、生ゴム、漆油、クレーン、鉄鋼、ガーベンブリッカ、ベンソジー、茶粉、亞麻仁油、飼料油、コクク、カーリン等である。」

「國內消費用及輸出用品は廉上重要なる輸入物質は、熟練絲、熟練紗、熟練絹、熟練絹等であるが熟練毛及熟練毛は中國及韓國の政治的經濟に由りて輸出が禁止されたのであつて予測の困難な問題である。」
「食糧物資としての海鮮は豆類の如きよりは多くは輸出で困難性が多いので、不可避的に國內の増産対策を講じなければならぬのである。」

「著の輸入原燃料及國產原燃料にて外米輸出に備えものは米麴粉、陶磁器、生糸、均一重、テーブルクロース等のものであり、些は既にポント國向の鐵道局、雜貨等と並ぶ、日本製鐵、新日本製鐵、新日本製鐵、日本鐵工所等の製鐵廠のものである。」

「國内消費物資輸入の大部分を占めるものは食糧である。」

「般に輸出が順調に運行し得に至じても、それにより輸入力は多く大半が不足食糧の買入に充當しなければならないのである。」

現在の所は不足食糧の輸入はまだ進駐軍の占領費によつて賄はれていたが、之も昭和二年八月以後の分については自力によつて之を賄はなければならぬのである。そうちな場合輸入は輸出用農材料と不足食糧の輸入を繋うだけ、精一杯であり、もし輸出が順調に行かなくなればそれすらも困難になり、到底建設資材の輸入までは期待得ないのである。

(3) 食糧不足とその増産対策

我國の食糧事情を見るに農林省の調查によると、1926—1930年迄の平均食用農産物の消費量は同年民間の平均内地人口（沖縄を含む） $12,269,721$ 人に対しノ年一人当たり消費高は米々、米穀（ノ日ノ人ノ人ノ2ノクハ六石） $2,746,72,9千石$ であつた。之は米がノ日ノ人当たりの割合であり、國產の外に輸入及移入米ハ 870 千石、小麦及小麥粉の輸移入超過高約 500 千石輸入大豆 400 千石、砂糖 844 千石、油脂 100 千石、合計 $3,914$ 千石の輸移入農産物によつて賄はれていたものである。この

13

割合を以てすれば之は現在の米ノ人ノ日又ノ命の割合としてノ年一人当たり農産物消費量を前記消費高のより多く見て、も約 500 千石であつて、 400 人の人口にして $12,269,721$ 人 $\times 400$ 千石の需要量となる。

之に付し現在の國內生産による農産物をノ 1926 年—ノ 1930 年間の平均均約 $2,746,72,9$ 千石（消費移入農産物を控除したもの）増減の年率と継続するか否かを算定の不足といふことながら、この不足食糧を如何ぞ賄ふかといふことが今後の食糧対策の最も基本的な問題である。即ち之の緩慢延び輸入にまつてが足りないとの緩慢または國内の生産力拡充によつてカバーするかといふことの右側である。
も食糧不足は可及的に開拓新田によつて食糧の増産をはかり輸入食糧を抜き得る限り減少すべき、あるといふことは一致していふ。然も少くとも近い所久に世界の農業生産力の世界的農業恐慌が來ること必至である從つてこの際日本として無理な開拓

計画を実行して恐慌の危険に不撓屈な農業生産力を曝すより食糧不足は輸入によつて充足せしむべきであるという意見も行はれてゐる。併し今後相当長期に亘つて世界的ない物資不足が續けられるとの用ひかた今日、累しく近い将来に世界的大生産過剰による農業恐慌が襲うかどうかは絶々に断定せらるべき問題ではない。又、そゝした不安があるとしてもそれまでもつて國內の開拓による農業生産力の増加政策を否定する根拠にはならない。

戰後の世界食糧事情はノタック年度に至つても明るい見透しかつかない。歐洲ではソ聯などの多く全部の國々が食糧危機に陥つてゐる。戰前数ヶ年間歐洲は海外からノルマの食糧を輸入していく間にすぎずその所要量の9割は歐洲で賄つていいたのである。然もノルマの穀物產出高は平均値より20%乃至30%下逕り致命的な食糧危機が現出した。然もノタック年に於ける歐洲大陸の各種穀物の收穫高はノタック年よりやや下逕る見込である。従つてドイツ、オーストリア、ルーマニア、ポーランド、

ユーゴー、イタリヤ、ギリシャ、佛、英聯邦とんとべの國々が食糧不足に當りんでいる。

米食地域なる米亞、西利生産國であつたヒンマ、シヤハ及び佛印の回復不完全のため米穀輸出可能量は200万噸程度と見られ戰前の年輸出平均200万噸に比べて當初予割に過ぎない。かくで東洋諸國における食糧不足はノタック年既に於てノアフリカの不足を察せといはれてゐる。

一九四九年の米國のうちもろこしの減產せ時半に比し200万石ほど推定され、米國農務省の報告によれば米國はノムジル万石といふ穀類の大輸出を行つたが本年はかくの如き多量の輸出は行はれない。總つて日本に対する食糧の割当は減少せざるを得ない」ということであら。これによつて見ても農業恐慌を恐れて國內の食糧地盤を放棄するニミズは危険である。

從つて世界的食糧不足及び國內の生産不足対策のためにも又輸出によつて得た輸入力

當此長得る限り國家建設のために適用するにあたるためにも國內の土地政策、保全及び開墾計画を可及的速に遂行しなければならぬわけである。

開拓計画については勿論山林開拓などの対象とする限り林業及畜産計画と総合的關係に陥る場合も多少あります。又開拓便地が幾多の經濟的に不利な要素及び技術的に困難な要素を含む場合が多いし、水利、鐵道、道路、電氣、住宅、學校、医療機関等の点に於ては極條件の不利、困難性の多さなどはいはゞでもない問題である。従て之等の諸問題を如何に調整緩和し前面の合理化をはかり計画の遂行順位を具体的且つ総合的に規定するかとは國土計画の重要な問題である。

以上貿易振興政策と食糧増産政策の二大根本方針を基礎として今後の農業構成計画は樹立されるべきである。

第二 農業構成計画と石炭能力

端末我國農業構成が根本方針としては貿易振興と食糧増産政策を基本として進める

れるべきものとしても、次には之を具體的に示す。即ち資源開拓計画といふことは大きな問題にある。之は單なる希望や理念をもって現実的な基準で問題にはならない。即ち何を何に於けるか、何を何に於けるかの點で各産業部門相互通り有機性と均衡性を考慮して計劃すべきである。

この現實的基礎條件の最も大きな、そして根本的なものは石炭生産力である。本調査はその意味に於ては、この資源供給力が、一層の目標期限昭和25年迄にいくばくの程度可能であるかを算定するに於て、各産業への供給量と配分比率を考慮し各産業の生産能力目標を算定する所としたのである。然るに於てこの生産能力計画に上つていくばくの建設費が期待されるかを算、特に鋼材、セメント、木材等が生産部面及び公共事業建設費に対して如何なる影響によつて組合されねべきかを研究し、之によつて総合的に國土計画の具体的構成を決定しようとしたのである。

之は實際問題として或して簡単に決定出来ぬ問題ではない。併し本会は究も角二の

前に沿うて産業各部門に於ける昭和25年の目標については之を第一段によつて鐵工業関係の戦前及戦時中並に終戦時と戦後の生産能力及生産状態を見、之を昭和25年の生産目標と対照しあらが過去の状態に対してどの程度の水準になるかを見たのである。

(1) 石炭の供給取扱

昭和22年度の石炭生産実績は2,202.8万噸であり、22年度の生産計画は3,000万噸であるが、実産量は2,700万噸程度といはれている。22年度毎月以降の日迄の生産状況は次の如くな経過をたどつてゐる。

月	生産実績	作業日数	当社出勤者数	能率(1人/日)
4月	2,112.7噸	25.3日	3,884人	0.226
5月	2,111.9噸	26.2日	3,984人	0.226
6月	2,109.4噸	25.0日	4,074人	0.216

又石炭販賣会の昭和23年度以降の年次計画によれば次の如くである。

年	度	生産量	当社出勤者数	能率(1人/日)
昭和23年度		3,9,600.4噸	4,254人	0.256
1	2.4	3,6,000.0	4,300	0.32
2	2.5	3,5,000.0	4,300	0.30
3	2.6	3,4,000.0	4,200	0.30
4	2.7	3,1,000.0	4,200	0.30

既ち生産実績に於ては現れドリと云ふを繰り返すのみで、能率は大して現在と変化なく2.5年以内で3.0%の差の出成を計画してゐる。

(2) 電力の供給取扱

商工省電力局調査によれば昭和22年度上半期の火力発電量、電気の如くである。

月	年	火	水	電	合計
昭和22年7月	2,4,592.00	7,9,035	2,51,869		

昭和22年2月	1,355,855.50	149,168	2,010.305
" " 3月	2,242,528	149,354	2,432,631
" " 4月	2,635,413	93,660	2,722,013
" " 5月	2,214,581	24,213	2,988,294
" " 6月	2,819,029	81,423	2,900,560
合計	14,914,292	626,853	15,541,632
(年 標 算)	(2,982,959.8)	(1,253,706)	(3,1,083,304)

註 署名 1,000 K.W.H. (商工省電力局調)

六、本燃送電網基部の昭和27年度電力需給計画予想版によれば次の供給計画は次の如くである。

年間總需力量 34,475,000 K.W.H.
供給力 33,876,020

水力	1,355,855.50
火力	2,242,528
合計	3,598,383.50
可燃費改減目計	2,300,000
水 力	3,198,280
火 力	3,298,280
合計	6,496,560
貯水庫充電	2,000,000
貯水庫増設	2,000,000
配管及貯水槽	1,019,636.0
火 力 断	2,249,3,920 (需要量約 3,100 萬瓩)
整 那 不 足	598,280

自家用火力発機分

1,200,000kW

<所要燃約

15万噸)

差引絶対不足

1,800,000

即ち、これによれば昭和27年度5~6年計画が既成し得て始めて3才の燃K.W.Hは供給し得るのである。然も現在の如く電力の新設計画が施行し得ないものであるから極くものとすれば新建設による分3才の燃K.W.Hは見込み得ないものであるから既て極く補修復旧を専らものとしても昭和25年の供給力は3才の燃K.W.Hを以ていい。これより送電機出量7才の燃K.W.Hを差引きば供給実量は2才の燃K.W.Hである。

以上で石炭と電力の25年度供給限界を見たが、之に対する各産業部門及びそれ以外の石炭能力の需要量は次の如くである

供給力	石炭	電力
鐵工業需 要量	30,503,572噸	15,811,250kWh
鐵工業以外需 要量	12,545,000	10,594,000
計	43,048,572	26,405,250

第2表は鐵工業関係の昭和25年度生産量、主な主要原材 料、燃料所要量及び電力所要量を見たものである。

燃料所要量について大体日本石炭(配賦公算)、主な燃料、基礎土しに当該、産業の需 要量を参考したものである。

鐵工業以外の石炭所要量及び輸入炭を見ると次の如くである。

造船 算	300,000噸	輸入額定炭
輸 出 用	1,000,000	北支炭 1,000,000噸

機 器 用	1,730,000 瓦	機 水 用	200,000 瓦
官 行 街	350,000 瓦	機 印 装	50,000 瓦
國 電	819,900,000	(豊田 200,000 瓦)	
パンダ一機	1,025,000 瓦	洞河原換算	600,000 瓦
合 計	12,545,040	合 計	2,500,000 瓦

即ち石炭に於ては鐵工業以外の需要量、多寡は、4%引く×2,795,500瓦となり、需要量に対する約90%である。

一方電力の供給限界より鐵工業以外の電力所要量を差引くと、1,227瓩 K.W.H となり、鐵工業部門の所要量ノハナの値 K.W.H の77%にすぎない。

鐵工業以外の電力需要量なるものは次の如くである。

電氣供道	2,046,000 千 K.W.H
公共用	790,000

農事用	318,000
特殊用	1,090,000
電燈用	3,440,000
其 他 事 用	3,000,000 (合 標 用)
合 計	13,594,000

即ち鐵工業部門に対する石炭の供給限界は90%であるに對し電力は僅に77%にすぎない。之では到底鐵工業の生産目標を達成するることは不可能である。從てこの際政新としては極力電力の増加をひかると共に節電を行はねばならぬ。即ち鐵工業部門への供給力を石炭程度に引き上げるためにには、427瓩 K.W.H 程度の電力を需要しそのためには鐵工業以外への既電量を約7瓩 K.W.H 即ち約1%程度以下に引下げなければならぬ

第三、資源の供給限界より見て、鐵工業生産の限界、石炭及電力の供給限界が各部門の25年版に於ける生産目標に要する石炭電力の割合程多くすればその生産量はどうなるかといふ問題について検討しよう。

(ii) 鉄鋼

昭和22年上半期の鉄鋼生産実績及次の年換算を見ると次の如くである。

	22年(1月—6月)実績	年換算量	25年生産目標	倍数
鐵 板	1,483,017t	2,966,622t	1,195,000t	2.43
鋼 塊	3,766,944	7,533,888	1,840,000	2.44
鋼 材	2,046,779	4,093,558	1,100,000	2.68

註 鉄鋼協議会調査による。

昭和22年度の鋼材生産は40万噸と計画されていたが、結局その実際生

産量は約4万噸程度ではないかといわれてゐる。計画量の80%を達成である。
従つて昭和25年度の生産目標ノリ40万噸も実際には達成する約40万噸
程度であらう。

鉄鋼の供給計画については原料輸入による國內生産率をすべきを主張
するものと製品と機械・鋼製品を輸入して原料輸入を廢止せしめ、いうも
うどが政府部門にも民間にも対立していながらこの問題についても政府はは
つきりと方針を明示すべきである。

(2) 鉄鋼金属
全国鐵山公による昭和24年(1月～4月)の生産実績と昭和25年の
生産目標を比較すると次の如くである。

	24年上半期実績	年 積 算 量	25年 生産目標	指 标
精 鋼	/ 6,934.8	32,872 噸	60,000 噸	178
粗 鋼	4,148	8,396.	12,000	142

	重 鋼	錫	水 鋼	硫化鋼
重 鋼	6,301	12,602	24,090	362
錫	39	45	60	1,282
水 鋼	291	58.2	150	250
硫化鋼	349.691	699.362	2,112.600	386

22年に於ける錫の生産実績は漸次上昇傾向にたつてゐる。従つて石
炭、電力が確保されれば生産目標の達成は不可能ではない。
又錫、生鐵、水銀共に増加傾向を示しあが錫は全く生産停止状態に
陥つてゐる。

(3) 機械工業

機械工業に対する12ヶ月(1月～4月)の生産実績は次の如くである。

	生 産 台 數	機 械 生 量	價 格
產 増 機 械	1,374,996	90,484 噸	1,790,691 千円

工 作 機 廉	2,761	1,980
電気機械(電動機)	93,039	
鉄道車輛(機関車輛數)	1,137,38	

産業機械生産のうち月々顯著な増勢を示していきものは電動機類、土建用機械、礦山用機械、破碎機、微粉機類、ノンベア機等である。製鐵機類、金工加工用機械、化學工業用機械、起重機、グリップ類、食料用機械、難產農用機械類は大体毎月同程度の水準で生産されている。工作機械生産は大したことはない。

電氣機械は電動機、蒸気機、蓄電器が増加傾向を示している。鉄道車輛は蒸氣機関車は、クヌ輪、電氣機関車又0輪、客電車453輪貨車320輪である。

現在2'3'した生産状態を示していき機械工業が今後どういき生産をおこしていくようにならかとの推定は困難であるが、結局貿易兩間に伴つて鐵道

工、農用機械、難產農機械類が増加し土木礦山用機械類、農業機械、農具類が増加するであろう。電氣機械は電力の使用制限、蓄電池設工事の休止等により、結局現状程度の水準をもまり出ないであらう。

鐵道車輛は陸上輸送力の増加計画に伴ひ今後更に擴張され、これが期待される。

(4) 煤炭

建設資材としての需要を実感たるセメント及松脂子の2年(1月~4月)の生産状態は次の如くである。

セメント	配 送 量	松 脂 子	需 要 量
22年1月	9,403噸	24,800袋	10,400袋
2月	9,2,571	35,100	54,284袋
3月	9,2,622	21,900	47,666
4月	9,3,476	53,100	6,200
			67,064袋
			17,900

5月	111,502	50,100	53,976	10,000
6月	106,463	45,900	101,063	16,800
計	559,137	231,700	387,345	49,200
年換算	1,118,274	463,400	795,690	54,400
計画量	1,375,000	750,000	1,100,000	120,000
2/年実績	1,036,505	750,000	974,481	
25年目標	3,000,000	1,430,000	2,000,000	180,000

22年に於けるセメント、硫酸銅共に生産実績は計画に対して頗る不成功であるが、生産傾向は明らかに増加傾向を示している。25年の生産目標も配達關係から見スセメントは270万噸、硫酸銅はノ80万噸程度の生産であろう。

(5) 化学工業
化学工業のうちソーダ工業は特性ソーダ、ソーダ灰共に22年(1月)

	新・性ソーダ	ソーダ灰	硫酸銅	石灰
22年1月	2,128噸	6,793噸	47,391噸	13,178噸
2月	2,054	6,916	47,423	13,403
3月	1,655	1,911	44,754	13,197
4月	2,705	2,211	63,973	13,237
5月	3,706	2,916	60,203	11,8,923
6月	4,096	3,583	75,224	12,036
計	13,610	14,370	339,408	101,773
年換算量	36,020	28,980	678,176	203,546
2/年実績	30,270	22,911	411,092	192,847
2/年計画	53,600	50,000	603,400	200,000
25年目標	140,000	140,000	1,300,000	150,000

惜しそう年（ノ月～ム月）の前性ソーダの実績は計画量の70%程度であり、ソーダ灰は並つては5%、4%にすぎない。硫酸、石灰窒素は約2%であります。而つて昭和25年の生産目標までには前途尚遠い感がある。ソーダは工業塩が確保出来ても石灰、硫酸が確保されなければこの生産目標達成は困難である。今後人造織維品の輸出は極めて重要であり、目標の4、5%はその方に廻されものであるからこの目標は是非実達成しなければなりないものである。

化学肥料も硫酸、硝酸窒素2%、5%疎かに生産目標達成のためにには鋼材50万噸以上必要とし、牛門石灰270万噸、コークス65万噸、電力44万瓩、Hを必要とするのであるが食糧計算上不可避的に必要な資源とされるものである。

日本農業が世界有数の多肥農業であることは狹少なる耕地より多収穫をねらう以上必然的に行なうを得ないものであらう。

(5) 織維工業

日本織維連合会によると22年（21年12月～22年5月）の生産実績は次の如くである。

	22年上期	年換算量	22年計画量	25年目標
硫酸系	155,053.4**	310,106.4**	370,000	698,000
ス フ	6,116	12,232	14,000	100,000
人絹系	5,624	11,248	23,000	140,000
綿毛糸	4,123	8,246	20,000	68,400
綿毛糸	10,888	21,376		48,900
亞麻系	5,129	10,258		20,000
苧麻系	1,753	3,506		11,221
黄麻系	973	1,946		19,000

22年の実績に比して計画量は綿糸は2.25倍、スフは5.3倍、人絹は2.2倍という大きなものである。貿易の大宗織維品の生産比率をこの程度

に斬伐する二点は当然であるから農、電力の面より見て10%程度の斬伐の削減は乞むを得ないであらう。

第四 土地利用度より見る農林業

(1) 耕地面積と科学的土地区画整理事務
農林省調査によると全國の總面積は昭和14年の5,275万町歩より既後昭和21年には3,820,2万町歩となり耕地面積は14年の5,074,9万町歩より21年5,289,8万町歩となつてゐる。即ち總面積に対する農耕地の比率は1.5.7%より1.4.9%に低下し実数においては1万町歩より減少している。之を作物面積より見ると米は14年の3,19,2万町歩より減り、昭和21年には28,3,7万町歩となり既而に減少してゐる。大麦は大麥なれば小麥は17年の8,25万町歩より21年に掛けて3,7万町歩より3,8%に減少してゐる。燕麦も5.9%に減り、多少増加したものば甘藷のみであつて馬鈴薯、大豆、玉蜀黍等はこれも減少してゐる。即ち米の作物面積全耕地

面積に対する比率は14年の52.5%より21年には49.7%に低下してゐるのである。しかしてこの耕地面積問題に対して總司令部天然資源局農業課ローンT.ソンレイ氏は次の如き注目すべき点を指摘してゐる。

「今年度（22年度）の主食依附面積は戰時中の最高收穫時の依附面積の90%以下だといわれているのはどういう點が農民の報告してゐる本年度の主食依附面積は土地登記簿にのつてゐる耕地の最低数字よりもさうにされがれ少いから。地方事務所や縣庁では農民の報告した依附面積よりも少く報告していいなか。市町村長は縣に報告した依附面積は地方巡査員が中央政府に報告した依附面積と一致してゐるか。最近の測量機械での測定によるところ若干の有効な地方指導者は依附面積を實際の三分の一に報告してゐるといふかどりか。本年用肥料供給の増加は米田にどれだけの効果をもつてゐるか。村の土地登記簿の耕地面積の數字はどの程度までが半世紀以前のすこんな測定や目測で算出にした数字であるか。最近の測量によるところの耕地面積は實際は土地登記簿の一倍半であつた。村の土地登記簿

は、計画ないし見觸りの最高限度を示すためのものではないか。村の土地登記簿の附地面積をもとにきめた最高限度によつて農産計画や予想が行はれることがとは日本と世界に亘つて公正なことといえらかうか。割当は單なる政治的な機制の問題であり（むちや略），日本政府は何處に、戦勝中の最高限計面積より少し多く保有面積を基準に割当を設定したか。もし日本政府が農民の申告にしたがつて本年度作物面積を増加修正することに次めた場合日本政府は日本の農業に關する各種資料が間違つてゐることを全世界に認めるか、また修正する場合その限界をどこにおくか、それを割出すに当つて政治的な考慮を拂ふつもりか。それとも科学的な統計法によるつもりか。一休日本政府は毎年までの慣例から毎年の米の実収が六千万石に近いとい、主張をいきさかでも廢し得る資料と論拠を提出し得るか。現在の食糧管理制度の結果地方の農民は戰前よりもガロリ一攫取量を制限されていることを立証する事実があるか。一休日本は全世界が本年は深刻な食糧危機に直面してゐる事實を十分に知つてゐるか。もし承知しているなら

「その日本に及ぼす影響を緩和するために日本の科学者や政治家は一休をしてしようとしてゐるか」（昭和22.9.20朝日新聞所載）

この痛烈な指揮的質問に対して日本政府はどう答へたか。遺憾ながらこれを満足させ得る明確な答は出ないのでばかりうか。土地登記の改善などは農林省自体が認めていよいよこうであり、急遽にその改善合理化の必要なことは唱えられていた問題である。然しこれを政治的障害と押切つて断行し得なかつたところに問題があつてゐる。実か所この問題を明かにしなし得ずには如何なる食糧政策も農業國土計画も無意味であるといえるのであつて封建的土地調査を今日まで何等の改善を加へることなしに踏襲し來つてゐるのである。第二次農地改革法によつて二ヶ年間に百石から政府が直接二百町歩の小作地を買取つて約二百万石の自作農を創設することなつた。計画通りにゆけば一町歩以上の不耕作地主はなくなり農民は殆ど自供農となる。一戸五人世帯とすれば地主階級500万人、小作階級1,500万人、合計2,000万人即ちわが國人口の3割を分かせ

の生活に大きな影響を及ぼすのであつて國內的な大革命といつても決して過言ではないと農林省はいつ々いふが、この場合の農地面積を計る方法へ實際には土地管轄の面積で取引されている場合が多いし、また短時間に本計画を実施しようといふのであるから特別の場合の外は最も簡単に土地台帳の面積を以て定めることにしたといつてゐる。こんな事で漠然と農業計画が立てられる筈は絶対にない。これが公的機関から私揮されたり政府はどうする様りなのか。宜しく國內的な政治的障害を克服して明確な土地調査を行つて貰うべきである。之は單に國內的な問題ではなく世界に対する國家意義の問題である。

(2) 食糧政策と開墾計画

國內的な食糧需給調整政策としてほ土地調査計画の遂行による供出量の増加、輸入対策或は農業經營の合理化による生産力の向上、或は配給の費賃制度施行等幾多の方策がある。然し最も効果的な方法としては結局治山治水政策による風水害、旱害の防止及び開拓計画による新耕地の設定であ

る。然し現在の状況に於て開墾地として残されてゐる土地は自然的にも経済的にも幾多の欠陥があるところが大部分である。故つてその開墾は決して容易なものではなくての農業經營上にも生産上にも困難が多いことは当然である。従つてその開拓計画も收束得る限り合理的な計画に基いて進めるべきであつてその点開拓法が取れ此のためになつたことは遺憾であるがその計画が緊急性のものから恒久性のものに転換せんとしていることは合理的である。

食糧不足対策上開拓計画は極めて重要なものであるが政府の緊急開拓事業実施要綱では

- 1、開拓面積は内地より30町歩、北海道70万町歩、計1ヶカ万町歩として5ヶ年を以て完成する。
- 2、干拓面積は湖面半堀2.5万町歩、海面干拓2.5万町歩、計10万町歩とし大体6ヶ年を以て完城する。
- 3、窓土、排水、耕作地化、農業道路計画等を総合とする土地改良計画

の実施面積は又 10 万町歩 3 ヶ年を以て完成する。

4、帰農戸数は内地 80 万戸、北海道 20 万戸計 100 万戸を目標とし
ておよそ 5 ヶ年間に入植させるものとする。

といふものがであった。之によつて食糧の自給化とはかゝらずに、失業者
の帰農促進を計画したものであつたが昭和 20 年度（昭和 20 年 11 月より
21 年 3 月まで）及昭和 21 年度の開墾実績は次の如くである。

内 地	計画面積 昭和 20 年度	実施面積 昭和 20 年度	実績率
21 年度	130,000	121,600	93.5%
合 計	222,000	186,200	83.8%
北海道 20 年及 21 年度計	53,000	35,400	62.0%
合 計	279,000	221,600	

しかし 2 の極大なる緊急開拓計画が予算及資材の面から制約を受けたば

かりでなく條件の余り狭くなり開拓地以外に私有の可耕未經地の解放が順
調を欠いていること、開拓入植者の資金難、營農指導者の不充分なること
住宅、水利、道路、交通條件の劣悪なること等によつて漸く行詰り状態に
陥つて来たため、離脱者の数が今後増大するのではないかと憂慮されてい
る。ここに於て開拓計画の改訂が是非必要となり、農林省は國土資源の合
理的開拓の観点から開拓計画の再出発を企図しているが、それによると内
地開拓計画は又 2 年度から 5 ヶ年、北海道は 10 ヶ年をもつて完成する。
干拓事業は目標 1,000 万町歩から 500 万町歩が削減され、事業年度も又 2 年度か
ら 5 ヶ年で完成する。土地改良は又 2 年から 5 ヶ年間で内地 200 万町歩
である。これらの開拓地に対する入植者数は 1,200,200 戸を目標とし、内
地開拓地には 5 ヶ年、（北海道は 10 ヶ年）、干拓地には 7 ヶ年で入植を完了させ
了させら計画である。

従つて又 2 年度より又 5 年度迄は邊域すべく目標處は北海道 200 万町歩
内地 500 万町歩、合計 1,000 万町歩であるが、このうち又 2 年度及び 1 年

度速に達成した分を差引くと北海道は26,500町歩、内地は51,400町歩の開墾が予定される。

(3) 山林資源と被災均衡の問題

昭和ノ又年に於ける全國林野面積の内訳を見ると次の如くである。

地	面積	林野面積	總面積に対する林野割合	人口千人当林野面積
新潟	29,621,657	17,575,426	59%	285
北海道	8,951,490	6,410,900	74	2,082
福岡	22,263,430	16,340,464	73	731
宮崎	3,626,089	2,399,765	66	428
福島	3,839,105	2,928,497	80	8,957
全国	68,101,956	45,855,104	67	456

註 山林要覽による

内地の林野面積2,418,5万町歩、外地のそれは2,167万町歩、合計

45,855,105万町歩であつたものが外地のもの立全然喪失したものであり、特に森林蓄積資源の点に於て豊富な樟太を喪つたことはわが國の大打撃である。

針葉樹	闊葉樹	合計蓄積資源
新潟	2,398,597	2,174,831
北海道	7,956,607	1,335,013
福島	707,188	1,224,407
宮崎	5,22,058	2,85,801
福島	2,55,994	4,88,740
合計	46,80,442	44,406,792

註 山林要覽による

外地全部を含めて90億石の蓄積資源を有していたものが内地のみの9億石に減少し、然も戰時中の過伐によつて昭和21年には6,1億石にな

リセのうち利用可能な資源はどの様になつてしまつた。

戰時中に於ける造林狀態は昭和 1 年以降の分について見ても伐採面積に於する造林実施面積が如何に即応し得なかつたかといふことは第二表について見て最も明かな如く伐採面積に対する造林面積の比率は昭和 1 年 54.7%、19 年 59.4%、20 年 37.7% と少しずつ減少してゐる。

わが國の伐採木の材積量は用材に対し薪炭材が約又倍になつてゐる。
しかも元請を合せると3.5億石乃至3.8億石であつて4.0億石の蓄積率た
の成長率を以て5%と累積率と稱する年々億石程度の伐採が限度である。
そしてそのためにも年々50~3万町歩の造林計画が必要である。この
意味に於て政府当局も昭和25年迄の伐採計画を用材で4.0億石、薪炭
材/蓄積率4.0万石、合計1億8000万石とし、之に対する造林ヶヶ年割
面をメタノ石町歩と予定していくわけである。從來から造林計画に対し
その実績率が極めて低いといふことは造林が経済的に不利なこと、苗が供給

給不足だったことと、伐株が目前の利益獲得に有利であつたこと等の原因によるものであつた。然し現在は建築統制が強化されたこと、輸出力の不足等によつて漸く木材、薪炭の生産地に於けるヤミ値が下回つてゐるといふ事実は今後の伐木緩和の有力な支柱となり、苗圃計策の円滑化と水害防止運動が強化されれば今度の山林計画も順調にかるであろう。

林園業によると山林の治水防護機能に対する影響並にその國家經濟的比對性が問題である。農林省の開拓部によれば開拓面積、55万町歩のうち山林は田畠になるものは4.5万町歩、原野より耕地になるものは2.2万町歩であつて前者47.5%後者は40%である。之で山林面積のうち立木地、立木の割合は大したものではない。又年平均開墾面積は、内地54年計画比海道104年計画であるから此は

合計 11.2 万町歩 が、一で灌漑計画 5.6 万町歩が進行し、得失は全体的には
まづ問題はない。
しかしながら林遷伐による水害の問題は決して小さく、今次の
水害統計によつて見ても甚大なものである。

朝日新聞社調査水害統計（昭和 22.7.20 現在）

地名	面積	折合不明	家屋倒壊	田流失	田掘水	田流失	烟掘水	烟流失	機械失	堤防失
柏木	252	34	477	1,131	399	44,819	273	1,2218	70	5,196
群馬	276	1,314	306	4,362	—	28,599	4,850	7,650	1,200	1,250
埼玉	56	63	490	403	347	24,412	318	2,958	349	16,736
茨城	48	23	7	71	188	17,798	85	21,900	117	19,435
神奈川	1	5	—	5	17	10,261	23	1,932	133	171
千葉	—	—	—	2	—	6,1202	—	1,919	—	100
東京	8	—	5	—	—	51,600	—	—	—	2
福島	7	—	—	—	—	3,201	16	2,802	1110	1,043

宮城	7	30	16	39	83	140,176	697	44,470	658	11,207	150	304
岩手	63	294	122	2,142	442	29,977	2,65	20,924	8,933	5,592	420	292
青森	1	—	—	4	1	4,248	8	26,076	2	624	17	4
山形	6	—	—	—	10	2,196	64	1,790	35	708	20	30
秋田	8	—	3	5	5	11,443	151	6,998	64	10,035	58	69
福岡	2	1	—	5	3	1,546	2	652	73	165	16	12
山梨	13	8	11	49	24	3,317	241	1,083	368	944	137	224
長野	3	—	—	—	—	23	4	223	27	376	19	17
新潟	—	—	—	—	—	1	246	—	175	—	4	11
北海道	9	—	1	35	20	7,268	—	14,870	—	11,173	194	15
計	1,248	1,902	1,420	8,747	2,018	481,931	6,997	200,120	11,937	84,936	1,946	2,204

島らべの農地に及ぼす影響のみを見ても田畠の流失及び掘水面積は 30 万
町歩をこえ、内務省土木局統計表による昭和元年及昭和 3 年の水害田畠流

失墮率を極の3倍に及んでゐる。如何にその被害が大きなものであるかが
うかがわれる。こうした被害の根本対策は山林計画の確立とその着実なる実行以外には
ない。

第五 輸送計画と鉄道建設計画

(1) 國鐵輸送計劃

戦後における國鐵の輸送概況は昭和21年度の貨物輸送実績を見ると月平均930万噸、年間1億噸に達し旅客輸送は30億人に達している。更に22年度に入るやうな西月にわたり1月間900万噸の物資を輸送する体制をとるゝえ、之を上回る実績を示してゐる。

22年5月に於ける輸送実績及び22年の計画を見るに次の通りである。

輸送実績	22年5月	22年度
輸送実績	13,288,976	156,647,425

輸送計画	9,708,9	117,849
実績	9,653,1	
前年実績	8,538,5	95,925

22年9月よりは月間1,000万噸以上かられていて、即ち輸送力は既居輪遅延率の7%、8%であり、200万噸の滞留は解消されていない。これは貨車運用効率の低下、即ち故障車の積放、仓库の不足、荷役機械の不備、通信施設の弱化等の問題があり、國鐵の赤字財政の問題がある。國鐵の輸送設備を昭和22年5月に於ける各種使用率統計について見る次の如くである。

	使用率	不完全率	一日走行時間
機関車	5.410	2.780	9.5分
客車	8.400	1.800	1.60分
電車	1.500	3.50	

車	97,000	20,000	貨車回転率(現存) / 圖 159 年 1941/23.31
---	--------	--------	-----------------------------------

かく多くの不完全車輛を推し、しかも修繕能力は容易に向上せず休車率は戦前に比し二倍乃至三倍以上で、いの状態に加へて通信との他の施設の荒廃のため車輛の能率は漸次低下し輸送力の減少を余儀なくされてゐる。一方輸送量は戦前ノノ年度に比し又ノノ年度は旅客3.3倍、貨物1.25倍に達した。戦前に於ては年間鐵道輸入額延、沿岸汽船約ルリ6万噸、海上合せてノ億ルリ000万噸(汽船及機帆船)程度の輸送能力を有するにすぎず運は年間ノリル00万噸(汽船及機帆船)は非常に大きくなつたのである。物資輸送上に於ける鐵道のための復舊は非常に大とくなつたのである。かつて月間ノルリ00万噸(年間ノ億ルリ000万噸)の輸送力を發揮していた鐵道が現在は月間ノ000万噸程度の輸送力に止まつてゐるわけである。

昭和25年に於ける輸送目標についてはノ億ルリ3.3万噸といわれてゐる。

93

ちが、之に対する石炭消費量はノ50万噸である。しかし石炭の供給可能量から見てノ億ルリ3.0万噸程度であらう。従でノ5年の輸送力の配分は第五版の程度にあるべきであらう。即ち輸入煤又ノルリ00万噸輸入煤又ノルリ00万噸輸入食糧又ノル万噸棉花又ノ噸等と想ひんで配分したものである。

(2) 國鉄建設計画

輸送計画に即応して車輛の新補修、その他施設の補修後日、建設線路増設及改良、停車場改良、水陸連絡設備、電化設備、水力設備計画が進められている。特に当局は石炭消費を節約するため電化計画に重きを置いている。

國鐵の電化計画の線路選定が針は次の如くである。

- (i) 輸送量大にして石炭節約上最も有効なる線区
- (ii) 長大隧道或は勾配多き線区
- (iii) 大都市近郊旅客列車混雜時に轉換甚しき地区

官ナのこうした弊に対する懇願はどうしても消極的となり危急的となりやすいのであって極めて危險である。

(2) 砂防計画

砂防計画も内務省の監督工事と所管が補助計画とに分れてゐるが、之も結局渓流の土砂崩壊から河川の土砂流失による河床の上昇をさせぐ計画であり河川計画と共に振興一休をすむものである。

(3) 道路計画

現在我國の幹線道路には全國幹線として國道があり、その總延長は2,910.5km（内有効幅員7.5m以上で規格改良されたもの2,036.6km）そのうち自動車交通可能幅員を有する延長は2,473.8km、全体の87%である。地方幹線としては指定府縣道があり、その總延長は2,450.5km（内有効幅員5.5m以上に改良されたもの2,448.8km）そのうち舗装延長は2,307.5km、全体の約90%である。以上の幹線に次ぐ道路として一般府縣道がある。その總延長20,840.5km（内有効幅員5.5m以上に改良されたもの）である。その總延長20,840.5km（内有効幅員5.5m以上に改良されたもの）である。

（以下27.5km）舗装延長は2,473.8km、總延長の3%にあれば、幹線道路の整備が計画一通り計画に盛り込まれたものうち危急に改良の必要を感じ得るもの及び遊駐軍の要請により緊急改良を必要とするもの为主として、之は政府の直接で施工し、指定府縣道の改良は穀産物、林産物、農産物等の生産及び輸出の増加を急速に促進するもの及び遊駐軍の要求によるものに限り政府助成の補助事業として道路管理者をして執行させている。その第一次5年計画によれば次の如くである。

	22年總延長	舗装延長	計画延長	舗装計画
國道	2,910.5km	2,473.8km	1,650.4km	1,650.4km
指定府縣道	24,503	2,437	2,730	2,240
一般府縣道	20,840.5km	2,437	5,560	2,300

即ち國道計画は總延長に対して90.5%、指定府縣道は11.1%、一般府縣道は2.4%である。第一次5ヶ年計画に要する鋼材は11.5万噸、セメント

ント 2,814,3 万戸、木材メートル 1,000 万 m³ である。

(4) 建築計画

内閣經濟白書によれば住宅問題については次の如く述べてゐる。
「戦災復興院の調査によると戦災による住宅の不足は原因別に次の如く見積
りれる。」

戦災によるもの	2,100 万戸
疎開取壟によるもの	150
海外引揚者の需要増	60
戦時中の供給不足数	110

合計

これに対して戦災死による需要減が 10 万戸で戦後の建設戸数が約 40
万戸あるから差引き 2,000 万戸が戦争による現在の不足戸数である。この
ほか火災風水害等の他による滅失 5 万戸と自然腐朽による滅失 5 万戸、世帯
の自然増加による需要量 10 万戸、これらを合せて毎年 200 万戸を建設し

てゆかねば供給不足が成れず。他方終戦以来本年(昭和 2 年)3 月未までの
建築戸数は總計 2,914 万戸でそのうち約 2,000 戸が住宅建築であり、残りが
店舗等の他の建築である。従てこの程度の建築状況では平常需要をどうや
くみたし得る程度で戦争による不足分 400 万戸の再建はできない。また
之までの建築は艦船が不敵故であつたため眞面目な労働者の住宅よりもイ
シフヒ利得者等の住宅建築が比較的容易に行はれた傾向があつたので、昭
和 2 年 2 月から建築とその資材に潤する統制が強化された。今後の経済
力の回復と相俟つて住宅の本格的建設を促進する必要があつた。

然し戦災復興院建築局によるニ戦災による実際の不足戸数は 4,500 万戸
である。然も 400 万戸の建築では戦災危から免れた家屋も相当戦争によつ
ていかんでいるので毎年約 200 万戸の滅失があつたため差引増加していくも
のは 2,000 万戸にすぎない。従て 2,500 万戸の不足分を充たすためには 20
年以上を要するわけであつて、10 年間に復興するためには年 60 万戸の
建築が必要である。年 60 万戸の住宅建設のために要する主要資材量は次

の如くである。

一戸当所要量	14,400 石
鋼材	2,400 石
セメント	1,500 石
木材	2,400 石

註 / ノウ当面積 / 200,000 平方メートル
住宅建築以外の鋼材所要量は住宅建築の 2 倍と見て 2,800 万石ある。
5 年間の所要量は 2,800 万石合計 22,000 万石である。

(5) 通信計画

戰災に因り國內電信電話施設の大半は絶大に損傷したが復興した國力も回復し、民生の安定、産業の再建を促進させるために通信が極めて重要な役割をものものである。従て通信局は電気通信施設復旧 5~6 年計画を立て、通信網の復元を図ろうとしている。

その緊急施設事項を列挙すれば次の如くである。

- 1、重要加入者より漸次復旧
- 2、國內經濟情勢に適応する回線の整備
- 3、食糧石炭輸送、報道等の重要な通信機関に必要な回線の整備
- 4、非常災害時に備へて有線通信の補助施設として國內無線通信網の整備

5、戰時中敵行動に計画された通信網の再編成
5~6 年計画は昭和 2 年度より 5 年に亘るものであつて之に要する經費は / ノウ億円、所要資材は鋼材 / 10,3 万石、銅 / 3 万石、鉛 / 0.5 万石、木材 / 2 の万石、セメント / 2,800 万石である。

第七 生産面及建設面に対する主要資材配分計画

- (1) 主要資材の供給限度
鐵工業部門の生産目標については之を基礎的資源たる石炭及電力の供給限界よりその重要性に応じてその達成の可能性及適正限度に因して研究し

更に農林計画、輸送計画、及川川、海防、道路、鐵道、通信等の諸計画に
ついても一応之を見在わけであるが、之によつて、木材の供給限度と需要量が
判然としたのである。

そこで本調査の目的たる各部門より商機的關係と均衡性並に重要性に
従つて資材配分の計画を立てなければなりないが、建設費材の中心となる
鋼材、セメント、木材の生産は普通鋼材1,000万噸、セメント2,700万噸
木材6,000万石程度のものと推定される。從て之を昭和21年以降25
年度迄の生産總計は大体次の如くである。

	普通鋼材	特殊鋼材	木
昭和21年	3,22,601噸	1,95,890噸	1,081,201噸
22年	5,50,600	2,50,600	1,800,000
23年	7,50,000	3,00,000	2,300,000
24年	9,50,000	3,50,000	2,600,000

" 25年	× 200,000	400,000	3,000,000	60,000
合計	3,592,601	1,486,890	10,681,201	336,268

註 昭和21年は生産実績、但木材は生産予定、其他は推定生産量、其
他鋼材は特殊鋼、鍛鋼、鉄鋼空合ものを。
即ち5ヶ月間の普通鋼材生産量は2,500万噸程度、其他は21年迄に3,
0—4,0万噸程度の鋼材輸入を見込み得るであらう。されば其の供給量
は約4,00万噸である。

此の鋼材が如何に配分せらるべきかといふことが該局技術再建計画の基
礎條件となるわけである。

(2) 商工省の昭和22年度鋼材配分計画
昭和22年度における商工省鐵山局鐵鋼課がどつた鐵鋼の配当方針に従
してはその昭和22年度鐵鋼需給実相報告書(昭和22年1月)によれば次
の通りである。

1、石炭300万噸確保のためにその主力又は年次下期に於ける急
角度の増産に邁進せざるため上期に於ける措置については特
に考慮を拂つた。

2、造船等用資材については年間需要の明確なるものは極めて優先的に確
保する。

3、賠償機会用資材に關しては司令部に於て指示した賠償機会用木材の
割当量に準じて配当を考慮する。

4、飲道輸送に関しては貨物輸送に力を注ぎ年間輸送力11,600万噸
確保の方途を探ることとし旅客輸送は1日22万噸程度に止むるこ
ととした。

5、海上輸送力に關しては船舶の補修航行、船の完咸を重点とし、外國
船の借入稼行率の向上と相俟つて年間輸送力1,000万噸の確保を
計ることとした。

6、電力は火力の補多に重視を置き特に九州地区火力設備の改善を目途

とし、併せて一部水力電源の開発に努めることとした。

7、輸送については既定方針の実達を目指とした。

国民生活に關し、主に食糧増産確保資料として考慮を向けていたが、日同整備についても附記の已らずさへ到つた。従し、往々は30万キロの穀米供給りする方針を設つた。其缺點は、次製品及、諸物用駅、駅については、古と同様、駅所配当比率を中心として範囲が遼れただ。

昭和22年度鉄道（普通鋼材）荷物取扱

	要 求 量	販 賣 量	當 期 比	當 期 率
1 石炭 質	9,135.0	8,300.0	9.0	9.0%
2 電 質	77	52,150	28.0	42%
3 化 學 肥 料	74,665	(販賣) 36,000 26,000	4.1	4.0
4、鐵 運	332,505	(運賃) 125,000 (税金) 15,000 (小運賃) 24,000	29	
5 稲 質	190,000	53,000 29,000 各緒 36,000 農耕運輸費 10,000	29	
6 通 貨	16,200	11,900	67.9	33

ヲ 食料品工業	32,267	5,000
オ 進駐軍	7,137	5,000
ヲ 踏道板	4,130	3,000
ノ 施設	10,000	14,000
合	89,577	42,600
		42,6

社、其の海運、汽船、造船、機械、鐵道、鐵鋼、鐵貨、工事、建築に亘しては、銀礦自、既當營の記載有し。

(2) 地上を走る並河支局分野

合公會賃金の金額別に於ける額は、支局別に割り算すれば次の如くである。

工部省	支局	地圖
日	51,000 Kč 00/- 164	272
支	3,500	174
正	2,000 Kč 00/- 2	174

合工部省支局別に於ける額は、支局別に割り算すれば次の如くである。

不	柴	火柴	火柴
薪	3,204	1	100
火力電氣	360,800	1,000	1,000

即ち上の核算は、火種工本の爲めを主とするのであるが、以下に核算する所は、(前項)

不	柴	火柴	火柴
石炭	32,976	1,639	1,639
生	342	865	865
瓦油	3,781	2,132	2,132
薪	3,692	1,651	1,651
火	3,971	2,310	2,310
水力電氣	10,537	1,580	1,580
電	1,621	1,621	1,621
人	36,310	1,644	1,644
第一人当消費量	0.82 (人)	1.16 (人)	1.16 (人)

昭和25年は於ける度、一人当たり零工本、火一溝を算定、即ち、第一人当消費量は、西洋、日本、歐洲、中國、印度等の平均値である。

21.22-①

(2)

國土計画審議会議事規則

第一條

会議の日時及場所は、会長がこれを定める。

第二條

会長は会議の議長となり、議事を整理する。会長

する。

第三條 会議は委員及び臨時委員を合せて、その三分の二以上出席しなければ、これを聞くことができない。但し

認め特に議決を経た時は此の限りでない。

第四條

議席は認め抽籤でこれを定める。

第五條

会議の経過及結果の発表は議長がこれを行う。

第六條

発言しようとする者は、議長の許可を受けなければ

ばならぬ。

9.3
102

第七條 動議を提出しようとするとする者は、案を作り議長に差し出さなければならぬ。但し簡単なものは、口頭で述べることができる。

第八條 勘議は賛成者だければ議題とすることができる。

第九條 建議案を提出しようとするとする者は、案を作り、五人以上の賛成者と連署して、会長に差出さなければならぬ。

第十條 議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で、これを決める。

十一條 同数のときは、議長が決める。

第十二條 会長が必要と認めるとときは、特定の事項を審査する。

するため部会を開くことができる。部員は委員及臨時委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十三條 部会に部会長を置き、部員の互選により之を定める。部会長は、審査の経過及結果を会議に報告しなければならない。

部会には、本則の規定を準用する。

第十四條 議事録は幹事がこれを作成する。

第十五條 本則に規定のない事項は、会長がこれを決める。

21.3.28
(28)

62

委

員

國土計画審議会委員名簿

大東 遼運商農厚文大内外
阪 京 都 市 知 次 次 次 次 次 次 次 次
長 事 官 官 官 官 官 官 官 官
内閣官房次長
法 制 局 次 長
戰災復興院次長
経済安定本部副長官

近安

藤井

博誠

二
夫郎

93

104

戸 諸 楠 永 村 赤 壱 辰 加 上 喜 浅
田 井 川 井 上 木 原 馬 藤 多 沼
貞 貫 宗 宗 家 朝 敏 鎌 武 荣 植 次 稲 次
三 二 門 享 郎 岩 郎 藏 夫 吉 郎 郎

鹿 永 大 原 坊 村 白 白 桂 德 河 潮
島 江 野 田 城 上 泽 根 川 原
一 伴 讓 俊 義 保 竹 廣 宗 春 恵
透 夫 瞳 二 賢 一 美 介 郎 敬 作 輔

飯永杉進武

沼野村藤部

一重廣武英

省雄藏左門治

河金矢尾折井鈴片赤有東岸
口森郎原下出木岡水澤畠田
協誠立茂吉正雅直正廣精
介之郎嘉延孝次方雄巳一刀
日出

69

2127
29

別紙四ノワ

勅令第七〇號

國土計画審議会官制

第一條 國土計画審議会は内閣總理大臣の所轄に屬し、閣僚各大臣の諮問に應じて、國土計画へ戰災復興計画を含むして、

関する重要事項を調査審議する。

審議会は前項の事項について、閣僚各大臣に建議する二つに
かたきる。

第二條 審議会は委員五十人以内で二札を組織する。

前項の定員の外必要とする場合は、臨時委員を

9.3
107

置く二とがでさる。

第三條 審議会は会長を置き委員の互選により二員を定め
る。
第四條 委員及臨時委員は関係各省の二級以上の官吏又は
学識経験のある者の中から内閣總理大臣の奏請により内
閣で二札を命ずる。

学識経験のある者の中から命ぜられ在委員の任期は二
年とする。但し特別の事由がある場合においては任期中
にこれを解任する二とを妨げない。

第五條 会長は会務を總理する。
第六條 審議会は専門委員を置く二とがでさる。内閣總理
大臣の奏請により内閣で二札を命ずる。

専門委員は会長の命を承りて専門の事項を調査する。
第七條 審議会は必要があると認めるときは専門委員との
他適当と認める者を会議に出席させ意見を述べさせること
ができる。

第八條 審議会は必要があると認めるときは関係各廳に付
して資料の提出又は説明を求める二とがでさる。

第九條 審議会は幹事を置く。内閣總理大臣の奏請により
内閣で二札を命ずる。

幹事は上司の指揮を承りて庶務を總理する。

第十條 審議会は書記を置く。内閣總理大臣が二札を命ず
る。

書記は上司の指揮を承りて庶務を總理する。

附 則

二の勅令は公布の日から二月を施行する。
土木會議官制は二月を廢止する。

昭和二十二年三月六日公布

九、開拓用大農器具の貸與

開拓用大農器具ヘトラクター、ドライバ用農具、板根機、簡易農材機等は入植者に購入させるのが不適当なので昭和二十一及二十二年度に於ては国が貸與した上元を貸與して平坦地の飛行場其の他の入植地で機械用墾を行つた。所が何分にモ我国では斯ガる大農具は生産の経験が浅ハ爲に、心し三出采が良くなく、又使用後も故障が多くて可動率は不良といえながら、昭和二十二年度の中途に於てトラクター一元の油の配給が停止されたので機会に今後は機械用墾に代り畜力用墾又はハサキ開墾と実施することになった。尤モ當農資金に依つて婦農組合等が家畜を購入し得る様にすまには法律改正を要するので、それ迄のつなぎとして差当リ昭和二十二年度の第二四半期より第四四半期迄の間、約六百頭の牛馬を國に於て購入し有料で縣に貸與し、縣は婦農組合等に貸與することになつた。

十、開墾移入戸数の実績

(1) 開墾実績 (里位町)

昭和二十年度

昭和二十一年度

昭和二十二年四月一十月

合		北	内
道	地	國營開墾	國營開墾
補助開墾	補助開墾	補助開墾	補助開墾
計	計	三五〇〇	一三四〇一
大閘	大閘	三五〇〇	三三八〇八
補助開墾	補助開墾	七一八五	八七八〇三
計	計	三一八六三	一二三五七
六九〇六	一九〇六	五八四八六	一三三三九
一五四七六四	一三四〇一	五四九八六	一三七七五
一六八一六五	一九〇六	三一〇九	六九一町
一五五三八〇	六九一	二三五五	二七八〇五
五五三四〇	六九一	二七五三五	二七五三五

(2)

入植戸数及離農戸数 (内地は二十二年九月末、北海道は二十二年十一月末)

内	入	植	離	農	戸	数
地	地	北	地	北	道	数
二二〇	三八一四	四二〇一	九八九	二二九五	一九九五	一九九六
二二一	五七三五二	八〇八二	六四七	一一一四	三七六一	一三七六三
二二二	一六七五四	六五三四四	二二九九	一一一四	二九四二	二九四二
二二三	一七六八	四二四五	二二九九	一一一四	一五九〇五	一五九〇五
計	一一三二〇	一一六八	一一六八	一一六八	一一九九六	一一九九六

右の入植戸数より、脱落戸数を控除した数と並に示した住宅建設戸数と比較してみると分る様に現在では住宅が全国で五万戸以上も不足である。之は豫算が開墾費の方を重点的に回されることが資材難に由るのである。暖地に於ては昭和二十一年冬をテントして暮下予定の下に進駐軍の一テントし四二組の拂下を受けたのであるが、テントで我慢下るという様なことであつた。

十一 開拓に関する現下の諸問題

一 緊急開拓が我が國の食糧不足及人口吸收上心要なことは既に述べた通りで、あるが、実際には公共事業計画を策定する場合に、開拓を行ふのと既耕地に対する土地改良、農業水利災害復旧を行ふのとを如何なる比率で考えらるかは毎三度頭を悩ます問題である。殊に現在の様に資金資材が不足した時に於ては短期に可及的大きな效果の発生するが、事業を進はざるを得ず、效率の良い既耕地に対する事業に相当の重点を置くことにならざるを得ない、資源の総合的、経済的、利目的意味がう見て雨倉の均衡ある開拓点を見出す努力に努めなければならない。

二 島で我が國の農村から一年に前会に転出した人口は五百万乃至六一百人あつて、之等の人々は主として前会の工業に吸収されていたのであつた、然るに終戦後は引揚・復員、工場よりの帰農率によつて農村に約三百万人の人々が増加したが、既に六百万町の既耕地に約百万人の過剰人口がいる状況である。殊に最近の農業經營は農具の発達や共同經營

の採用率により單位当たりの労働生産性が向上しつゝあるが、此の過剰は相当著しくなつてゐるのである。

我が國の工業が現在の停滞した状況から次第に恢復してゆくことは確かであるが、併し農村の過剰人口を全額吸収するに發展することは期待するのは困難であるが、天張り農業への足着を相当に図ることが必要であろう、併し開拓の現実の進行は今迄の所資金資材難に悩まされて中々思う様にいかず、外地よりの引揚者で農業の経験ある人達等の要求に答える得ないのは甚だ残念である。

又植木で漁業に從事していざ人が北海道で入植する様な例が多いで昭和二十三年度からは公共事業で北海道の漁民入植を計画する予定であつて漁船・漁具等の補助を行うことにならう、一人当たりの補助金は開拓入植者の場合よりは少く且漁業の経験を活かすことが可能になれば、此の方が國民經濟的に有利であろう。

三 昭和二十二年秋に決定された緊急開拓五箇年計画は勿々間に満足さ

れたものであり、其の次の実績等を斟酌して計画面積、年度割、計画生産物の内容等再検討すべきことが多く、明治元年より昭和十九三年度迄に我が國で開拓された総面積が百五十二万歩余であるから、之と同面積を経済上の落ちた状態で三三箇間に開拓といふことは無理といふざるを得ない。計画生産物の内容を果して当初の計画の如きに著しく見込んだうよいかどうかを再審議せられて、又ハ植樹希望者の圧力が強いために入種に氣をとられ、営業としての安定の方に中々手が回りかねたことと今迄の事態では無理からぬことであつた。住宅や開拓道路が疊延したの、一々に吁頼られた資金が開墾費の予元重視的に廻された結果と云ふべき。

(四) 開拓地は一般に高地で且傾斜のきつい所が多い。開拓適地の気象限界としては、應關東、東北六百メートル、山嶺、二二三百メートル、関西一千四五百メートルといはれ、傾斜は一般には十度以内であるが、三十度の所がある。傾斜地である關係上浸蝕等

止には色々の手を打つ必要があり、又急流河川の上流山地の開拓の如きは下流に対する影響を十分考慮した上対策の適否を定めねばならぬ。山林と開拓との關係も、更に慎重に検討を要する。平地林伐採によらず標草、薪炭に支障を来たす如きことと生ぜしめてはならぬし、防風林さ伐採いで開墾して後から悔む様なことを避くべきである。

(五) 入植地を開墾して熟烟に十分な生産を挙げるには最少五年位は要し一般的には十五位迄で始めて安定した經營にならざらう。現在の肥料生産は開墾の進展と共にマツチとしていたが、此の儘では熟烟になる期間が延引する虞がある。開拓地の土壤の大半は火山灰であるが、火山灰には磷酸がなくて且酸性が強いため、家畜があれば其の球肥に石灰をませて中和させ得るが、然と結着する鉄碧土となることができるが、磷酸の生産が不充分な爲土壤の改良が遅れている。又家畜の販賣も最近の輸入品に昇騰してくると日々入植者の負担が重くなり買えない、それで今後は肥料の増産を確保すると共に、場所によつて

は融資による家畜の買入を促進しなければならぬ。

(六) 従来我が国では稲作が偏重された爲畑作や収蓄農業や或は混農林業の如きものは軽視され其の生産や經營の技術も幼稚である。此のことは試験・研究や指導に於て是然りであつた。緊急開拓は畑作に圧倒的重

点がある爲新しく色々の施設が始められた。

(七) 緊急開拓以前の開拓地農家の經營規模は適正でなく、余りに小さすぎた。此の点は緊急開拓の実施後は反省されて内地、北海道の大々の地区内に於て諸種の條件を勘案して差等を設け、適正規模を決定して、
このことは從来に比し、改善と謂うべきである。併し例えば内地の入植者に一戸立均ニ町立反を開墾して貰うとして五年間に各三・四反、九反、六反、四反、二反を開く予定であつたが實際には此の三三間の実績は石の各年の予定面積の大割合至七割しきどさでいなゝがら五三年間では二町立反を開くことができそなへ状態である。

八

緊急開拓前の開拓に於ては土地問題が解決せず、入会地では入会地の解消に困難があり、個人所有地では其の買收に難色があつた。緊急開拓実施後も暫時此の困難が続いたが自作農制設特別措置法の実施により強力な手が打たれてからは此の問題は解消し、民有地の入手は必然活発化した。

九

農に入植者反脱落者の実績を示したので明かな様に今迄の所、脱落者が相当に多ひ、此の原因は主として左記の様な事実によるものと思われるが、今後斯かる原因の排除に努め極力営農を安定させる努力は要ら至る。

(八) 戦歎後の混亂期に無計画な入植が行わぬ、且其の故て入植地区的適地調査が不充分であつた爲に現在の現入植地区には保ほの良い所と思ふ所とがある。之が爲保杆のよくない所の入植者には相当の苦勞をかけける様な不平陳を生じたのであつて、今後は適地の選択を一番慎重にどの土地から入植せしむるかの順位をはつきりきめねばならぬ。

な、併し假に適地調査を行つたにせよ開拓地は概ね生産力の低く從來はアーモンド、ランドーとして着手されなかつた所が大部分が失敗した。然るに入植者の中には解きさえ丁承ば相当の收穫を終げ得ると期待し、且暖地の者が寒地に入植する場合では寒地農業に対する認識不足があつて、根氣の無い者は脱落し勝であつた。入植者の一詞には農事の経験のない歎欠者等がいたので歎の取り方、種の算き方これらで農業は簡単にできると思つたのに殊別に反し、巨港裏に失望した者もいた。此の点は入植者の諂衡が最次最格になつたと同時に農事指導も退歩してさしたがり漸次改善されつゝある。

開拓地の食糧がとれる迄の食繫まで十数年に物価高の關係上経費が高々へ植者が負担に堪えきれない事例が相当にあつた。

開拓地は概ね邊鄙の地により、交通が不便である、且北海道の場合は開拓道路の建設も入植のつてもホリに比して遅延した。その為農産物や農業資材の運搬に多大の支障を来たのみならず、生活上

This image shows a vertical column of Japanese text from an old document. The paper is heavily discolored and stained, particularly towards the bottom. There are numerous dark, irregular holes and patches of damage, likely from insects or water damage. The text itself is written in a traditional cursive hand style.

(4) 開拓地の教育衛生、娛樂等の施設が適切で文化的生活に與る
事ハ爲特に御会よりの入植者等に不滿をかもしテ。
以上述べた如に緊急開拓の計画及実施には多くの困難な問題が横つてゐる。之の大事業に於ては軌道に乗せる迄に当初相当の困難があることは寧ろ当然のことである。我々は之を歎然克服してゆかねばならぬ。ハ、昭和二十年秋に当初の計画がさのう成つてから既に滿二年以上の年月を経した。その間我々は幾多の成功と失敗の経験を始めたのであるが、此の経験を活用して今後の進行の仕方を決定せねばならぬ。何を思つ。

42
2011
国土計画

水利用に対する考え方

一、緒論

水利用の最終目的は水計画を立て、最も有効に水資源を高度に利用することである。しかし水計画は他の土地計画、都市計画等すべてを含む国土計画の一環としてこれを取り上げる事である。

先づ国土計画のよつて立つ所を考え方を見て見よう。

計画は資料の上に確立されるものである。資料には現実に数字等に現わされていいるものと、現わし得る可能性の資料がある。この可能性の資料をいかに現実化し得るかと云うことも重大なる問題であり、計画を立てるためには、出来るだけ努力しなければならぬ。

資料を分けると如きものである。

1. 自然科学——特殊性を抜いた抽象的、普遍的、データ、物理、数学等
2. 人文科学——経済的、社会的等

1086/115

しかしながら科学性を云うよりが、現在於ては不完全である故にある。一つの科学性以外に立つて仮定と云うよりが必要となつてくる。科学性以外とは、人間の恣意と云ふべきものである。自然科學に於ても現在の研究が行きどりではない。又人文科學に於ても、この点ははなはだしい計画に対する実せん力等も一つの科学性としてとらえたいか、これも困難である。この仮定の作成が重要で、これによつて計画が單に机上プランに終り、あき假定のもとでは、この様になると云う一つの資料的有るものと与えざにすぎなくなる。

自然科學の方面に於ける、仮定はある誤差範囲内におさめ得るものか多少のしらべながら、人文的の方面に於ける仮定は、計画に一つの方向づけを定めるのである故慎重を要する。計画が一つの過程即ち歴史の上に立つもののであるから、この部面の資料には、ことに歴史性を重じなければならぬ。

以上の向題は一つ一つの資料につけても、又これらの資料を総合する時

にもなされなければならぬ。

以上の如き觀点によつてなされた計画は、科学的以外に立つて人の恣意其他により、實際とは少しづつれて行くことを考えねばならず、これに対しては、直ちに補正して、より實際的有將來性を持たせねばならぬ。

水計画が單に水と云う面だけでは独立出来ず、あらゆる面と緊密なる關係があり、現在の如く定まつた國土計画が行く、結果的にそれが完成される時に於ては、水に対する計画の影響があらゆる國土計画に波及し、又他の計画が、必ずこれに關係してくることを考慮せねばならぬ。

二 水と土地

この問題の最も根本的なことを知るには、土地の輪廻即ち、山が崩壊して平地になる過程と、山が造成される運動とを究めねばならぬ。しかもこれを取上げる時、この自然的変動と人間の自らの生活を安定せんと

する活動との関連に於て把握しなければ、單に學問的な興味にのみ終つ
てしまふであらう。即ち、これらは環境のもとに吾々が土地をいかに利
用し得るか、又将来利用せねばならぬかが重要なのである。

この様な地形の変転は、最も重要な作用をするのは、表面水、地下水

及河川のもの等水によつてなされるエロージョンである。先づこれには
自然的な人工を加えない所の、これらの機構をよく研究調査し、更に人

員的ある作用へ植林、砂防、治水、発電施設、田畠の灌漑方式等によつ

て、自然的なものがいかに変化し、コンサーベーションに或はエロージ
ョンを助長するようになつたかをしらべることが、これらの経済的効果
を定める基礎となる資料である。

これらの自然科学的な基礎資料と、今までの水利用形態の經濟的・社會的
な効果を、歴史的に調査することによつて、土地利用計画と何ら矛盾す
ることのない水利用計画が確立される。

（小冊子）

三、水とエネルギー

ここに於てエネルギーとは、電力のこととを指すものである。第一國土計
画的・大きな立場から見た電力の重要度を仮定しなければならない。し
かしこれには、水資源がもつてゐる位置のエネルギーから、現在に於け
る施設の技術面からの、このエネルギーのロスを引いた残りの範囲内に
なければならず、又将来に於ける、國土計画内の産業のバランス状態を
も大略予見しなければならない。この様な假定のもとに、今までの技術
的、經濟的資料にもとづいて、発電計画、更にこれによつて動かされ
産業計画、又更にこれに基づく発電計画と、循環的な計画が考えられる
のである。

四、水と都市

水と都市との關係は最も大きい部門は次の三つであろう。

一般市民の日々の生活に直接関連ある上、下水の問題

2. 都市に向つて主として出荷される、又は都市から送り出される物の輸入、運輸上の水の利用
3. 工場用水及排水、ここで将来問題とされるのは水の汚染であろう。
以上の問題は国土計画中の、都市計画の面に於て総合されるものである。

五、水利用に於て取上げるべき問題

水利用計画の根本は以上に述べた如くであるが、計画が常に実際的でなければならぬ以上、計画する時間と、社会一般の変化のテンポを考慮した場合ある程度、ある期間に於て纏め得る部内に、これを分割して見る必要も生じてくる。

次に水利用の面に於て取り上げるべき問題を示して見よう。

三、(1) 雨量

(一) 現在ある水資源の資料を各地別各水系別に纏めること。

三、(2) 雨量

(二) 水利用に於て取上げるべき問題

供水とそれに対する対策

各水系各地方別の灌漑の方式、水量

電源になつてゐる水、水量及発電能率

舟運及林業面に於ける利用

上水道、水量、水質、施設

下水へ汚染問題

地下水利用

(二)

基礎的実際的な水理水文についてのデータの作製

直ちに水利用方面で便り得るものへ

(1) 水理学に用ひている方程式等を發電、治水、農業水利等にわたつて纏めること。

地勢及気候と雨量について実際的な基準を立てるのこと。

各種産業及土地利用との関連性

1. 農業の必要水量、表現方法

- 口、
(三) 水計画を立て、水資源開発の優先順位を定めること。
(4) 水計画を水系について立て、各地方自治体、各省間の現在の企画を調整すること。
(2) 経済的効果より開発の順位を決定する。
不、
経済的効果の測定方法
口、社会的経済的一面を考慮して実際的なものとする。
(四) 社会状況や経済状況が変化による水計画の改訂。
水計画は常に、周囲の環境が変化した場合、直ちにこれに応じて度態改訂し実際的後進性をせらる。
(五) 現在の各法規を纏める。
(2) 水利用と云う点で一つの纏めた新しい法規の案をつくる。
(六) 土地の輪廻と水の問題
15
1. 輪廻の定式化
1. 各研究の取扱い
口、人工的なものがこれに与える影響
(2) 日本に於ける輪廻
(3) エロージョン
1. 分類
口、強度
日本に於ける河川が地盤変動等に比して、如何にこれは作用しないか。
森林、気候の影響はいかほどであるか。
(4) コンザベーション
1. 分類
口、経済的効果

(5) 地盤変動

口上イ 強度、被害

将来に於ける計画

(6) 分類

六

最初に洪水の問題を取り上げた場合の一案は次の如くである。

人、洪水はいかにして発生したか

基礎と有るべき資料の問題と技術的にこれを見た場合がある。

1. 洪水の問題

2. 計画土地計画の基礎となるものを与える

3. 最初に洪水の問題を取り上げた場合の一案は次の如くである。

4. 人、洪水はいかにして発生したか

5. 基礎と有るべき資料の問題と技術的にこれを見た場合がある。

6. 土地計画の問題

7. 土地計画の問題

8. 土地計画の問題

9. 土地計画の問題

10. 土地計画の問題

11. 土地計画の問題

12. 土地計画の問題

13. 土地計画の問題

14. 土地計画の問題

15. 土地計画の問題

16. 土地計画の問題

17. 土地計画の問題

18. 土地計画の問題

19. 土地計画の問題

20. 土地計画の問題

21. 土地計画の問題

22. 土地計画の問題

23. 土地計画の問題

24. 土地計画の問題

25. 土地計画の問題

26. 土地計画の問題

27. 土地計画の問題

28. 土地計画の問題

29. 土地計画の問題

30. 土地計画の問題

31. 土地計画の問題

32. 土地計画の問題

33. 土地計画の問題

34. 土地計画の問題

35. 土地計画の問題

36. 土地計画の問題

37. 土地計画の問題

38. 土地計画の問題

39. 土地計画の問題

40. 土地計画の問題

41. 土地計画の問題

42. 土地計画の問題

43. 土地計画の問題

44. 土地計画の問題

45. 土地計画の問題

46. 土地計画の問題

47. 土地計画の問題

48. 土地計画の問題

49. 土地計画の問題

50. 土地計画の問題

51. 土地計画の問題

52. 土地計画の問題

53. 土地計画の問題

54. 土地計画の問題

55. 土地計画の問題

56. 土地計画の問題

57. 土地計画の問題

58. 土地計画の問題

59. 土地計画の問題

60. 土地計画の問題

61. 土地計画の問題

62. 土地計画の問題

63. 土地計画の問題

64. 土地計画の問題

65. 土地計画の問題

66. 土地計画の問題

67. 土地計画の問題

68. 土地計画の問題

69. 土地計画の問題

70. 土地計画の問題

71. 土地計画の問題

72. 土地計画の問題

73. 土地計画の問題

74. 土地計画の問題

75. 土地計画の問題

76. 土地計画の問題

77. 土地計画の問題

78. 土地計画の問題

79. 土地計画の問題

80. 土地計画の問題

81. 土地計画の問題

82. 土地計画の問題

83. 土地計画の問題

84. 土地計画の問題

85. 土地計画の問題

86. 土地計画の問題

87. 土地計画の問題

88. 土地計画の問題

89. 土地計画の問題

90. 土地計画の問題

91. 土地計画の問題

92. 土地計画の問題

93. 土地計画の問題

94. 土地計画の問題

95. 土地計画の問題

96. 土地計画の問題

97. 土地計画の問題

98. 土地計画の問題

99. 土地計画の問題

100. 土地計画の問題

101. 土地計画の問題

102. 土地計画の問題

103. 土地計画の問題

104. 土地計画の問題

105. 土地計画の問題

106. 土地計画の問題

107. 土地計画の問題

108. 土地計画の問題

109. 土地計画の問題

110. 土地計画の問題

111. 土地計画の問題

112. 土地計画の問題

113. 土地計画の問題

114. 土地計画の問題

115. 土地計画の問題

116. 土地計画の問題

117. 土地計画の問題

118. 土地計画の問題

119. 土地計画の問題

120. 土地計画の問題

121. 土地計画の問題

122. 土地計画の問題

123. 土地計画の問題

124. 土地計画の問題

125. 土地計画の問題

126. 土地計画の問題

127. 土地計画の問題

128. 土地計画の問題

129. 土地計画の問題

130. 土地計画の問題

131. 土地計画の問題

132. 土地計画の問題

133. 土地計画の問題

134. 土地計画の問題

135. 土地計画の問題

136. 土地計画の問題

137. 土地計画の問題

138. 土地計画の問題

139. 土地計画の問題

140. 土地計画の問題

141. 土地計画の問題

142. 土地計画の問題

143. 土地計画の問題

144. 土地計画の問題

145. 土地計画の問題

146. 土地計画の問題

147. 土地計画の問題

148. 土地計画の問題

149. 土地計画の問題

150. 土地計画の問題

151. 土地計画の問題

152. 土地計画の問題

153. 土地計画の問題

154. 土地計画の問題

155. 土地計画の問題

156. 土地計画の問題

157. 土地計画の問題

158. 土地計画の問題

159. 土地計画の問題

160. 土地計画の問題

161. 土地計画の問題

162. 土地計画の問題

163. 土地計画の問題

164. 土地計画の問題

165. 土地計画の問題

166. 土地計画の問題

167. 土地計画の問題

168. 土地計画の問題

169. 土地計画の問題

170. 土地計画の問題

171. 土地計画の問題

172. 土地計画の問題

173. 土地計画の問題

174. 土地計画の問題

175. 土地計画の問題

176. 土地計画の問題

177. 土地計画の問題

178. 土地計画の問題

179. 土地計画の問題

180. 土地計画の問題

181. 土地計画の問題

182. 土地計画の問題

183. 土地計画の問題

184. 土地計画の問題

185. 土地計画の問題

186. 土地計画の問題

- a. 生産面に対する損失
　　農業面　田畠作物の耐久力、生産減度
　　林業面　立木及薪木に対して
　　工業面　電力
- b. 運輸面　輸送遲延による損害
- c. 施設に対する損害
- d. 財政上
- 国家財政　災害補助
- 地方財政　主として地方債による問題
- 農家家計　水害による損失補填と供出の問題
- 水害法規
- 現在に於ける法規　内務、農林、通信等について
- 水害対策
- 青治山治水効果の測定
- 蒸溜等
- e. 水計画の一分野としての実際的な対策
- 七、調査研究方法
- a. サンプルの選び方
- 先づ社会的経済的自然的な面で、今までの資料によつて、ある区域を
扱ふことが最初の問題である。次に調査費其の他の條件からどの段階
で総合を止めらるか、又調査研究の程度をどの位にすむかが起つてくる。
これには次の三つの点を考慮しなければならぬ。
1. 真に実際的な計画を与えるか。
2. ある一つの方向又は方針を与えるか。
3. 単に一つの資材としてのみ止めるか。
- 更に一つの調査研究区域を定める場合は、調査研究の更に細かい項目
に対する小区域の調査研究の精度と、総合されたものの精度のバランス
を考慮する必要がある。
- b. 組織

これは三つの点があつた。

人、現在の行政組織等既存の組織をつかつた場合の精度、又、調査研究はだゞさわる人

3. 新しい組織の必要度及び大きさ

最初の区域の補正又は拡張

又調査研究を更に大手と総合され、その拡張する場合の問題がある。

最近四十七ヶ年（昭和二十三年）災害復旧土木工事費換算額調

（二三九一観在
国土局河川課）

年度別 明治三十三年	總工事費	換算金額
三五	二〇九三五二七	五四七二〇六〇八
三四	四九一八二四	一二〇八二一四八
三六	九六六六八三	二六五八六五四八
三七	八〇六九八九	一七五五九二七三
三八	一五六七二六八	三三一三三六一二
三九	一〇〇四七五五四	一九六八一一四八
四〇	六〇六八三九八	四四〇九六一七六

9-6. 122

四
和

一九三四年十一月五日六七八

三九八八四。二
四三、八八五、一九、一
一、三、二、四、一九、一
一、六、七、七、三七、七
一、六、八、九、四、〇、三、五
一、一、〇、三、九、二、四、六
一、八、八、四、九、五、九、七
一、四、三、二、六、六、三
一、八、七、二、三、九、一、五
一、六、七、一、七、五、三、三
二、〇、一、八、七、三、三、〇
一、七、五、〇、九、〇、九、六

四二、一八、二四、四五、五
一七、二七、五、二五、〇
一一〇、八五、三、三、三九
一三七、九六、六〇、六七
一二四、四二三、三四、一
三一、一五、三、一、八五
一六三、八八、六、七、四五
二六、二、〇、〇、三、七、四、二
二一〇、五、二、六、〇、四、一
三一七、三六、五、〇、一、四
二、四、七、〇、五、三、三、四、四

一	九、六、四、九、六、八、八
二	七、十、一、一、二
三	五、四、二、三、四、三、三
四	六、五、二、五、五、四、七
五	一、四、〇、七、五、三、一、〇
六	八、六、九、〇、五、五
七	三、〇、六、八、八、一、〇
八	一、四、五、三、〇、〇、五、〇
九	七、五、五、五、〇、七、九
一〇	一、六、〇、五、三、五、八、〇
一一	六、五、七、六、一、八、九

四一三七〇四五三一
五四八六二二八五
一〇三九八三二八九
一二四九二五〇七一
二八二三五二六九一
一七二二二九三一
三九九六二〇四三
一四四四二八六九七
六一三〇九四六六
一一八四五九三六六
六二八二八九〇九

昭和九年	七三一一七一一九	六〇四二七二三二三四
	八八八八九九三三	一、二一三、大一田、二五五
	二五、大六七、三八。	三ニ九ニ、八大七、八五、二
	二四、九ニニ、三六九	五、六五、九六六、三九。
	九九。八八、五七六	九九八六、一四、六六八
	二〇、八四四、五七四	一九〇、三四八、四二六
	三一七五三、大九六	二五八、三四八、〇七〇
	一四、五一一七、九ニ七	一一一三〇五四、五〇〇
	一〇、七二六八〇、三一	七大兵、二五〇、一三、三
	一七一、七〇、八七五、三	一、一五五、四二八、一九八
	一八三、九九〇、〇三二	一一一、二九九、七九三
	九七九、八〇、三六一七	四大三七、六一六、四八三

升	一一一、二〇四三五七四六七〇	四百三十五七四六七〇
	四六三、九〇、一六、四三四	三四七四六九〇、三一六九



公定價格（依舊）

（日本銀行統計局調）

年次	物價指數	換算率
明治三三	一〇〇〇	二五三六八
三四	九六〇	六六二八三
三五	九六九	六六一三八
三六	一〇三一	六四五六六
三七	一〇八四	六三三六五
三八	一一六四	六二七五九
三九	一一九八	六一九一四
四〇	一二九三	六九五八八
四一	一二四六	六〇三二七
四二	一一七八	六一〇真四
四三	一二八三	六〇三一

大正

四四

一二四七

二〇三一

一

一三六一

六九一七三

一

一二六三

二〇〇五三

一

一五四六

六九八六八

一

一九四五

九九四〇

一

二五四八

八一六五

一

三一六一

九五兵四

一

二五六一

九七七九

一

三四三二

七三七九

一

二七三二

九二七〇

一

二六三五

六六三八二

一

二五九〇

六三〇二二

一

二二四七

九四九三

一

二二大一

六一二七一

一

二一九八〇

六一三〇二

一

二一七九一

六一五三三

一

一九七五

六一三九三

一

一一一
三二一〇九八七六五四三二一

昭和

一四

七六五、四	四、七一〇、六	六、六一三、〇
七、五九八、五	五、一二六、四	一、四八二、二
七、五三〇、二	五、三〇二、四	一、四三三、〇
一、〇〇〇〇		

昭和二二、一月	三、八一五、三	一、九九一、五
三、八一五、三	一、九九一、五	一、九九一、五
三、八五九、九	一、九大八、五	一、九大八、五

二、二一、一月	一、一九八、一	一、一七五、四
三、三〇、二	三、五五、〇	三、五五、〇
三、七六、四	七、一三、四	七、一三、四
四、一九三、三	六、七二、九	六、七二、九
五、三六、二	四、七六、三	四、七六、三
一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇

821

80
45

昭和二十二年十月

岡山縣に於ける開拓地 調査報告要旨

一 開拓事業の総括的検討

(特別調査中間報告)

調査報告者

太原農業研究所 吉岡金市
岡山縣農業復興會議事務局 松島榮美雄
國富毅

9-3

目 次

要約	1
二、不動	2
(一) 実績概況	2
(1) 開墾実績 (指標1-6)	2
(2) 営農実績	9
(3) 入植及住家建築実績	11
(二) 同拓機構の基本的性様 (指標7-14)	13
(1) 同拓事業の基礎條件	13
(2) 市販推進の性格	19
(3) 同拓行政の官僚性	19
(4) 開墾事業主体の寄生性	18
(5) 同拓団の脆弱性	18
(三) 同拓過程に於ける諸問題	24
(1) 開拓過程の諸問題 (指標15-26)	25
(2) 開拓過程の技術的諸問題	25
(3) 基本調查の不備	25
(4) 同拓技術の低位	26
(5) 開拓過程の経済的諸問題	29
(6) 低賃銀労働の流行	29
(7) 建築助成金の不足	32
(2) 営農過程の諸問題 (指標27-31)	32

(3) 営農指導機関の無力	32
(4) 営農技術の低位	34
(5) 態的生産手段の低位	34
(6) 経営的技術の低位	36
(7) 農家経済に於ける諸問題 (指標32-43)	36
(8) 農家経済に於ける諸問題	37
(9) 農家経済の窮道	38
(10) 収支差額の悪化	39
(11) 正常収入の低位性と補填源泉 の涸渇化の傾向	40
(12) 農業支出の低位性と營農資金 供給の不完全性	42
(13) 生計内容、耕作力低位とその 悪化傾向	44
(14) 農家経済に於ける階層性の發展	45
(15) 開墾、作付面積に於ける階層性	46
(16) 生産手段保有状況に於ける 階層性	48

一 要 約

実績は全般的に見て極めて不良である。開墾過程に於ては、比較的自然條件に恵まれた日本東が、43%の計画遂行率を示す外、蒜山、黒岩は、17%, 15%と言った状態である。營農過程に於ては、作付面積は右に規定せられ、且つ反対収量は極度に低い。入植過程に於ては一層懸念が進行が見られるが、それだけに、開墾、營農過程の停滞が入植者に与へる重圧は一層加重されることとなる。

現在の開拓事業の最も基礎的な部面に於て、非人民的な失業救済的性格が強いので、その結果必ず開拓完成後には零細經營か支配的となり開拓進行過程に於ては停滞性と畸形性とが避け難いものとなつて居る。

加へるに開拓事業の推進に當る諸機關の性格即ち、開拓行政に見られる營農無視の形式性、開發事業主体の無力、無責任な寄生性、及び開拓團の財政的な脆弱性。又は、前記開拓事業の基礎的條件に規定される基本的な缺陷を現実の開拓過程に於て益々拡大再發展する。

即ち開發と營農の兩過程を貫いて、牛と鍬と

ス
に依る人力作業が基軸をなすと共に、開拓過程に於ては、極端な低賃銀労働が強行され、営農過程に於ては、技術の指導、物的手段の強化、入植者の組織化等の積極的な措置が全く見られず、無経験な入植者が、無肥料に近い原始的な農耕を、勝手バラバラに営むに任せて居る。

以上の帰結として、当然に入植農家は甚しい労力轉耗に苦しみ、動物的な生活水準の下に猶刻々赤字を累増して居る。従つて営農基礎の強化は完全に絶望的であり、当面の生計維持すら、正に破局化せんとする状態に在る。

而も右の如き總体的特徴の下に於て、猶開拓地に於ける農家の階層化は既に可成り著しい程度に進行して居り、それらを一つのものとして組織化して行く可能性が逐次縮少されつつあることが注意される。

展望及対策の方向

(1) 展望

以上、第一に、現行開拓事業は、その進行に於て甚しく停滞的であり、完成後の農業機構に於て、著しく畸形的な将来が展望される。

然しそうこのことは直ちに開拓事業の崩壊を

意味するものではない。何故なら入植者は既に自らが投げ得る一切の資材を一片の土地に投入して居る上に、新たに生計の方途を求める外部的條件は益々急速に縮少して居る爲、入植者としてはひたすらやの緩慢下りも増加の傾向を辿る収穫物に望を嘱し、益々固く開拓地にシカシツハマ居る外はないのであらう。

即ち大部分の入植者の前には、困難な、長い若満に満ちた過程が見送られる方面、特殊な條件に恵まれた一部少數の入植者の上には、比較的堅固な經營が形成され、一言にして言へば、既成農村の極端な縮刷版を現出していくであらう。

(2) 対策

(1) 非人民的で商業救済的性格の是正

第一に、個々の開拓地の自然條件を充分に勘量し、最少限度獨立自営の可能な営農規模を与へること、第二に、開拓過程に於ける入植者の営農と生活とを保証すべき措置を講ずること——以上二点の爲に首題の対策が要望される。

然しこのことを、構械的に考慮してはなら

ない。即ち第一の注意点としては、安易に開拓計画を縮小することに依つて上記の弊を実現すべきではない。何故ならそれは、未入植者たる一般失業人口の犠牲の上に、既入植者を保護することに外ならないから。正しい是正の方向は、積極的に、一方に於ては土地所有關係の割合を克服し、他方に於ては、財政々策の根本的転換に依る財源の拡張に重点を置き現在の日本経済が開拓事業に割き得る最大の限界点に於て、妥当な計画、規模を決定すべきである。注意点の第二。入植者の営農と生活との保障は必ずしも孤立分散的な形態に於けるその保障ではなく寧ろ第三項の実施に對應した意味での保障でなければならない。

(1) 農業推進機関の根本的改革

問題は當圓を廃止して、農林省直轄とすべきや否やにあるのではない。現官僚機構を前提とする限り、現在の形式性、瞬生性に拂拭し難い。従つて改革の重點は、開拓事業の遂行に、就中、営農過程の強化にその運命を賭せざるを得ない開拓圓に對して、全面的に事業遂行の手段と責任とを与へるべきである。

右に附帶して、政府は、第一に、個々の開拓圓に於ては解決困難な問題、例へば、開拓地農業の高度な技術的研究の爲に、全國的な規模に於ける最高研究機関と各地方農事試験場との連携を、純土木技術的か部面の指導の爲に、蘇用行政機関カヤの面に於ける活性化を図るべきである。第二に、第三項に述べる各の農家共同組合を指導監察する組織を整備すべきである。

(2) 入植農家の組織化を糧杆とする開墾営農技術の強化

第一項の限界は、自ら孤立分散的經營方式の下に於ける偏重、営農技術の強化を狹隘に制限せざるを信ない。

他方、開拓地に於ける共同經營の問題は、物的手段の整備に於て最大の難問に逢着し、従つて、全体として共同經營の方向に進まんとする主体的意欲が生じ得ない状態にある。

従つて、第一項に依つて生れた全力は主として、共同經營の実行を條件とし、その共同化の段階に應じて助成金を交付すべきである。

共同化の内容は、個々の開拓地の特殊條件

此依り自ら規定される處であるが、重点は、直接の開拓過程に於ける、畜力開墾方式、耕種手段の強化、肥料源の拡大に置かれてべきである。

第二次政府の指導監察組織は正にこの面に於て、活動を期待される。

133

二 本 論

(一) 実績概況

こゝでは專り表面的な記述に留めよう。斯方実績の如きで未だ機械の解説は第一項に於てこれを行ふ。

(II) 開墾実績（指標1）

開墾実績は最も不良。必要條件の整備を伴はざるペーパー・プラン振り加端的に示されてゐる。即ち21年度計画遂行率は最高の日本原が44%、藤山、黒岩は大々17%及び15%に過ぎない。（註）

（註）日本原、藤山、特に後者に於ては、危大な機械開墾があり、これを含めれば、計画遂行率は大々13%及12%に達するか、実質的には、それは甚しく乱雑な荒起しに過ぎず、その完成には、新規人力開墾の $\frac{2}{3}$ カ労力を要する。その少がらざる部分は完成を見ずして、以前の原野に近い状態に復帰するものと思はれる。

22年7月末に於ては21年度開墾分を含み、1戸当たり日本原5.4ヘクタール（進駐軍占用地分を含めれば6.6ヘクタール）、藤山4.7ヘクタールとなつたが、この進捗状況を以てすれば日本原を除き（註）全

開拓達成の為には、多大の年月を要する誤である。

(註) 日本東は、当初計画の一部が進駐軍に占用じられ、南極日標面積が着減した割合大、入植者数が減少されず、従つマツナ当たりの負担が甚しく軽い。

以上に於て、日本東が最高の成績を、黒岩が最低の成績を示すのは、前者に於ては、年間開拓作業が可能であり、後者に於ては、22年度入植者数が比重大き事情に依る。

指標Ⅰ、開拓実績（単位：町）

地区	21年度		22年7月末				
	計画面積	実 頭	進行率	完了面積	対前進歩率		
蘇山東	200.0	(185.0)	19.2%	15.0	40.0	0.42	6.4%
日本東	119.6	(67.6)	(63.0)	42.8	0.49	37.0	
黒 岩	20.0	3.4	17.0	5.2	0.29	9.8	

(註)

1. 蘇山東及日本東括弧内数字はトラック一
荒起面積にして未整地分を含む。

2. 22年7月末開拓完了面積が21年度の
それに比じて減少せらるは、次の事情に依る

当地区縣道以北地帶は、進駐軍の占用する
處となり、この地帶に於ける21年開拓面

積10町（外に機械荒起10.6町）を放棄
するやむなきに到り、22年開拓公公
了率を差引き、結果5.2町に開拓少しだけ
となる。

(2) 営農試験（指標Ⅱ及Ⅲ）

営農試験も亦頗る不景である。唯営農計画
は、一概の墾造技術を前提とし、且つ、政府
の承認を、せざる環境異なる易、比較的着実性
があり、この限り大於て、稍々運行率が良好と
なる。

第一に交付計画は、21年度に於て蘇山2.9
名、日本東5.5名（黒岩不詳）22年度に於て
蘇山5.5名、日本東3.3名、黒岩2.1名を示す
計画と実際とのギャップの最大の要因は、開拓
面積と作付面積の必然的な乖離（21年度5.
0%、22年度3.4%）を無視したことによる。

第二に及当收量に於ては、計画自体が既成農耕
地於ける標準收量より遥かに下廻る数字を挙げ
て居るにも拘らず、その実際收量は遠くこれに
及ばない。

地区別	之二年林業							
	計画面積	開拓面積	耕地面積	實積	進行率	面積	計画面積	開拓面積
日本本邦	110.1 60.0	(11%) 16.5	(0.07) 27%	(34.8) 0.12	35%	0.54 86.7	124.8	
	(33.8) 55.7	(16.0) 20.0	(0.37) 1.22	(5.8) 5.0%		31.0 37.4	69	
東京	—	—	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—
	1.6	—	0.29	47%	—	16.0 3.3	24 0.18	63

- (註) 1. 藤山東北は枚縁面積表示す。
 2. 日本東北は開拓面積表示の数字である。
 3. 諸般の事情より相当過大と認められたので、括弧外数字にこれを訂正した。
 4. 藤山東北年度実績数字も相当過大と認められるが、繰りくこれを利用し、後日の補正を期す。
 我々の農家調査で戸の平均1戸当たり面積は、下反説を示す。

指標3. 之二年主要作物及当季收量

地区別	陸稻		步驟		大豆		甘藷		馬鈴薯	
	計画	面積	計画	面積	計画	面積	計画	面積	計画	面積
藤山東	—	—	—	—	30升	5升	90升	80升	60升	40升
日本本邦	70升	39升	80升	16升	10升	15升	200升	80升	100升	70升
黒岩	30升	1升	—	—	50升	7升	100升	200升	—	—

581

(3). 入植及住宅建築実績 (指標4, 5, 6)

入植計画遂行率は、前二省に比して、最も高い。即ち特殊事項の存する日本本邦除き、121戸は8.0名内外に達して居るが、これ全く巨大な大農人口の存在するからであつて、開拓事業そのものの能力を示すものではない。

即ち藤山東に於ては、之二年4月までの入植者を計230名のうちその3割加算に退団し、日本本邦に於ては、退団者15名中、農家出身3名及学生1名は、親許農家に復帰、学生1名は木原の学業へ、そして農業外前雇者7名及3名は次々他に適職を求めて得たものであり、残留者を言に依れば、以上何れも「自分達より幸福な人達」である。以下退団者の性格を想像し得ると共に併せて一般入植者の性格を推察するに足る。

次に入植に直結すべき住宅建築は、計画遂行率に於て、現在農に対する割当率に於て、之二年は、最低藤山の11.9%、最高黒岩の95%。之二年は、日本本邦、黒岩は一應入植者に匹敵する建築戸数が示されるが藤山東に於ては、53%に止むかない。

指標4. 入植実績

地区	21年度		22年度		22年9月末 現在数	退団数	対合入植率 西戸数比率		
	開拓実績	進行率	開拓(全戸)実績(7戸)	進行率					
蘇山原	245	21	86%	120	19	14%	1617	697	29%
日本原	466	180	38%	7	—	—	91	89	98
恩島	12	11	92%	15	10	66	17	3	67

(註) 日本原は緊急開拓実施前の20年10月頃より復員軍人を中心として約180戸入植したが、21年3月進駐軍立退命令、ついで4月地区縮少の上での復帰許可の結果入植者を再説明して4戸を陶汰した。従つて自粛的退団者は右を除く15名である。

指標5. 日本原退団事由

滞留期間別	戸数	出発地別	戸数	前丁別	戸数	理由別	戸数
1月以内	1	地元付	2	農業	3	転業	10
1~3ヶ月	1	縣内	3	学生	5	農家復帰	4
3~6ヶ月	4	縣内	4	其他	7	入学	1
6~1年	4	縣外	6				
計	15	合計	15	計	15	合計	15

指標6. 建築実績

地区	21年度				22年度			
	建築戸数	実績進行率	新戸入植戸数	住家率	新完成戸数	新戸入植戸数	住家率	
蘇山原	245	46%	19	142%	32%	145	272%	53%
日本原	98	41	42	91	43	43	91	98
恩島	12	6	50	8	95	95	27	100

(1) 周辺機構の基礎的性格

以上の如き開拓実績の極端な不振は、基礎的性格は、周辺機構そのものの「基礎的性格」にその要因を内包し、具体的には、開拓過疎化於て顕現する幾つかの諸問題に規定されて、以下に示す。

(ii) 現行開拓事業の基礎條件

現行開拓事業と雖も、その一因に於ては、食糧増産の一環として提起されて居ることは勿論である。尚ほ、その提起の仕方が、食糧増産を單に量的にのみ捉へ、その質的な面、即ち、開拓地に形成される農業機構の性質如何に就ては、完全にこれを無視して居る次第である。

このことは全く、現行開拓事業に対する、非人民的な失業救済(註)的な役割が重課されて居ることに基く。即ち開拓の対象となる地区は多くが孔少かれ、自然條件は既耕地に比して劣悪

であるとか予想されるにも拘はらず（指標⑦）
第一に、土地所有關係より来る制約を積極的に
打開することなくして、消極的に地区を局限し
以て出来る限り多くの失業人口を吸収せんとす
る爲、開拓完成後に於て形成される農業機構は
既成農村の縮刷版即ち、獨立自営の困難な零細
經營しか展望されないととなり（指標⑧）第二
ニに、勤労大衆の負担に於て經濟危機を克服せ
んとする一般經濟政策の一環として、消極的に
開拓予算の制限を受け容れ、以て出来る限り多
くの失業人口を吸収せんとする結果、入植者に
対する助成金、並に開拓資本は、異常な程度に過
少となり（指標⑨）開拓過程の進行、並にそこ
に形成される農業機構は著しく停滞的且つ畸形
的なものたりしのである。

（註）失業救済自体はあくまで必要である。問
題は非人道的な方向に於けるその施行にあり。

指標⑦ 自然條件

（一）位置＝交通

日本東が例外をなす外、蘇山原、黒岩は何れ
も極めて不便、特に黒岩が甚しい。

日本東＝津山市よりバスにて一時間

68/

15
蘇山原＝姫新線勝山駅よりバスにて3時間
冬期は略々その中間火炎の湯原上
り徒步の外は交通工具
黒岩＝因美線河井駅より徒步1里（トツ
ノ可能）、更に約2里の山道（徒
歩のみ可能）

（二）土壤

何れも酸性が強いか、黒岩は第の腐植質に依
り比較的中和され、且つ肥沃、日本東最も不利

（三）植物

黒岩は茅原にして、裸草地に至っても、開墾作
業の難易より見ても有利であるが、蘇山、日本
東は岩が密生して開墾作業を著しく阻害する上
難草の生育状況も概して矮少にして甚々不利、
特に日本東に於て甚しい。

（四）気象

日本東が例外をなす外、蘇山、黒岩とも吹積
雪多雨。特別な技術的研究を加へるに非ざれば
工事は困難である。又、右の條件は、開墾作
業可能期間が甚しく制限されることを意味す
る。

指標合、完成後當農規模

地名別	1ア市リ開拓地面積			採草地
	第一公有地	第二公有地	第三公有地	
蘇山原	1.35	2.1	2.1	採草地已乎庭地550町は、入植農家550戸と耕地元農民との共同使用とする。
日本原	1.5	1.2	2.1	現地区内には全くなし。遊駐軍占用地を環墻地に使用し得るのみ。
黒岩	29(4.5)	29(4.5)		約100町の東野を27戸にて使用可能

(註) 1. 黒岩括弧は、小開墾面積のたる数字を示す。

[説明]

前記自然條件を考慮すれば、何れも主穀農業形態には自立不可能にして、当然に酪農形態に進むべきであるが、黒岩を除けば、蘇山、日本原とともに、特に後者に於て、自然的な採草地は狹隘に過ぎ、收草栽培を行へば、狭隘な耕地が更に縮少されこととなる。

指標9、入植者の大業者割構成(22年7月末現在)

地 区	後業者	戰災者	引揚者	一、般	合 計
蘇山原	5.7%	28	36	35	147
日本原	47	121	20	3	91
黒 岩	3	5	2	8	18

(2) 農業推進機関の性格

既述して現行開拓事業体、その出発点に於て苗の如き不眞切、畸形的な性格を乍へうれて居るのであらか、更にこれを拡大再發展するものば、この事業の推進に當る該機関の形式性、寄生性、脆弱性である。

(a) 開拓行政の官僚性

我々は、開拓行政そのものについては、全面的に分析を加へたものではない。然し現地で見られた限りの事実として、開拓事業を阻害する最大エントの一として、開拓行政に於ける実際性を指摘せねばならぬ。

即ち、政府の開拓実績評價の基準(註)は、禹少開墾面積と入植者数との二つの計数に置かれ、専ら開墾地に於て、斯の入植者が、如何なる農業經營を形成しつゝあるかに就ては、全く不知する點がない。

従つて開拓行政に見られるこの著しい形式性は、一方に於て、政府自体の営農部面に対する施策、指揮をして、全く實に等しからぬて居るものなどあらず、他方大に於て、その監督下にあら開拓事業主体の同心と努力とをして、一面的

に開拓過程にのみ集中せしめ多結果となる。

(註) この点を單純に技術的問題として過少評價してはならぬ。明白な計数のみを以て表しえない実質的、内容的な営農過程を把握すことは現在の官僚機構に於ては本質的に至難のこととに属する。

(2) 開拓事業主体の寄生性

開拓事業主体たる營団の創設過程、並にその人的、物的構成に就ても本、我々は直接には觸れて居ない。然し現地に見られる限りに於て、この事業を担当すべき積極的本性格は認められず、開拓事業に従事に寄生する専門機関以外の何物でもないと言ふことが出来る。

第一に開拓過程に於ては、開拓方法の改善、合理化に就て、何等の企画構想力を持たず、ひたすら他力本願以て局面を糊塗して居るに過ぎず。(「開拓過程の諸問題」参照) 第二に、営農過程に於ては、企画性に就ては云ふに及ばず、事務的処理に偏してすり、殆どその事蹟を認めることが出来ない状態にある。(「営農過程の諸問題」参照)

(3) 開拓団の脆弱性

開拓事業の成否に就て、最も莫大な利害を担ふものは、云ふまでもなく、入植者であり、その団体としての開拓団であるが、遺憾やう、資力薄弱な失業者の入植者(指標⑨)を以ては、固に強固な財政的基礎を有へることは不可能である(指標⑩)。即ちその結果は次の三つの点に於て現はれる。

第一に幹部の懶惰に就て。

國財政を以て幹部に正当の給与を支出し得ない爲、眞面目な幹部の下に於ては、その活動は低調たりざるを得ず、野心的な幹部の下に於ては、そのボス的、非民主的な活動方向を規定し得ない。(指標⑪)

第二に國の対外活動に就て。

上述せる如き現行開拓事業の基本的な性格に就て抗議し匡正すべき運動を強力に展開することは得ず、特にその直接接觸する外の開拓事業主体の無力、無責任さに対しても、その物的庇護(指標⑫)を受けて居る爲、これが正當に彈かなければ立場を弱められて居る。

第三に國の対内活動に就て。

営農部面の積極的な強化に対しては、開拓団

こそ唯一の希望であるが、物的條件を欠陥しては、ゆる企画（指標 1.2）と所詮実現不可能な夢に過ぎず、又現在の苦境を打開すべき最も重要な方途たる共同經營に対しても、その必要な物的條件を整備し得ない爲入植者の組織化を絶望観し、積極的な努力を放棄して居る状態にある。（指標 1.4）（註）

（註）黒岩に於ては右組織の爲の物的、人的な条件は一應整備して居るが、その主体的な点に於て、団幹部の仁人主義的、小ブル的な人格主義が共同化への移行を遅延して居る。

指標 1.0 開拓団財政（收入）

藤山原 二二年度		日本原 二二年度		高地 二二年度	
科目	金額	科目	金額	科目	金額
固費 (1ヶ月100円/年)	20,000	入園費(1ヶ月20円)	2,040	小開墾地補助金	24,000
補助金(保健、慰内演藝、訓練費)	15,000	寄附 (高園長及當団)	500	補助金	3,600
合計	35,000	補助金	2,540		
		費却代	35,456		
		合計	42,596	合計	27,600

（註）1. 保健、演藝、訓練費は、概ね大々の用途に於て消費し盡される。

2. 日本原は、一般団員よりは入園費を徵

し、経常的分回費を徵集せず、これ一般団員か、これを苦痛とし、なるべく苦痛を緩和する爲、配給品代金に割掛け徵集することを決議した。資却代とは創設当時の代理物を構成せるものにして一回限りの性質、従つマソニエ年収入見込は殆どなし。

3. 黒岩は、緊急開拓の外、小開墾を含み、その補助金が主体をなす。尚2.2では建築補助金3,000円、共同施設費ノテ相当500円を共同管理下に置き、共同建築、農具の共同購入に充てて居る。

4. 以上何れも幹部に手当を支給せず、最低限度の事務費を賄ふに過ぎない。

指標 1.1 団幹部の活動状況

藤山原=形式的には、園長以下幹部の選出に至るまで民主化されて居るが、ここに於ては、幹部の手当は云ふに及ばず、出版旅費の一部に至るまで、幹部の立替へ払ひ（その支拂見込は不明）、加付はれる。従つてこの様な団幹部の下では、団幹部たり得る資格は必然的に局限され、實際には特殊のもののみがこれに当たり得ることとなる。現幹部は専門的大園務

長次頭レ、その限り一團田活動は活潑なるか
如きも、一般田員より遊離せる傾向が看取さ
れる。

日本原二、に於ても幹部に対する手当は夫給
されず、出張旅費を自給して居る。従つて現
幹部は、主力を自己の開墾=営農生活に注ぎ
その限り一般田員の生活意識を身につけて居
るが、反面團活動は稍々消極的とならざるを
得ない。

黒岩二幹部手當に就ては、前二者と同様である
唯こゝでは、財政的な關係を離れて、團長の
當開拓地創設に於ける個人的意慾を背景とす
る、その社會教育方面に於ける前原は、青少年
より成る團員に対し、正に先生としての
指導力乃至強制力を不動のものたらしめて居
る。

標準12 営團の開拓團に対する物的庇護

森山原一開拓團幹部に対する営團団員名義を以
て、毎月嘱託手当を支給す。ユニ年ク月以前
は幹部々名に対して月額合計 1.96.5 円、同月
以降 4.30.5 円を支給す。

日本原一同じくユニ年ク月まで幹部 1 名当り月

額 25.0—20.0 円、ク月以降 4.00 円を支
給す。他に团費として 5.00 円を寄附すると
共に、起止式、慰問演説会等の御祝相当額を
寄附する。

標準13 営團の営農理想

森山原一第一段階ユニ年度収穫物に依つて食糧
自給（蛋白＝山羊乳 20%、ヲヤシ 60%、陸稻 20%）
第二段階、ユニ年度以降乳牛（預託）
導入による酪農經營

日本原一有苗農業＝主食（主穀を主体とし、大
豆、高鈴薯、小麥）、蛋白（山羊、乳牛、
農耕兼用）

現金收入（果樹、園藝）

黒岩二甘藷、雜穀を主体とし、酪農と飼畜
との中間形態で家畜導入。

不農産加工業、精密工業の經營

標準14 開拓地に於ける共同經營の動向

I 開拓地に於ける共同經營が客体的な必要條件
即ち農家の勞力分配、經濟的窮迫は、既に充
分に成熟して居るが、而もその動向の見られ
ない理由は、第一に、客体的物的條件が整備
不可能であり、第二に右と調和して、主体的

が意識の低俗化に依る。

Ⅱ 藤山、日本原に於ては、夫々特殊的な條件の下に大財経営の事例が存するが窮屈的な技術水準は他の個人経営に比して必ずしも優秀でなく、従つて田全体をその方向にリードするに足る條件を與へて居ない。

Ⅲ 黒船に於ては、入植者の特殊な應まれた條件に依つて、技術的手段が比較的整備されて居るが、固幹部の個人主義的な人格主義に累ひされて、共同経営への移行が遅れて居る。唯ここに於ける技術の蓄積が現実に機能し来るに従つて、独身者中心の入植者構成は、必然的に何等かの形態の共同化への移行を必要とするに至るであらう。

Ⅳ 獲農階層の發展に見られる如き事態が、開拓地に於ても、急速に進行して居り、且つ共に共同經營への移行が困難になりつつあることに注意せねばならぬ。

(三) 開拓過程に於ける諸問題

以上の如き現行開拓機構の基本的な性格は、開拓過程に於ては、所謂計画の机上性」「開拓の

非綜合性エレベタの困難な問題を生起せずに是措かない。

(1) 開拓過程の諸問題

即ち開拓過程に於ては、營農過程との調和に於ては、その一面的な偏重を示して居るにも拘らず、猶現實には、技術的、玉締的、大小なる欠陥を生じて居る。

(2) 開拓過程の技術的問題

(ア) 基本調查の不備

開拓計画の基礎は言ふまでもなく、耕農地の基本的な測量にあり、營圃自体の技術の中心も、コニに置かれて居るにも拘らず、事實に於て藤山原が示す處は、この様な基本調査すらも未だ完成されて居らない。即ち当地區に於ける開拓可能面積は前後三回に亘る計画の修正を通じて猶確定な結論に達して居ない。(指標 15)

指標 15、藤山原開拓可能面積の不確定状況

I 開拓可能面積の変遷

第一次計画 / 第二次計画 400町、第三次計画 1,100町

II 変遷事情

第一次計画一縣耕地課の昭和 22 年 10 月立

志、ユ1年3月營圃事業所設置
と共に踏襲す。

第二次計画—營圃実測の結果として、ユ2年
1月600町を開墾可能面積と
す。

第三次計画—縣耕地課と營圃との妥協に依り
1,100町に改訂。即ち政治的
解決に外ならず、実際の可能性
に就ては、營圃当事者自体が疑
問視して居る。

(1) 開墾技術の低位

第一に各開墾方法の生産性は、当然機械開
墾、畜力開墾、人力開墾の順位であるが(指
標16)、機械開墾は、現在リトルクリー式に
よる適用可能地は甚しく限定せられ(指標1
ク)、従つて当面畜力開墾か、開墾方法の主体
となすべきである。然れど正にこの方法に於て
營圃の技術は最大の空白を示して居り、入植
者自体が畜力耕作並に後年の収穫を得、その
実施を要望するに至つて始めて日程に上り得
る結果、何れの地区に於ても、その実施は、
今後の課題に残されて居る。(指標19)、斯

くて現在までに採用された開墾方法の主体は
生産性最も低き人力開墾に置かれ(指標19)
開墾過程の進捗を著しく延滞せしめで居る。

第二に以上の如く限定せられた範囲内に於
ける機械開墾の役割も忽視し難い重要性を有
するのであるが、その実施に於ては、營圃の
技術陣の不足の為、その一半は請負に出され
(指標エ)、その成果に於ては、請負分も、
營圃直営分も含めて、技術の不良と無責任な
やりかたとの局、甚しく乱雑な荒起し程度レ
カ行はれず、属にその一部は、入植者の忌避
に会つて、開墾前の原野に近い状態に復帰せ
んとして居る。(指標ス1)。

指標ノク、各開墾方法の生産性(日本原及當開墾地)
(人時計)

方法別	刈払	荒起	碎土	整地	計
人力開墾	5人	23人	12人	10人	50人
畜力	5	23人	5(牛1頭)	4(牛1頭)	39人
機械	5	1.5~2.5時間(運転手附合)		15	20

(註) 畜力開墾に於て、荒起したも畜力とす
れば、生産性は更らに上る。

指標17 機械用整地の限界

蘇山原 22% 日本原 20% 黒岩 0%

II 黒岩は、トックター運搬不能に倣る。

直蘇山、日本原は、既にこの限界点に近い。

指標18 畜力用整の実施遅延状況

蘇山原 = 昭和22年50町歩を予定するか未着手

手、且つ後畜、器具に缺ても準備なし
日本原 = 22年第四、四半期に実施の予定

黒 岩 = 22年10町歩を予定するも未着手、
後畜・頭計画にして、現在、後牛1:

トラウト、ハロー1を購入済

指標19 人力用整の主体性(%) - 22年6月末

地区別	人力用整	畜力用整	機械用整	合計
蘇山原	(22.5)		(77.5)	100.0
日本原	64.3		35.7	
黒 岩	(15.0)		(47.0)	100.0
	76.4		23.6	
黒 岩	100.0		—	100.0

(註) 括弧は機械用整荒起のみにして未整分を含めた場合の比率を示す。

指標20 機械用整に於ける請負対 営の比率

地区別	請負分	直営分	合計
蘇山原	41%	29	100
日本原	43	57	100

(註) 蘇山は農産業より日本農事、日本原は運輸省立農業試験部

指標21 機械用整の生産性の劣悪性(支当所要人)

地区別	機械用整		人効用整	比率
	機械用整	人効用整		
蘇山原	2人	40人	65人	65%
日本原	2	80	80	65

(註) 1. 日本原計画では、機械用整は人効用整の2割なるに、事實は65%にしかならぬ。2. 機械用整の荒起畝間過大且碎土不十分なる為、荒起後の整地に多大の労力を要する為である。

2. 又蘇山に於ては機械荒起155町歩中22年度の整地見込は40町歩にして、残余は、原野に復元するものと見られる。

(3) 開発過程の経済的問題

(a) 低賃銀労働力の流行

第一に入植農家の唯一の正常な現金收入源

きなす處の、開畠費は、極めて切下せられた農家生活すらも維持するに追かれて足りない（農家経済参照）。即ち開畠費の基準額は甚しく低い上に（指標 22）、一方では、石炭費の決定基礎をなす處の及当所要労力が実情より甚しく低く見積られ（指標 23）て居る爲めの1労働日当たり実収穫量は異常に程度に低下し、他方では、開墾と営農業策との効率化を考慮して甚る爲、年間実収穫銀收入額は極端に少額となりざるを得ない。

（指標 24）

第二に入植農家の斯る経費は、それ自体開墾技術の高度化を阻止する要因となるのであるが、更に機械開墾方法に於ける前記の如き劣悪な実施状況は、總対的にも、機械開墾費を含む人労開墾費よりも割高ならしめて居る。（指標 25）

指標 22 開畠費銀單機

地区別	支当開畠費		支当所要人労		1労働日当たり開畠費銀	
	ス1年度	ス2年度	21年	22年	21年度	22年度
蘇山東	400円	1,500円	30人	50人	23.0	30円
日本東	700	1,500円	50	50	15.5	30
黒岩	—	1,350円	45	45	—	30

指標 23 及当所要労の日数実績

地区別	人労開墾	機械耕作率
蘇山東	65人	40%
日本東	80人	60%
黒岩	45	—

指標 24 入植農家実收穫銀

地区	1労働日当たり實收穫銀		1畠あたり年間實收穫銀收入			
	ス1年度		ス2年度		ス1年度	
	人労	整地	人労	整地	人労	整地
蘇山東	11.7	4.5	25.0	10.0	935	314
日本東	9.6	5.0	18.8	8.3	1,356	725
黒岩	—	—	30.0	—	—	3,189
					1,695	1,611
					2,256	2,995

（註）年間實收穫銀は農業調査より開墾面積に開畠費を乘じ算出する。

指標 25 機械開墾費の割高

地区別	當箇直當分			當箇累計分		
	トクダ一費	整地費	合計	トクダ一費	整地費	合計
蘇山東	3,000円	185円	3,185	3,000円	185円	3,185
黒岩	1,600	200	1,800	2,300	300	2,600

（註）1、整地費は前取の如く、人労開墾の全に切下せ計上されて居り、之を訂正すれば、何れの場合は人労開墾より割高となる。

2、日本東請負の特上高とは、實際開墾16町を、人労に於て30町として経費を請

ボセタ為、之を前正せりに由る。

(8) 建築助成金の不足

建築助成金は最低の実費とも僅少に足らず（指標 26）、現在まで營団より自体融資に依つて切抜せられたが、營団解散に伴ひ、入植者への負担が当面の問題として現はれて居る。

指標 26. 建築助成金と実費との対比

地区	21年度		22年度		備考
	助成金	実費	助成金	実費	
蘇山原	10,000	25,000	10,000	15,000	21年度は營団担当、22年度は開拓代辦会主金主
日本原	10,000	19,000	10,000	19,000	各年度とも營団担当、但し22年度は入植者出稼月に対し、年告を出さない
黒岩	10,000	3,000	10,000	3,000	社員を中心とした極端な附帯地が可能

（註）22年度助成金は本来 15,000 円なり

之も建築実績が遅延し、22年度建築家産は 21 年度助成金申請分に属する。

(2) 营農過程の諸問題

前述開拓機構の特質は、营農過程をして完全に入植者個々の努力に放任し、從つて营農技術の絶対的な低位を必然づけて居る。

(7) 营農指導機関の無力

形式的には、營団現地事務所及び開拓団の中には營農係が構成せられ、營農指導に当ることに

なつて居る。然し実質的には前項はその機構的制約に依つて、従者等その財政的懇意に依つて共に積極性を持たない。

即ち、技術指導は、入植者が農業経験を持たないこと（指標 17）、自然的條件が特殊なること（指標 28）の事情より、極めて緊急なるにも拘らず、實際には開拓団營農係が若干の技術講習会を開催（指標 29）する程度に過ぎず、又器械轉運に於ては、營団營農係に一任して居ては、時期、数量、品質の三点に於て適正を失し、開拓団營農係員が、自己資金の立替へに依り調達する場合は、先角を不明朗な問題を起し易い状態にある。

指標 27. 入植者の農業経験の有無

地区別	経験ナシ	経験有スルモ	合計
蘇山原	75%	25%	100%
日本原	57	13	100
黒岩	67	23	100

指標 28. 自然條件の特殊性

【各地区とも、酸性土壤の畑のみに依り農業經

管を維持せね ならぬ為、主穀作物の選択に於いて、家畜導入と農耕との結合に就て、技術的研究、指導が必要である
且特に黒岩は、温度に於て高原性を示すが、深度に於ては、日本でも最高の御嶽に属し、一般的な高原農業技術をそのまま、適用し難い事情にある。

指標29. 技術指導状況 (日本農業会開催状況)

ユ1年4月	ユ2年3月	○ 5月	● 7月	● 8月
農事一般	甘藷亦 穀物	兔皮及山羊皮 馬鈴薯等及 生産管理		竹細工

(註) 1. 各地区とも縣上級と同様の状況である。

2. 右の外用物因循思想系農が個人的を質疑に感ず。

(1) 營農技術の低位

(a) 物的生産手段の低位

營農貸付金1万円は、限小限度の小農具を整備し得るに過ぎず、特に、開拓地の発達な土壤と、入植農家に於ける勞力軸轆とを考慮する時、有機質肥料源として、又耕種手段とレバの役割の必要は、絶対であるが、一部少數農家が肥料源として、(差当りは後富用とし

て設立たる)仔牛を備へ、更にその中の一部が成牛馬を備へて居る外、大部分の農家は断然若手の中小家畜を購入し得て(全く家畜を持たぬ農家すら相当ある)居るに過ぎない(指標30)。これ、当面の開拓地営農技術に就て最大の隘路をなす点である。

又全体として入植者が現在使用可能な後畜を備へて居ない以上、大農具は当面その意義を増長す、従つて相当の資力を有する極く一部の農家が、大農具を購入し、それより稍々広い範囲の農家が車を持て居るに過ぎない(指標31)。

指標30. 家畜飼育状況

地 区	牛 馬	山 羊	豚	兔	鶏
蘇山原(577)	5	15	4	232	51
日本原(407)	16	45	—	97	12
黒岩(67)	7	—	—	6	2

(註) 日本原は今農家の所有牛馬30頭

中成牛馬は13頭を占める

指標31 大農具整備状況

種 類	カルバーター	脱穀機	磨 穀	車	其 他	合 計
藤山原(577)	21	—	3	1	34	1 60
日本原(407)	45	8	—	—	11	— 64
黒 岩(67)	—	6	6	6	—	— 18

(註) 上記二表とも黒岩が有畠農業の体系を一概整備し得て居る事情は農家経営の項参照。

(B) 経験的技術の低位

農業経験者少く、指導機関の無力なる現状に於ては、至駭的な農耕技術すら、甚不足して居ることは当然である。即ちその現はれとして、全國全体として合理的に適性品種を選定せず、徒らに個人的大試作と称する過多な作付をなし、又一坪園藝式の過度の労力投下、自給肥料作成方法の未熟等を見ることが出来る。

(3) 農家経済に於ける諸問題

以上開拓事業の具体的性格に制約されて必然的に発生する處の開拓營農過程の諸问题是、相合して農家経営を極度の窮乏に押しやり、今や逆に斯る農家経営の破局化は、左二つの過程に内在する諸問題を益々拡大再生産し、こゝに開

拓事業の停滞的、擴張的展開を決定的な要因とする。然レキテ、他面に於て、右の如き全般的特徴は、個々の農家に依つて相当程度の濃淡のあることは周知してはならない。階層的分化の存在しない若の開拓地に於て、早くも階層分化の要因が徐々に形成されつつあることに特に注目を要する。

(A) 入植農家に於ける労力の軽減

前述せる如の低度な技術に依存する限り、我々は農業に於ける労力配分が開拓經營の過程を制約する要因メントをなすべきことを予想し、その部分の実態を把握することに多大の努力を費したのであるが、何故にも、全く記録を有せざる農家よりの聽取に依る外なかつた為、甚しく不完全な資料を得たに過ぎなかつた。次の本報告に於ては、利用可能なものを整理して、出来る限り具体的に示したいと思ふのであるが、ここには取敢へず、非実証的な記述を以て、その一端を想像する手がかりをしたい。

一毛作地帶たる藤山、黒岩の入植初期は、雪解け早々4月である。先づ假の設営、土地割当、農具取得等に一ヶ月は必要である。作業に着手

すれば先テ一方で住宅を建築せねばならぬ。極端な建築助成金の低廉は、自家労力の最大限の提供を必要とする。同時に他方で、交當 60 人歩（藤山）乃至 45 人歩（黒岩）を要する開墾に着手し、併せて若干時期を失しても、出来るだけ作付せねばならない。それには採草 = 推肥作成が總計的に必要である。従つて人力開墾を主体とする限り、12 月降雪までに、藤山に於て開墾工及、作付工及、黒岩に於て同じく工及工及の成果を挙げて、冬籠りの準備、即ち燃料採取、冬期副業用畜走整へ得れば最上成績であることが理解される。

日本東はこの点比較的恵まれて居る。年内作業が可能なことは、労力配分が比較的有利たずるが、ニ毛作実行の為の技術的準備がなかなか難、実際に於ては、この事情は主として開墾作業にのみ直接の効果を挙つ。即ち日本東がノドカリ開墾工及、作付工及の実績を示す所以である。

(1) 農家経済が窮迫

農家経済の窮迫は、以下の諸点に現はれる。

(註) 黒岩地区は、その入植者の構成が、親許銀存の可能性、独身青年者を中心として居り、

一般的開拓と甚しく趣を異にすることに留意。

(a) 収支差額の悪化（指標 32）

営農資金を除外すれば、21 年度末の手持金額は、22 年 4 月末まで、ノドカリ藤山貯 9,500 円、日本東 6,000 円、黒岩 200 円を減少し、営農貸付金 10,000 円の受入に依つて、漸く大き 3,300 円、4,600 円、8,400 円の残額を示して居る。そして更に注意すべきことは、斯る残額も、実は入植者の欲する後高大農具を購入するに足りず寧ろ黒岩を除けば、クヨ以降の正常状況とく実計支出しの差額の穴埋めに、怒を消盡されてしまったからであると言ふことである。

尚建築実費と助成金との差額は、上述せる如く含まれて居らず、これまも計算に入れれば、黒岩の外は、農家経済は、總計的に赤字を示して居ることとなる。

指標3.2 支出差額の悪化 (1戸当たり円)

地区別	21年度			22年度		
	収入	支出	差額	収入	支出	差額
藤山郡	14,400	8,180	6,220	15,100	12,800	3,300
	(2,350)			(-3,040)		
日本東	12,135	11,237	998	19,950	15,307	4,649
	(643)			(-5,103)		
黒岩	10,320	4,064	6,856	23,049	14,653	8,393
	(2,526)			(7,923)		

(註)1. 営農費金の貢入年度は各農家に依り、年度を異にする。故に21年より22年に至る収支の悪化を純粹に見る點には、斯う偶然的要素を除外せねばならぬ。上表の括弧内数字は斯う訂正を加えたものである。

2. 藤山28戸、日本東々戸、黒岩60戸の農家調査より、以下の諸表はすべてこれらに依る。

指標3.3 正常収入の絶対的低位性

(1戸当たり円)

地区別	21年度			22年度		
	全収入	正常収入	比率	全収入	正常収入	比率
藤山郡	14,400	1,301	9.0%	16,100	700	4.4%
日本東	12,135	1,492	12.3	19,951	1,712	8.6
黒岩	10,320	220	2.2	23,049	263	1.1

(6) 正常収入の低位性(指標3.7)と補填

清算の渦渦化の傾向(指標3.4)

開墾の最も進歩せる日本東に於く、正常収入は全収入中、21年12.3%、22年8.6%

に過ぎず、開墾の進歩せる黒岩に於ては、実に3%及1%を不すに過ぎない。然がて更に重要なことは、正常収入の絶対的、相対的低位を補填すべき収入源泉が、次第に渦渦化の傾向を示して居ることである。即ち、21年度に於ては、補填収入の中軸は、入植当時の手替金と預金引出とに置かれ、併せて親戚知人よりの借入金があつたが、22年度に於てはこれらは、何れも減少し、家具類賣却収入が殆ど全体の半分を占めに亘つて居る。但しこゝで注意すべきは、斯の傾向の兩極を有する藤山、黒岩とである。前者においては、家興費却の可能性すら極めて局限せられ、専ら手替金の喰延し策がとられてゐるに對し、後者に於ては、22年度補填入念の比率が相当の大ささを持つて居ることである。

指標3.4 補填収の質的變化 (1戸当たり円)

区分	地区	21年度						22年度					
		補田金	手替金	貯金	借入金	預金	合計	補田金	手替金	貯金	借入金	預金	合計
實	藤山	500	3,104	3,812	1,305	984	9,226	-	1,900	403	748	5,441	
數	日本東	500	2,819	3,097	1,921	2,398	10,393	6	1,849	1,105	605	9,095	8,232
	黒岩	120	3,367	767	2,333	169	6,954	30	2,453	117	4,667	7,050	14,439
比	藤山	5.1	32.5	39.8	14.1	10.5	100.0	-	49.9	34.5	7.5	13.4	100.0
率	日本東	5.0	23.2	29.8	19.1	22.8	100.0	-	22.9	20.7	7.3	99.6	100.0
	黒岩	1.8	49.8	11.3	34.5	2.6	100.0	-	17.0	1.2	32.3	49.5	100.0

(註) 営農資金を除外す。

指標37 家計費の低位性(月額)

項目	地区	21年度					22年度						
		主食	副食	被服	医療	其他	合計	主食	副食	被服	医療	其他	
当社 比率	蘇山原	291	143	93	33	131	651	447	229	124	51	239	1,088
	日本原	314	200	97	36	176	823	574	334	197	73	160	1,340
	黒岩	36	56	12	2	75	181	100	67	20	2	76	335
	羅江原	14.6	21.8	11.2	5.1	20.3	100.0	41.1	20.9	11.4	4.7	21.9	100.0
年	日本原	38.1	28.3	11.7	4.4	27.5	100.0	42.9	25.0	14.9	5.4	18.9	100.0
	黒岩	20.0	31.0	6.6	1.1	41.3	100.0	30.0	20.0	20.9	0.6	20.4	100.0
調査実績 割り	蘇山原	77	41	21	10	37	186	127	65	35	15	68	310
	日本原	85	54	26	10	48	223	154	90	54	20	43	326
	黒岩	30	47	10	2	70	157	61	44	47	1	63	222

(C) 農業支出の低位性(指標38)と営農資金使途の不健全性(指標36)

凡そ入植者の初年度、2年度の経済は、諸生産手段の購入の為に、農業支出は多額の経費を要する筈であるが、蘇山、日本原に於ては絶対額に於て、僅かに7,000円余、全支出の90%をしか示さず、更らに、農業支出の内容に立ち入れば、固定物生産手段は4,000円に過ぎない。即ちその整備する生産手段が、最低の小農具と、若干の小家畜とに留まる所以である。黒岩に於ては、全農業支出15,000円、内固定手段13,000円、即

ち蘇山、日本原の前者に對して2倍、後者に對して3倍を示す。即ち現在の開墾営農実績に於て、必ずしも他の二地区より良好と言へないがであるか、将来の發展性、そこに形成される經營の強靭性は遙かにこの二地区を凌駕するに至るであらうと思われる。

従つて、斯る農業支出と営農資金の面より観察しても、各地区とも、現在までに岡する限り、その家計費への繰込みは見られないと云へ、蘇山、日本原に於ては、2ヶ月半月中に、必然的にその一部を家計費に充當せざるを得ない状態にある。又、営農資金本来の意義は、國定手段に接せられて始めて最大の効果を挙げ得るのであるが、この点に於ては黒岩のみが100%以上の活用を示し、他の二地区は40%余が使用されて居るに過ぎない状態にある。

指標38 農業支出の低位性(2/第1回)

地区	全支出(A)	累 累 支 出			$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{B}$
		合計(B)	固定手段(C)	流动手段(D)		
蘇山原	21,698	7,221	4,450	2,771	33%	51%
日本原	26,544	7,965	4,351	3,410	29	56
黒岩	19,117	14,795	13,195	1,620	77	88

指標 36 営農資金消費状況

地区別	営農資金 A	農業支出合計 B	固定手段 C.	22.7末残 額 D	銀副費額合計 (B+C)-A	固定手段残額 C-A
蘇山張	10,000	7,221	4,450	3,300	-> 521	44.5
日本原	10,000	7,965	4,351	4,647	-> 2,412	12.5
黒岩	10,000	14,795	13,195	8,393	-> 13,188	131.8

(d) 生計内家の極度の低位と其の悪化傾向
(指標 3 ク)

第一に、一戸当たり月家計費の絶対額は、21年度蘇山が50円、日本原が20円、黒岩が180円、22年度簡便く大々、1,100円、1,370円、335円であり、之を1消費単位当たりに換算すれば、21年度大々、186円、22.3月、152円、22年度310円、362円、22.2月と言ふ状態で、その動物的低水準は一目瞭然である。黒岩が特に少くは親計よりの現物補助が右に算入されて居ないことを依る。従つて生計費の構成が、第一必需費に重心があることは、当然であつて、日本原、蘇山がそれは共に80%内外、黒岩が稍低く21年度60%を示す。

然し又以上の如き絶対的な生活水準の低位

性と共に、その相対的な悪化傾向を看過してはならぬのであつて、日本原、黒岩の第一必需費以外の比率は、大々21年より22年にかけて、21.5%より18.9%へ、41.3%より20.4%へと低下して居る。蘇山は21.9%が21.5%へと上昇して居るのは明らか、蘇山がやはりモリの生生活水準を説明するものと理解される。

指標 37 家計費の低位性(月額)

項目	21年度						22年度							
	地主	主食	副食	油鹽	医藥	其他	合計	地主	主食	副食	油鹽	医藥	其他	合計
一戸	蘇山	271	143	93	33	131	651	447	227	124	51	239	1,029	
当	日本原	314	200	97	36	176	823	574	234	199	73	160	1,340	
当	黒岩	36	56	12	2	95	181	100	47	70	2	96	385	
一戸	蘇山	41.6	21.8	11.2	5.1	20.3	100.0	61.1	20.7	11.4	4.9	21.9	100.0	
当	日本原	39.1	24.3	11.9	4.4	21.5	100.0	42.8	25.0	19.9	5.4	18.9	100.0	
当	黒岩	20.0	21.0	6.6	1.1	41.3	100.0	30.0	20.0	20.9	0.6	20.4	100.0	
當	蘇山	77	41	21	10	39	186	127	65	25	15	68	310	
當	日本原	85	54	26	10	48	223	155	90	54	20	43	342	
當	黒岩	30	42	10	2	70	159	67	44	47	1	63	222	

(7) 農家経済に於ける階層分化の発展

現實に実現せられて居る處の、開墾及作付面積に於て、既に農家階層の両極への分化が表れて居るのみならず、より重要なことは、将来の経営発展の基盤となす處の、生産手段の保有状

況に於て、斯る傾向が一層鋭く示されて居るこ
とである。

(a) 耕種面積に於ける階層分化

耕種面積に於ては、下位農家戸数、蘇山 2.
8%、日本原 2.0%、黒岩 3.3% を以て、全
耕種面積の大々 1.2%、6%、8% を占める
に過ぎず、これに對し、上位農家は戸数大々
2.8%、2.5%、5.0% を以て、面積の 4.4%
、4.5%、4.4% を占める（指標 38）。

作付面積に於ても下位農家は大々 3.0%、1.
8%、5.0% の戸数を以て、面積の 15%、
8%、2.8% を占めるに過ぎず、これに對し
て上位農家は、14%、2.2%、3.3% の戸
数を以て面積の 25%、35%、59% を占
めている。（指標 39）。

即ち 2.2 に示された階層分化は、既に極めて顯著であるが、開拓地に於ては、割当土地
面積は一望し、又現に機能して居る限りでの
耕種手段は、各農家とも機械小農具を中心と
して居るのであるから、斯段分化の基本的契
機は、家内労働力の大小にあると思はれるの
で、この点を検する爲（指標 40）を見れば

黒岩に於ては全面的に、蘇山、日本原に於て
は、1 労働単位保有農家に於てのみ、大々斯
る契機の支配を認め得るが、やの他の場合に
於ては、家内労働力と面積との直接的な關係
が示されて居ない。即ち現在までの如きでは、
勿論家内労働力と面積との關係の様することは
は見逃せない所であるが、それと共に偶然的
な契機、例へば、健康状況、割当土地の便、
不便、武ひは個人的努力如何等の契機が多分
に働いて居るものと思はれる。

指標 38、 耕種面積に於ける階層性
(昭和 22 年 7 月度)

項目	地区	面積				面積			
		下位農家	中位農家	上位農家	計	下位	中位	上位	計
実	蘇山原	16.7	25	15	57	23.4%	79.4	86.4%	199.34
数	日本原	8	22	10	40	9.8	75.2	69.5	164.5
比	蘇山原	28%	44	22	100	12%	42	44	100
率	日本原	20	55	25	100	6	49	45	100
	黒岩	33	17	50	100	8	18	74	100

(註) 中位農家は二つを用意

指標39. 作付面積に於ける階層属性(22年度)

項目	地区	戸 数				面 積				合計
		下位農家	中位農家	上位農家	合計	下位	中位	上位	合計	
実	蘇山原	177	32	8	59	24.4	99.1	44.4	163.9	
	日本原	7	24	9	40	16.2	75.6	45.8	131.6	
数	黒岩	3	1	2	6	2.7	1.3	5.6	9.6	
比	蘇山原	30%	58	14	100	15%	60	25	100	
	日本原	18	60	22	100	5	59	35	100	
率	黒岩	50	17	33	100	2.9	1.3	5.9	100	

(註) 中位農家の基準

蘇山原 2-4戸
日本原 2-4戸
黒岩 1-2戸

指標40. 南望面積と家内労働力との関係

(労働単位別/南望面積)

地区別	1労働単位	1-1.5	1.5-2	2-3	3以上	計
蘇山原	2.40	3.67	3.67	3.65	3.96	3.58
日本原	1.50	4.02	3.53	4.31	3.50	3.56
黒岩	2.75	—	7.00	—	—	3.45

(4) 生産手段保有状況に於ける階層分化

生産手段保有状況に於て、第一に注意を引くのは、黒岩地名が、各戸同一の保有を示す点であつて、これは、同地区に於ては、営農

資金管理委員会を作つて、共同購入、均一化をなして居る爲であつて、この機構の意義は高く評價されねばならない。唯注意すべきことは、生産手段保有に於ける斯の均一性も実現に進展して居る以外前記商銀=作付面積に於ける分化の傾向と必然的に矛盾し、違からず、これら二つの傾向の対決、その倒れへかの(個人経営か、共同化か)合流が必要であるであろう。

蘇山原、日本原に於ては、先づ大農具を持たない農家が全体の大々30%及び70%を占め、全農家の5%及10%の農家が、全大農具数の1/4乃至1/2を占めて居る(指標41)。家畜保有に於ては決定的な意義を持つ大畜主に就ては、蘇山原5名、日本原6名の戸数が全く保有せず、中小家畜に就ては、蘇山原は3名(牛頭)19%、小家畜の農家が、日本原は33名(牛)20%、(馬)20%の農家が各自保有せず、之に対し、上層農家に、蘇山原に於て中農等不頭以上所有農家が5%の戸数を以て27%の頭数を、小家畜11頭以上所有農家が4名の戸数を以て24%の

10. 頭数を大々占め、日本東に於ては、中家畜又頭數以上所有農家の戸数が 2% を以て 23% の頭數を、小家畜と頭數以上所有農家の、25% の戸数を以て 41% の頭數をもつて居る（指標表 2）。

右の如き生産手段保有に於ける階層分化は主として相模收入に於ける農家の資金調達力如何に依る。（指標 43）は斯くて兩者の關係を示すものである。

（註）右指標は、本末農家の消費単位を以て修正せられねばなりないが、それは近く提出する本報告に譲る。即ち、資金調達力 1,000 円未満農家は蘇山に於ては、大農具、家畜ともに、全然保有せず、日本東に於ては、漸やく中小家畜を保有する。1 万円未満農家は、蘇山に於ては 3% の戸の戸数を以て、大農具の 8% 、大家畜の 1.2% 、小家畜の 2.5% を、日本東に於ては 25% の戸数を以て、大農具の 8% 、大家畜の 2.1% 、中家畜の 1.1% 、小家畜の 1.7% を占めるに過ぎない。それに對して、1 万円以上の農家は、蘇山に於ては、6.0% の戸数を以て

大農具 41% 、中家畜の 1.7% 、小家畜の 2.5% を占め、日本東に於ては、クス % の戸数を以て、大農具の 9.2% 、大家畜の 7.9% 、小家畜の 3.2% を占めて居る。

指標 41. 大農具所持状況

項目	地区	戸数								計	
		1シ	15	25	36以上	計	1-2	3-6	7-10		
実	蘇山東	197	25	12	3	67	-	25%	24	11	60
	日本東	28	6	2	4	4	-	6	4	13	28
数	累計	-	-	-	6	6	-	-	-	18	18
比	蘇山東	30%	40	21	5	100	-	92%	40	18	100
	日本東	70	15	5	10	100	-	26	17	59	100
率	累計	-	-	-	100	100	-	-	-	100	100

指標 42. 家畜保育状況

区分	地区	大農具			中家畜			小家畜			計					
		日	1シ	計	1シ	15	2-12	計	1-2	3-5	6-10	11以上				
実	蘇山	95	5	59	39	19	2	-	59	11	7	14	20	5	57	
	頭数	-	5	5	-	16	6	-	22	-	10	52	147	66	295	
	日本東	-	29	16	40	13	12	12	9	40	8	7	19	7	3	40
数	累計	-	16	16	-	32	24	7	45	-	11	49	56	36	187	
比	蘇山	-	5	5	-	6	6	-	6	3	2	1	-	-	6	
	日本東	-	95	5	100	45	30	5	-	100	17	12	24	5	9	100
	率	-	100	100	-	92	29	-	100	-	4	18	54	24	100	
率	日本東	-	60	40	100	33	30	30	9	100	20	23	32	12	7	100
	累計	-	100	100	-	27	43	20	100	-	7	28	34	11	100	
	率	-	100	100	100	-	-	-	100	50	13	17	-	-	100	
	率	-	100	100	100	-	-	-	100	-	37	63	-	-	100	

指標43. 捕獲收入高(22年7月末)別生産手段保有状況

種類	実数						比率						
	14年 末迄	15.	16.	17. 以上	計		14年 末迄	5.	10.	20.	30.4月 以上	計	
少數	17	5	5	16	4	23	4	18	18	56	4	100	
大農 富農	一台	5	4	16	2	29	—	19	15	59	7	100	
山東	大家 富農	一頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中農 富農	一頭	3	—	6	—	9	—	33	—	67	—	100	
小家 富農	—	3	19	58	7	87	—	3	32	67	8	100	
日本	富農	17	2	8	24	5	40	3	5	20	60	12	100
本邦	大農 富農	一台	1	1	19	7	22	—	4	4	36	36	100
中國	大農 富農	一頭	委托④	③	②	—	②	—	5	16	63	16	100
小農 富農	—	3	3	3	6	—	—	3	7	69	16	100	
日本	中農 富農	24	2	3	31	7	45	4	4	7	69	16	100
本邦	小農 富農	9	5	17	120	16	147	5	3	10	92	10	100

昭和二十二年十月

山縣に於ける開拓事業実態調査について

経済安定本部建設局
農林省開拓局

岡山縣に於ける開拓事業実態調査概要

開拓事業は、總面積ノ大約歩の五万町歩を有する。現在この事業は、様々な困難に遭り、甚しそれの推進を計画されれて來たが、現在この事業は、實備にあらず、開拓事業は、敗戦後日本の運命と繋げられ、重く憂慮せらる。それ資金の開拓事業は、重大な責任があるが、つゞきを、この事業に対する諸般の問題に於ては、常に充分考慮し、

開拓事業は、縱面積ノ万町歩の大目標を以て、現在此の事業は、様々困難に遭遇する。規模にそゝの推進計画が、現在此の事業は、運命の運命と暗合する。必ずしも所期の成果を得たが、この事業は、敗戦後日本の日本の大資材の非常大な損失が、この事業の成否には、重大な責任がある。

特別精密地調査の結果、次の通りである。

奥庭郡八束村川上村地内
勝田郡廣戶村地内
艺田郡上加茂村地内

別紙一面参考

尚 調査報告は

- 第一部 一般調査
第二部 將別調査
第一編 開拓事業の統括的検討 (一冊)
第二編 各調査地区の実態 (三冊)
第三編 開拓地に於ける農業公活の諸問題 (一冊)
第四編 開拓地に於ける農業協同經營の諸問題 (一冊)

の如く取扱められる。

尚 農地開発事業の実施機構の検討
農地開発技術と開墾形態
農地開発事業運営の綜合性
營農の諸問題

開拓団の構成とその活動、
開拓地に於ける多角经营
等の諸問題についての報告を必要とするが、之等の問題については、資料は整つてゐるが、経費の關係から取扱めが出来ず、これは他日に譲ることとした。

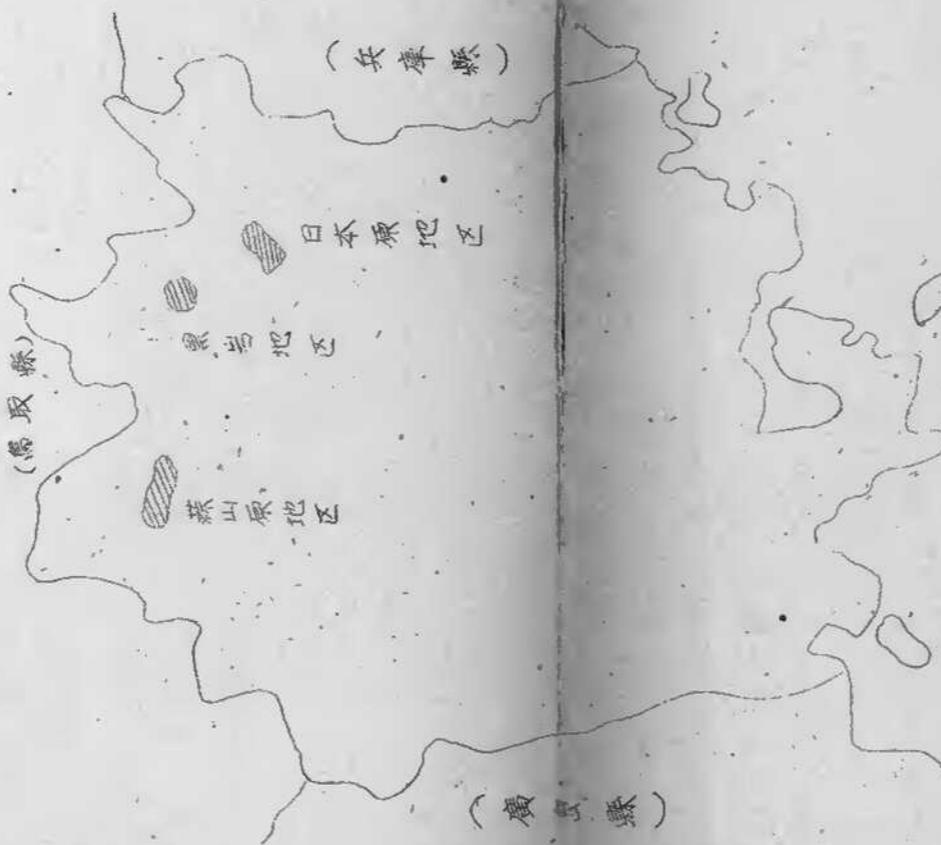
(2)

岡山縣開拓事業実態調査地図
(馬頭郷)
(特別調査地区)

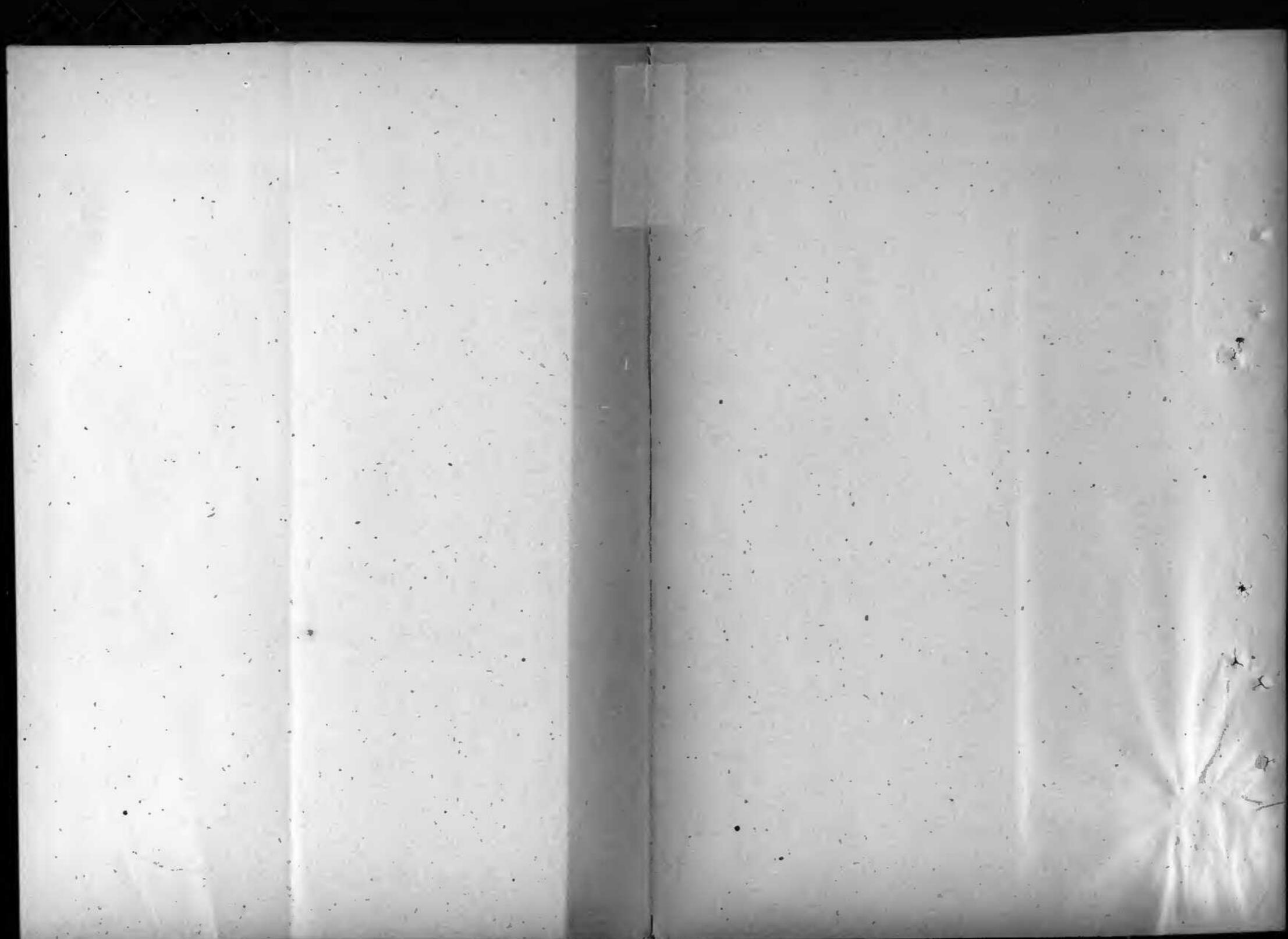


岡山縣開拓事業實業調查地區圖

(特別調查地區)



63



河川保全費調査費の支拂 (6.22. 12. 8)

9-3
159

科	目	金額	備考
(新) 行政部		2,550,000	
(新) 内閣文部省		3,949,000	
(新) 経済安良本部費		3,921,000	
8. 旅費	旅費	25,200	
	特別旅費	25,200	
9. 貨物費	品費	32,000	
	支賃費	32,000	
10. 食費	食費	62,000	
	宿泊費	42,000	
11. 旅券及印刷費		3,000	
	通信費	5,000	
12. 農林省		1,560,000	

4.3

5. 貨金	人夫給	14,000
6. 旅費	特別旅費	385,000
	調査旅費	169,000
	官耗品費	116,000
	大具費	116,000
	食糧費	66,000
7. 交通費	通信費	14,000
	運搬費	22,000
	修繕費	95,000
8. 備品費		130,000
	營業用器具費	30,000

12. 廉 材 料 費	132,000
木 材 費	10,000
油 脂 費	10,000
諸 費 用 費	120,000
(款) 内 駕 車 費	200,000
5. 貨 人 費	1,000,000
8. 旅 費	422,000
特 別 旅 費	192,000
調 查 費	20,000
9. 通 種 品 費	200,000
文 具 費	161,000
食 増 費	100,000
10. 伙 給 費	100,000

通 信 費	14,000
通 信 費	30,000
通 費	27,000
11. 修 品 費	64,000
事 業 用 器 具 費	64,000
12. 廉 材 料 費	120,000
木 材 費	15,000
油 脂 費	22,000
諸 費 用 費	54,000
10. 商 工 省	3,905,000
8. 旅 費	200,000
特 別 旅 費	200,000
9. 通 種 品 費	200,000
文 具 費	183,000

食糧費	57,000
役務費	223,600
通信費	10,000
委託費	3,215,000

河川別調査費 6,720,000 円

内務省分担	1,800,000
琵琶湖	700,000
阿蘇	300,000
江	11,500,000
物部	300,000
農林省分担	1,400,000

十津川	500,000
嘉瀬川	600,000
網日川	300,000
商工省分担	3,500,000
尾瀬、只見、利根	1,100,000
猪苗代湖	1,100,000
秋田田沼	200,000
致珠江	600,000

註：二の他各河川別委員会会議用食糧費として実約22,000円を支拂上す。

昭和二十二年十二月

猪苗代湖計画

經濟安定本部建設局

2

100

162
9-3

猪苗代湖計画

一 計画の基本

阿賀野川支流大川に北堤を設け、その貯水期水量をダムに依り揚水して、猪苗代湖に注水し、その利用水深を現在の三・二・四メートルより更に四・一・六メートル下せしめ、冬期涸水期補給用の出力三一〇〇〇キロワットの発電所を造る計画なり。

二 計画の概要

- 1 取水河川 放水河川
取水河川 阿賀野川水系大川
放水河川 阿賀野川水系大川
- 2 貯水池
猪苗代湖 湖面積 一〇・四・六八 km^2
有効貯水量 三三・〇〇〇〇〇 m^3
利用水深 三・三四・二メートル

（）現在決定せらるもの

(2) 今后調査するものの利用水源

有効貯水量 七一三〇〇〇〇〇〇 m³
利用水源 七四二二米

流域面積及河川流量反揚水量

川流域面積 七九四 km²

④ 流量・小谷測水所記録（昭和五年至昭和十二年）に取水計第一

表の通りである

第一表

河川流量	日	月	年
	一四九	一四五	三六六
一八三	一九	二二一	一一一
	二二一	一一一	二三四
二八四	二〇四	二二三	四
	二〇四	三七一	五
三九四	一八七	一八七	六
	一八七	三四九	七
四九四	二九四	二九四	八
	二九四	二九四	九

(3) 揚水量

大川よりの揚水量は、大川に必要水量を残留せしめ半導正収太
五〇〇〇〇 kgとし一日十八時間運転するもがと下れば安全を見て
も八月末まで一セ〇、〇〇、〇〇、〇〇 kgの水を揚水し得る。

更に不足量七〇、〇〇、〇〇、〇〇 kgが九月の送水期で揚水すれば

猪苗代湖の水位は九月末を以て充分回復し得るとかと考える

使用水量及発電力

(4) 使用水量

猪苗代湖の貯水を利用すにあたり、放水の如く日猪川筋の発
電所を冬期ベース発電所として利用せず、使用水量を冬期平均
三〇%迄下げうときは現在に比し日猪川筋年放水量に於て一三
九五〇、〇〇、〇〇 kg節約を得る。之を大川揚水量と合計して三〇
九〇、〇〇、〇〇 kgの水量新しく計画した発電所に使用するものと
し更に次の点を考慮して次表を得る。

⑤ 淀溉期（六七月～三ヶ月に亘るべく多くの水を分水する）
冬期過水期（十二月六、三月～四ヶ月に発電する）

第二表

三、構造物の大要

名 称	長 度	積 體	堤 高
第一水压隧道	五 八 〇 〇 m	二〇〇〇 m ³	サ ニ メ ト ム
第二水压隧道	三 二 〇 〇 m	一六〇〇 m ³	タ カ シ ム
放水路	三 〇 〇 m	—	—
大川引水路	一 〇 〇 m	—	—
求 數	長 度	水 深	水 路
本 数	二 二 一 m	—	—
最 大 容 量	六 七 五 m ³	三 五 三 m ³	—
五 〇 〇 m ³	一 三 五 〇 〇 m ³	六 七 五 三 三 m ³	—

四
調查方針

迄にする、この間に大川より場水を引く必要があるが、この場水に關して、湖面低下による影響及び補償調査させぐるるものである。

貯水池平面測量

一 水路取入口附近地形測量
二 水路發電所附近地形測量
三 地質調查
四 地質調查
五 補償調查

12

昭和二十二年十二月

琵琶湖利水計画

経済安定本部建設局

93
166

琵琶湖利水計画

一 計画の基本

宇治川宇治附近に堰堤を築造して、宇治川河谷至琵琶湖と同水位の蓄水池とし、湖面低下によつて主として冬季渴水時火発電所とする傍ら夏季の流量を調節し淀川の洪水、琵琶湖の洪水位上昇を防いど宇治川、淀川の河川統制を確立する計画である。

二 計画の概要

- 1 取水河川 放水河川
- 2 取水河川 淀川水系宇治川
- 放水河川
- 貯水池

琵琶湖

湖表面積

六九。² km²

(1) 現在決定せらるもの
利用水深 二、一m へ十、三、四、一、八、〇m
有効貯水量 一四五、〇、〇、八、〇、〇m³

月	灌田川流量	宇治川新流域流量	合計流量	要
9	一一二、三	五、二	一一七、五	
8	一一四、二、七	六、五	一一九、二	
7	一八八、二	七、七	一三三、八	
6	二〇、二、二	八、〇	一四四、七	
5	一三九、四	五、三	一九九、五	
4	一二八、四	五、四	一二一、二	
3	一八七、五	二、〇	一九九、五	
2	一〇七、七	一、三五	一六五、三	
1	一一〇、七	一、七三		

第一表 宇治川新流域月別平均流入量

後者は自昭和五年至昭和一二年ノケ年の平均をとつて計画した。その月平均流下量は次表の通りである。

(ii) 今後調査するもの 利用水深 約四〇〇mへ十〇三〇(一三七〇m)

宇治川貯水池 總貯水量 約二三五〇〇〇〇〇〇〇m³(予想)

有効水深 四〇m

有効貯水量 一〇〇〇〇〇〇〇m³

堰堤高 七五m

流域面積 3 流域面積及河川流下量

琵琶湖

河川流下量

宇治川新流域 三八四八m³

計 三七二

河川流下量

琵琶湖

計 四一二〇

琵琶湖からの流量は疏水と沿岸の灌漑其他用水を差引いた瀬田川流量をとり宇治川の流量は名張川の平均流量をとつたのであって、前者は自大正九年至昭和一五年ニ。ヶ年の平均をハ鳥居川測水所

平均	12	11	10	9	8	7	6	5
一〇〇.三七	一一五	一〇七八	一〇八八	九四三	九〇八	七〇八	八五五	八五五
一二五。	五二三	一四五三	一一五三	一一五三	一一五三	一一五三	七七九	七七九
一〇〇.三七	一一一五	一一一五	一一一〇	一一一〇	一一一〇	一一一〇	九一六	九一六
一一一。	六九八	七六一	七六一	七六一	七六一	七六一	大九八	大九八
一一一。	九一六							
一一一。	九二四							
一一一。	九〇六二							
一一一。	八九八五							
一一一。	一二二五三							
一一一。	一三〇.二三							

組し渴水年の様子をしらべる爲には、瀬田川最渴水年次である、昭和二年、の流量と全年の名張川の流量をとつて、之を渴水年次流量とした。即ち、渴水年次流量は次の通りである。

月	瀬田川流量	宇治川新規流量	合計流量	備考	要
4	六七三	五二一	七二五一		
3	八大三	一四一四	一〇〇.四四		
2	一八八。	一四六二	二〇二八二		
1	一三三。	一三五	一一八三五		

第二表

宇治川、水道渴水年次月別平均流入量

此の計画は冬季渴水期の大発電所を建設するにあたる夏季においても下流に対し責任放流量がある疏水と湖岸の灌漑用水は上表の流量から除いてあるから考慮する要がない。淀川から取水する水量は昭和

4. 疾用水量及発電力

第三表 使用水量發電力月別平均表

一五年三月で三一・六七^{kw}であるが、將來の予定としては、三八・六^{kw}が見込んであるから、之に余裕をみて八五。〇^{kw}に及ばないかた月は二〇ヶ年間に三二ヶ月ある故に夏季責任放流量を八五。〇^{kw}とす次は十分と思はれる。

宇治川既設発電所は冬季の尖頭負荷発電所として貯水を残すのであるが今仮に之を考慮しないで計算すると、候用水量と發電力等の關係は第三表の通りである。但し平年の次に渴水年次を継けて計算した。

尚本表の貯水量は、湖面一三七。mをもとして單位は^{km}を^{ha}を^mを使用した。即ち一三七。mの利用貯水量は宇治貯水池を合せ二・四五。〇。〇。〇。^{ha}で之は九四一。〇^{ha}に當り、既定計画の一・一・八。〇^{ha}以下の場合は尚四一^{ha}の貯水量を保有してゐる事になる。

(湖面低下一一八mの場合)

上表の示す通り平年も渴水年も湖面低下をし一八。既に限定すれば最渴水年次の出力は著しく減少する。之を若し仮に一三七。既迄計画するとせば表の示す通り一八。既に於て尚四一一。既立方米の貯水を有し、之が渴水年次の出力減少を防ぐことに役立つのである。又かゝる最渴水年には湖面を更に一五。既低下せしめる事在特に許容するとすれば渴水年の出力減少はかなり緩和される事になる。

三、構造物の大要

1. 宇治堰堤

高さ岩盤上

約 七五二二

堤長

約 二四〇m

コンクリート

約三五〇、〇〇〇t

2. 宇治発電所

設備容量

二七〇、〇〇〇kW

尚現有の宇治発電所設備三二〇、〇〇〇kWは冬季尖頭負荷発電所として活用する事が考へらる。

放水路 放水位をなるべく低くして利用落差を大にすため放水路を約一、〇、〇m開鑿する。

四. 岐設発電所に及ぼす影響

既設の志津、大峰両発電所は新財水池に水没し年出力約一、〇、〇、〇、〇kWhを失ふ。又既設宇治発電所は予備設備として價值を残すが、前記の発電力の計算(第三表)には此の出力を考慮してゐないので、その年

間出力二億kWhを此の計画の出力で補償するものと考へねはならぬから新発電所の総電力量は四億kWh見当の純出力と見なければならぬ。

五 調査方針

今後より行なはれてゐる河水統制計画による、発電方式には、水路式にせよ外烟発電案、堰堤式にせよ外烟発電案がある。今又、本計画に於けるが如く、宇治発電所直上流に於いて高さ七〇mの堰堤を築造して琵琶湖の平面的擴張を計らんとする案も考へられてゐる故右、堰堤地附近の地形測量及地質調査をなし、又、貯水池の邊水区域の測量を行ひ、計画立案によりこれら三方式の開発計画の優劣を比較研究せんとするものである。

調査事項

宇治堰堤附近地形測量及地質調査

二、発電所附近地形測量

二、貯水池平面測量特に宇治附近、外烟、曾東渡、大石中地区等

45
昭和二十二年十二月
100

阿蘇谷利水計画

經濟安定本部建設局

9-3
193

阿蘇谷利水計画

一 計画の基本

白川流域の灌漑用水の不足を阿蘇外輪山よりの分水を求めてその補給水量とその間の落差を利用して整地をする計画である。

二 計画の概要

人頭
取水河川 放水河川
取水河川 筑波川水系 筑波川
筑水河川 大野川水系 玉采川
放水河川 白川 水系 黒川
貯水池
第一貯水池、放立川
堰堤

標高より再び放水して白川へ放水す

有効水深	二五m
有効貯水容積	八、三〇〇、〇〇〇m ³
第二貯水池(大野川)	
堰堤高さ	三五m
有効水深	二〇m
有効貯水容積	六、〇〇〇、〇〇〇m ³
第三貯水池(大野川)	
堰堤高さ	五〇m
有効水深	三〇m
有効貯水容積	一、五〇〇、〇〇〇m ³

(1) 流域面積及河川流量
第一貯水池 貯水池 集水路
小計 八四〇 Km²
二七、五〇

(2) 流量
第二貯水池 小計 三三九〇
貯水池 一二四〇
集水路 八四〇
第三貯水池 小計 二〇八〇
貯水池 一〇、〇〇
集水路 八四〇
小計 二六〇〇
合計 八八〇

流量は大野川水系百段測水所記録(自大正八年至昭和十二年)及後川水系久味川碑竹測水所記録(自大正十二年至昭和十二年)によつた内で各貯水池別流入量は第一表の通りである。

第一表 各流域別月別平均流量

第二表 伏用水量與電力日別平均表

月 星	分水頭水量	蓄水壟	總電力 KW	總電水力 KWH
一 一	一九六	四三〇	八九二	一、三〇〇、〇〇〇
一 二	二一四	四三〇	一七四〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二 三	二六〇	四七五	一七四〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二 八	二八四	五五	一七四〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一 九	六六〇	六九一	一七四〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一 十	六九九	八五	一七四〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一 十一	六九九	九一	一七四〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一 十二	六九九	九一	一七四〇	一、〇〇〇、〇〇〇

使用水電) 分水(或水龍) 及發電(之)

卷之三

(II) 今期は火蟲(ハーバー)、一二月(一月)川谷等に多く水を食する。
(III) 其他の期間も含めて越冬す。

老の自然にあつて水の表を得る、施設貯水量は三貯水池の有効貯水量三二一四〇四・〇四四メートルを限度とし之を採算して二二一四メートルとした。

二、水文
1. 供水量及需水月别平均表

第一発電所	第二発電所	第三発電所
第一発電所	二八五	五八〇
第二発電所	二八〇	六〇
第三発電所	五八〇	六〇

名稱	有効落差	最大使用水量	最大発電力
第一発電所	二八〇	六〇	一〇,〇〇〇
第二発電所	二八〇	六〇	二〇,〇〇〇
第三発電所	五八〇	六〇	二〇,〇〇〇

(註) 第二発電所の採用水量を第一発電所と同一量としたので、黒川並白川の既設発電所に及ぼす影響は第一発電所放水路より下流にあるものと対して冬季出力増加の影響を及ぼさず、上流域あるものは荷物影響を與えない。

大野川至利根川至既設発電所は竹田第一、第二の兩発電所があるが、

いづれも極めて低落差であるからその出力の減少は非常に少ない。又伏立川には伏立、小国、鬼淵、其他既設発電所があり、本計画で利用する伏立川流域は僅か三三、九km²であり、之等既設発電所の位置はその最上流の伏立発電所でさえかなりの距離があるので影響は大きくなり、しかしいづれも本計画の出力で補償する事は考へなれば余らぬ。

大野川下流に大分県の大野川開発計画があるが、其の計画と対して云々にしても優に一億kWhを得るので、其の電力の内容が冬に多いといふことは注目すべきもので、同時に白川流域は灌漑期間三ヶ月(毎年四、五月)の水道供給する事は頗る重視しなければならぬ点である。

四

調査方針

尚必要がなければ調査の結果より次の計画を大きくする可能性が十分
予想されるのである。又貯水池を大きくする事によりて大野川用
新計画の不足水量を遙観期下放流する事が出来る。

白川流域の不透水層は、山脈外輪山上、伏立川、及び大野川に求め
て、引水落差を利用して併せて整地を行ふ計画であるので、本計画に
於ける貯水地盤は、何處も河床山である故、堰堤地盤の地形及地質の調
査を十分に行ひ必要がある。

調査項目

一、河水位平面測量、谷成利、牧野、安原
二、立水附近地形測量
三、窪地附近地形測量
四、地質調査

補償調査

昭和二十二年十二月

玖珠川開発計画

経済安定本部建設局

9-3
119

久慈川開発計画

一、計画の基本

久慈川の最上流にある荒牧地蔵原町水堀の下流町田第一発電所取水口附近に高さ約四五メートルの堰堤を築造し、約一八六〇、〇〇〇立方メートルの貯水池を設け、下流久慈川筋既設発電所の発電力を増強すると共に、熊本、福岡、西日本下の灌漑用水の補給を行はんとするものである。

二、計画概要

- 1. 取水河川 熊本川水系 久慈川
- 放水河川
- 貯水池
- 堰堤位置 大分縣久米郡飯田村秋間
- 標尺 商さ 四五メートル

町水量 一八六〇、〇〇〇立方メートル

流域面積及河川流量

(1) 流域面積 三八〇平方キロ

(2) 流量へ櫻竹測水所へ流域面積四五六、〇平方キロ 自昭和五年至昭十二年)

標尺 (當り)	櫻竹測水所	町水量		年水量		備考
		平水	枯水	枯水	滿水	
一四八	一九〇	二八八	一九〇	一九二	一九二	
一四九	一九一	二九二	一九一	一九三	一九三	
一五〇	一九二	二九六	一九二	一九七	一九七	
一五一	一九三	三〇〇	一九三	一九八	一九八	

3. 供用水量及発電力

本貯水池は下流既設発電所の冬期供給力の増強を主とし、発電所は新設せず、運営費は適宜供用するものとする。

冬期一〇〇日間に於ける平均供用水量は差し当り町田発電所に対しても平均二一五五立方米毎秒補給することとして、冬期に於ける増加電力量は次の如くである。

下流利用殊差

四八八六

古文

調查摘要

北貝洲の電力事情より見て、本計画起點に有るべく貯水池を築造され
る事が望まなくてゐるのであるが、既設起點の土壠堤は現在漏水多く維
持に困難を來してゐる現状であるから、本計画堰堤起點を起算上、土壠
堤が可能であるか否かを調査する。

前卷

- 一、野水地本面測量
二、長堤附近地形測量
三、試掘及木工工程

四 楠溪洞查

100
昭和二十二年十二月

物部川利水計画

経済安定本部建設局

物部川利水計画

計画の基本

物部川上流に、高さ六〇メートルの堰堤を築設し、水を貯留して下流に於ける洪水の緩衝を堅固する所で、この貯水を利用して灌漑、貯水、一旦放流し更に流域の水量とこれを下流に放ける地盤高さ二十五メートルより取水し再び貯留して後農業用水の供給に當てんとするものである。

計画の概要

1. 河川、物部川ハ流域面積 四九二・三平方キロ

貯水池

第一貯水池(大池)

二尺五、二五糸

四三三、七五平方糸

蓄水面積

総貯水量

一八、四八〇、〇〇〇立方メートル

第二貯水池(小池)

一尺五、二五糸

四三三、七五平方糸

蓄水面積

一五メートル

第三貯水池(中池)

一六〇メートル

四三三、七五平方糸

蓄水面積

六〇メートル

第四貯水池(小池)

一七七、三糸

四三三、七五平方糸

蓄水面積

一一・四メートル

四三三、七五平方糸

第五貯水池(小池)

一七七、三糸

四三三、七五平方糸

蓄水面積

一一・四メートル

四三三、七五平方糸

第六貯水池(小池)

一七七、三糸

四三三、七五平方糸

蓄水面積

一一・四メートル

四三三、七五平方糸

(1) 送達用水量

供用水量

第一発電所	最大流量	常時流量	供用水量	
			有効蓄水量	有効差差
第一発電所	二〇・〇	一六・〇	二七一六	一三、一〇メートルキューメートル
第二発電所	一五・〇	八・八	二三・六八	一五メートル
第一発電所	二〇・〇	二・八	一七・七三	八・四八メートル
第二発電所	七・〇〇	大・四六	一一・四六	八・四八メートル
第一発電所	八・五〇	三・五五	一一・四六	一二・八七メートル
第二発電所	八・五〇	三・五五	八・六二	一二・八七メートル

河川流量

提揚馬力

六〇匹

24

東

開拓の実相と反省

9-3
185

景に昭和二十年秋策定実施された緊急開拓事業は國土資源の合理的開発の見地から、土地の農業上の利用増進と、人口收容力増大を目途として二年十月改定を見、過年度に引きつづき、

開拓	一五五万町歩	五年	二二一	二六年
干拓	五万町歩	八年	二二一	二九年
農業水利	受益面積延	三三三万町歩	五九年	二二一
土地改良	延	一七六万町歩	五年	二二一

今計画目標の下に

入植戸数（開墾及干拓地）

贈反戸数

として本計画完成後に於ける

主要食糧増産目標

の生産を明することとなつたのである。

本計画に対する実績を見ると、開墾は二十一年度末に二三二五四五町

歩を拓く計画へ十九六〇に当り二十三年十月末にはニセハ一九五町歩であつた。然じ五十町歩以上の所謂大開墾は五十町歩未満の小開墾に比し開墾進捗度は著しく低い。これは小開墾は既成農村に比較的距離が近いので、家屋を始め農機具、家畜等に利便が多いことと農業技術、生活上の協力乃至指導を受け易いが大開墾は反対に高冷、山岳地その他の地理的に既成農村に遠い場合が多く、農業及農村生活に素人の多い入植者達が周囲からの援助指導を受け難いことに依るものと考えられる。

次に干拓は初年度の三十一年度末に於て同年着工地区平均進捗率は一二・三%である。

此等開墾干拓地への入植戸数は三十一年度末に一〇・七八〇九戸で計画の七六%、二十二年九月末現在では一一九一五七戸、そのうち離脱戸数一二・四四戸を差引くと実在入植戸数は一一七〇一三戸となり定着率は九%である。一方地元農民が開拓地に於て耕地面積を拡張する所謂増反は二十一年度末に二〇・六五〇七戸、實に十九六〇年に至り二十二年九月末には

三四・五九戸に及んでいる。増反の率の良いことは、云う迄もなく農業経験を有する上、農業生産に必要な農機具或は家畜は元あり、住家があるといふことが從つて一応生活上の根據があるので失敗しても致命的な損害はないといふこゝが気軽に開墾に入り得るからであらう。

本計画の目的とするとニロは主として失業救済と食糧増産とにあるが失業救済という点から見ると、入植率七六%に対し離脱九%であつて実在戸数の計画に対する割合は六九%に過ぎない。入植率の低いことは第ニに入植すべき土地に家がないか、又は家を建てようとしても資金、資材の実で解決しない。家の問題は別としてもその入植しようとする土地での営農方法とその将来への見透しが示されない爲、入植者の大部分である農業未経験者は何に據り何を自當に入植してよいか不安で躊躇せざるを得ないし、従つて又幾何の資金を要するかもわからぬし、その上その資金もないう者が多い実情であらう。

次に離脱については入植者選定方法の不適当であつたことも大きな原因

の一つであつうか、一旦入植したちの、右と同様の理由及び農宮指導並に開拓地といふ全く未知な生活環境に於ける入植者の生活に対する温い思ひやりのあるせ話、指導の組織、施設が整備されていなゝ爲、生活、營農に不安を覚え或は破端を来たしたことに依るもののが少くないと思われ。そして現に入植している六九%の人々たしても、必ずしも全部が定着者、安定していられるべきはなくして、他の一般社会での生活條件が余りにも悪いので離脱したくても資金や住居、職業等の点で離脱出来かねるもののが少くないといふのが実情であつう。この様に考えると離脱9%はそのまゝ受取止め率である。そして現在の六九%の中、果して何割か将来堅実な農家となるべき遙固な基礎をきづく方向に進んでいるかどうかが重要なポイントとなるのであつて、その調査結果を得なければ失業政策対策の一つとしての開拓の実績は評価し得ないものである。

次に営農の実態についてみると、開墾に於ける作付実績は、二十一年十二月末日現在開墾面積に対する二十一年一月一十二月間の延作付面積の

割合は約七〇%か八五〇五町歩となつてゐる。(内地のみ)

生産実績は食糧生産物を米に換算して四三万六千石であるが全年度の生産予定が判然しないので、計画に対する実績を簡単に批判出来ないが単位面積収量は二十二年度平均反当水稻九斗七升、甘藷一六〇貫、馬鈴薯一二二貫へ粗し内地へであつて地味良好でない開墾地で主として農業未経験者等の納めた成績としては必ずしも悪くはないが問題は全体として開墾に相応した生産が行われてゐるかどうかである。作付歩合の著しく低いことは用墾作業と農業經營とが平行せず、営農が非常に遅れてゐることであつて食糧増産に因しては成功していないと云える。このことは明かに営農面における指導の貧困によるものである。更に之を農林省集團入植地営農実態調査成績に就いてみると、内地の集團入植地の入植者をその営農状態によリ

順調区一 営農順調にして現在、将来共に不安なさもの
普通区一 現在困難なるも将来への見透しがついてゐるもの

不良区 一 現在困難であり将来の見込みも亦つかぬものに区分すると、地政と營農の良否との關係では、干拓地の成功率が比較的良く、砂丘地等につき、台地、山廻地、低地の順で悪くなっている。純入植者のみについでは成功率は又より低い傾向がある。その傾向は同じである。反対に増反者は、干拓地、砂丘地、台地、低地とも比較的成功率が高く、山廻地のみが悪い。この様に干拓地での成功率の良いことは、干拓地は開墾地に較べて概して地力があることと、干拓地での營農方法は附近既成農村の營農方法を大体そのまま取り入れることが出来るので、既成農家の指導も受けられ又營農指導当事者としても指導が容易なのである。之に反し山廻地の不良なのは干拓地より概して地力が低い上、氣候等の他栽培工の立地條件が劣る場合が多く、又地理的に既成農村、農家と遠く離れている場合が多い為、そ此等の指導援助を受け難い事もあるが、開拓地殊に山岳、高冷地或に於ける農法及經營農法が我國として未だ確立されていない為に、正しく適切な指導遂受けられぬからである。それに生活環境も從来の居住地とは著

しく異つたところであるので、生活上、精神的にも物質的にも不利なことが少くないニとも大きな理由である。

主要作物の反当收量との關係では、やはり反当收量の多いものが營農状態が良好と至つている（三十一年度）

	水稻	甘藷	馬鈴薯
順調区	一二.〇	二二.〇貫	二〇〇貫
普通区	一〇.〇	一五.〇	一一〇
不良区	六.〇	八.〇	七.五
一戸当たりの作付面積との關係では、平均			
順調区	五.六		
普通区	八.一		
不良区	八.六		

で作付面積の多いほど營農が不良となつてゐるゝは營農が開墾から遅れ遊離していることを示すもので、前述の通り營農指導の貧困に原因するものか

である。

以上実績の検討から、愈以つて開拓に於ける農業の重要性を深く認識しなければならぬが、初す開拓地に於ける農法並に農業方法を速に確立し、同時に農業指導並に生活指導についての組織及施設の整備強化が之に伴はなければならぬ。そして開拓といふことは人間が理想を具現しようとする最も端的な行為であることを思えは入植する人々に将来に対する理想を手えなけりはならぬ。将来に夢を描いてこそ開拓といふ苦難に身を従ずることが出来るのであるが、現在迄の開拓政策では理想も描けず、夢を見ることも出来ない実情にあり、そしてこの夢も、理想も、確固たる經營の上に初めて描けるものである。

此等の問題を解決するには勢ひ現在の開拓計画そのものを、深い反省を必要とするのであるが、今迄の開拓が單に開墾作業そのものののみに流れた程に開拓計画立案に眞に開拓を理解した経験が少なかつたのみならず開拓行

政の末端に至るまで同じ順序を有して、いるのであつて、こゝに新しく謙虚な氣持で、科学的根據に基き総合的見地より、農業を中心として開拓地区の選定、入植者の資質銒衡方法、訓練、指導組織と施設、場同組合その他開拓行政組織等に開拓計画全般について再検討すると同時に、開拓関係人の要素についても考慮を要するのである。わいが、

たゞ開拓計画の再検討に当つて注意を要することは開拓とは單に土地を開拓すること入地、その目前の経済効果のみを期待するものではなくして、丁度作物が大地から養分を吸收し、太陽や空氣を吸つて育つて行く如く、その土地の経済に根を下し、文化という空氣を吸つて育つ新しい社会を建設育成して行くことであつて、その新しい社会から我々は逞しい進取的精神と旧になづまぬ新しい精神並にそれ等の精神に充ち溢れた新しい血液の收穫をも期待するものであつて、開拓が我民族の精神的、肉体的栄養ともなることを忘れてはならないのである。

開拓長期計画所要資材 安本配当予想資材年度別對比表

年 度	事 業 別	並道鋼々材 元	鐵鋼二次製品 元	銑 鐵 元	セメント 元	木 材 石 材 元	電 氣 銅 化 電 線 元
	開墾委託事業	295.1	611.3	-	9,021.7	345,291	-
	"補助"	94.0	142.0	-	3,660.0	169,900	-
	"開墾"	420.0	180.0	240	6,000.0	30,000	30
23	干 拓	3,849.0	532.0	4,718	18,941.0	217,546	114 234
	土地改良	45,441.0	10,908.0	6,109	239,979.0	1810,460	1,067
	住 宅	965.0	1,726.0	397	8,040.0	3195,000	-
	北海道開墾費開墾	3,431.0	295.0	1,221	9,090.0	223,000	-
	"開墾地改良	5,818.0	1,184.0	1,440	6,925.0	349,740	-
	"補助開墾	590.0	50.0	207	1,200.0	38,000	-
	農業機械其他購入	3,641.0	24.98	1,903	-	1,014	-
	計	64,674.1	15,653.08	16,845	310,446.7	6,469,951	144 1,301
	安本配当予想	6,404.0	4,444.00	3,284	90,623	950,000	203 296
24	開墾委託事業	254.4	226.9	-	4,996.1	340,919	-
	"補助"	105.95	159.75	-	7,117.5	190,913	-
	"開墾"	948	342	456	27,836	92,893	57
	干 拓	5,905	616	5,102	49,099	247,278	127 244
	土地改良	55,333	9,874	6,083	239,441	1,837,286	1,067
	住 宅	980	1,753	403	8,167	3,258,000	-
	北海道開墾費開墾	3,580	800	1,242	7,260	227,000	-
	"開墾地改良	5,868	1,184	1,440	6,925	349,740	-
	"補助開墾	590	50	207	1,200	38,000	-
	農業機械其他購入	1,936	13.87	1,037.8	-	550.5	-

(1)

31

191

	計	95,310.15	12,519.46	16,670.8	349,609.6	6,613,949.5	184	1,311
24	安本配当予想	8,267	5,564	3,499	108,500	959,000	240	315
	開墾委託事業	150	310.6	-	4,842	200,859	-	-
	" 補助 "	124.15	195.25	-	5,032.5	233,338	-	-
	" 國費 "	688	295	393	19,515	84,246	49	-
	干 拓	5,931	580	4,826	29,749	249,947	120	117
	土 地 改 良	55,318	9,153	6,143	150,616	1,929,736	-	1,067
25	住 宅	642	1,153	246	5,385	2113,000	-	-
	北海道国営開墾	3,540	300	1,232	9,200	229,000	-	-
	" 國費地改良	5,868	1,184	1,410	6,025	349,940	-	-
	" 補助開墾	590	50	207	1,200	38,000	-	-
	農業機械其他購入	2,657	14,96	1,112.9	-	5855	-	-
	計	94,905.25	13,240.91	15,149.8	330,364.5	4,424,001.5	169	1,184
	安本配当予想	9,934	6,334	4,839	116,199	959,000	247	315
	開墾委託事業	186.2	385.6	-	5,681.2	149,362	-	-
	" 補助 "	96.19	145.31	-	3,745.4	193,658	-	-
	" 國費 "	688	292	393	14,951	86,453	49	-
	干 拓	14,292	1,539	12,349	55,203	577,454	320	122
	土 地 改 良	33,903	8,954	6,008	201,147	1,583,686	-	1,067
26	住 宅	305	547	127	2,543	1,195,000	-	-
	北海道国営開墾	4,103	350	1,414	8,400	264,600	-	-
	" 開墾地改良	5,868	1,184	1,410	6,015	349,940	-	-
	" 補助開墾	590	50	207	1,200	38,000	-	-
	農業機械其他購入	1,943	14,19	1,018.8	-	5925	369	1,184
	計	62,011.69	13,363.69	22,051.8	304,445.6	4,497,125.5	891	1,485

(2)

	住 宅	279	500	116	2,323	1,098,000		
27	北 湾 直 国 費 關 壓	4,130	350	1,449	8,400	264,600		
	" 關 壓 地 改 良	5,868	1,184	1,440	6,425	344,900		
	" 補 助 關 壓	590	50	207	1,200	38,000		
	計	10,869	2,084	3,212	18,628	1,048,340		
	合 計	237,968	56,36034	77,529.4	1,313,414.4	23,754,199.5	591	4,935

(3)

事業別一覽表

国立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

開拓關係經費

區 分	昭和三十二年度		
	農業水利	緊急開拓	其他
甲 素	A	B	C
農業水利	一九八九、九五九〇	一九八九、九五九〇	一九八九、九五九〇
土地改良	二八九、七三九	二八九、七三九	二八九、七三九
災害	一九八九、九五九〇	一九八九、九五九〇	一九八九、九五九〇
計	一九八九、九五九〇	一九八九、九五九〇	一九八九、九五九〇
北海道開拓	三三八八、八七四	三三八八、八七四	三三八八、八七四
北滿遼土地改良	二九三、九八二三五	二九三、九八二三五	二九三、九八二三五
計	六三一九、四七七七	六三一九、四七七七	六三一九、四七七七
合計	三一七、五〇九七四	三一七、五〇九七四	三一七、五〇九七四

80

(二) 緊急開拓施設必要する経費

(三) 土地改良事業公團下之經營

(四) 農業水利事業による開拓の経費

新	營	費	大九八九〇	六七〇四〇〇	五九六九七	五九六九六	五九六九五	五九六九四
計			四六三九七一六	一九三、九五七九〇	一一六、一七三三五七	一七九、一七三三五八	一三三七九三三五九	一三三七九三三五九

(五) 灰等耕地復田並防止施肥以要才省經費

(六) 北海道拓殖計画中間發閑條

(七) 北海道拓殖許可中土地改良關係

今
諦
三八公六七四二二四五五九四二三。二五七二六八五〇。二七九九四六六。二八八〇一〇七六六四。四三九九九四六二。

202

關外叢書

北海道開拓農業資本家

農林省閭榜關稅勞務調

農林省 支那道 合計	六三〇九 七九〇〇 一五三九 八八三三 二七七四三	之九九 之九九 大三〇九 七九〇〇 大三〇九 七九〇〇 一五三九 八八三三 二七七四三

農業水井戸戸別營業外	園芸野菜上地改修	大字	第5次	次第	害虫	防治	水	農害防
二一六、〇〇〇	九六〇、〇〇〇	四八〇	四八〇	四九〇	一三五	八八〇	一八〇	一五〇
一一五、〇〇〇	一〇九、〇〇〇	四〇〇	四〇〇	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五
一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五
一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五
一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五
九四三	九四三	九三						

(七) 北海道開拓勞務調書

工作 名稱	工作 地點	工作 人員	A		B	
			實人數	缺勤人數	實人數	缺勤人數
小笠原總管事						
開墾課						
國民地圖卷						
天牛防治卷						
開拓試驗						
國 壁						
用水施設	一九三五	九三	三三四	六二八	一九三五	九五
入植受入施設	二〇一七三五	七七五九	一〇一九五三三	三九一三	九三	九五
拓墾實驗場		一	一	一	一	一
漁業調查	一八九五	四八	八四	八四	一五	一五

送		送人員		送人員		送人員		送人員	
合		送人員		送人員		送人員		送人員	
土宅改良廢除		一三二四六七八		八三二二		一三二五七一		四三七九	
明渠排水		一三二〇六七〇		一一二〇六七〇		一一二〇六七〇		一一二〇六七〇	
溝渠工事		三三二四〇四〇		一六四〇〇〇〇		一六四〇〇〇〇		一六四〇〇〇〇	
客土		五三三六〇四〇		一六四〇〇〇〇		一六四〇〇〇〇		一六四〇〇〇〇	
合計		四九七三二九一		一七二二六〇四〇		一四九三〇		一四九三〇	
三越助國保		七九八七五一		四五五九		七九八七五一		四五五九	
開鑿		二六〇四〇〇〇		二六〇四〇〇〇		二六〇四〇〇〇		二六〇四〇〇〇	
明渠排水		三五五七〇一〇		一七四五〇一〇		一七四五〇一〇		一七四五〇一〇	
暗渠排水		三八二一〇一〇		一七四五〇一〇		一七四五〇一〇		一七四五〇一〇	
客土		六二六六〇四〇		三三一六〇四〇		三三一六〇四〇		三三一六〇四〇	
合		一六四〇〇〇〇		一六四〇〇〇〇		一六四〇〇〇〇		一六四〇〇〇〇	

灌 溉	五五九三六八	三七九七	五五九三六八	二七九七	五五一三六八	二七九七
水 量 上 界	七三九三九一九	五四一六一	四二八七九一九	五五五六一	五五八七四一六	三四八七九
總 合 計	三四一九一九五	七八六九三	一九一一四六九三	五四八八八	八七八八九六六六	四九三一六

八
開行後事業量

210

火災防止	防火	防火	防火	防火
煙害規制	規制	規制	規制	規制
禁煙	禁煙	禁煙	禁煙	禁煙
煙草	禁煙	禁煙	禁煙	禁煙
煙草	禁煙	禁煙	禁煙	禁煙

港湾関係

事業名	昭和二十一年度 予算額	昭和二十一年度 要求額	甲案	A案	B案	C案
(一) 運輸省港湾局関係						
港湾事業費	九三五二八二四	一八〇六〇〇〇〇〇	二三九二一八二〇〇	一八六四〇二〇〇〇	一三三五六八〇〇〇	七八五六九〇〇〇
港湾修築費	四五五九一〇四	五三三三四七〇〇〇	二二九一五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇〇〇	一一一〇〇〇〇〇〇〇	七九九〇〇〇〇〇
・ 戦災復旧費	一七四六九八五	一七四六九八五	一九九一四〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	七九九〇〇〇〇〇
陸上設備費	二一八七九〇〇	九九五二三〇〇〇〇	三六〇〇八一八一	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	七九九〇〇〇〇〇
・ 槽港倉庫建設費	四八九八六二五	四六二二九〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	七九九〇〇〇〇〇
港湾維持補修費	六〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	七九九〇〇〇〇〇
作業船修理費	四〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	七九九〇〇〇〇〇
港湾技術研究費	四〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇〇	七九九〇〇〇〇〇

港湾関係資材

事業名	資材分類	昭和二十一年度		昭和二十一年度		甲案	乙案	丙案
		需	供	需	供			
(一) 港湾関係資材								
港湾修繕	鋼材	一〇五〇三	七一八・一	一九六八〇	一九一〇	六四二・日	五一四・一	四二六・九
港湾敷設	木	一七七・四一三	三六八・七	三七九・九	三二七九二	一〇・六一九	七七八・五	大五八・〇
港湾敷設機械	鋼	一九六八〇	三三五・五	三三五・五	三三五・五	二・二二七	二・二二五	二・二二五
陸上設備	木	一三五・〇	一三五・一	一三五・一	一三五・一	一四〇・七	一四〇・七	一四〇・七
木	鋼	一三五・〇	一三五・一	一三五・一	一三五・一	一四〇・七	一四〇・七	一四〇・七
木	木	一三五・〇	一三五・一	一三五・一	一三五・一	一四〇・七	一四〇・七	一四〇・七
木	鋼	一三五・〇	一三五・一	一三五・一	一三五・一	一四〇・七	一四〇・七	一四〇・七
木	木	一三五・〇	一三五・一	一三五・一	一三五・一	一四〇・七	一四〇・七	一四〇・七
木	鋼	一三五・〇	一三五・一	一三五・一	一三五・一	一四〇・七	一四〇・七	一四〇・七
木	木	一三五・〇	一三五・一	一三五・一	一三五・一	一四〇・七	一四〇・七	一四〇・七
木	鋼	一三五・〇	一三五・一	一三五・一	一三五・一	一四〇・七	一四〇・七	一四〇・七

陸上設備補助	港湾設置 復興補助	港灣設置 復興補助	港灣修築補助	港灣修築補助
木 材 セメント 鋼 材	木 材 セメント 鋼 材	木 材 セメント 鋼 材	木 材 セメント 鋼 材	木 材 セメント 鋼 材
三〇、四二二	一五二五	四一〇六	五〇、三五五	一〇四五
二三八二	一一七五	二九九四	八〇〇〇	五〇二
二〇、二六一	一五七九四	一〇一〇	二七三一	四二〇
一五七九四	一一七五	二七二二	二〇〇	三四〇
一三、六三三	六一八	一	一七二七	八五〇

港 灣 事 務 官	港 灣 管 理			港 灣 調 查			港 灣 技 術 研 究		
	二 級 技 官	三 級 技 官	三 級 事 務 官	二 級 技 官	三 級 技 官	二 級 事 務 官	二 級 技 官	三 級 事 務 官	二 級 技 官
一 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
一 一	五 〇	四 〇	四 〇	一 八	五 〇	四 〇	二 八	一 八	八 〇
一 一	一 六	三 二	大 三	一 八	一 六	大 三	一 五	大 四	四 〇
一 一	一 六	三 三	三 三	一 八	一 五	三 三	一 一	四 〇	四 〇
一 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	八 〇	一 二	一 〇
一 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	四 〇	一 〇	一 〇

陸上設備		港灣設施復旧		港灣修繕		事業名		地方		(一) 運輸省港灣局總務課	
三級事務官	二級技官	三級事務官	二級技官	三級事務官	二級技官	三級事務官	二級技官	三級事務官	二級技官	三級事務官	二級技官
0 0 0	0 0 0	1 6 9	1 8 0	5 5	8	1	1	1	1	1	1
3 5 0	2 5	1 7 1	6	1 4 3	9 4	1 2	4	1	1	1	1
大 1 1	1 0 0	0	0	2 3 2	1 2 1	7 4	2 4	案	A	案	案
4 2 1	0 0 0	0	0	2 0 9	1 0 0	7 4	1 4	案	B	案	案
0 0 0	0 0 0	1 9 9	1 9 5	6 5	9 3	1	3	1	1	1	1
0 0 0	0 0 0	1 9 3	1 9 2	6 2	9	2	2	1	1	1	1

港灣修繕工事		(二) 北海道廳關係		計		三級事務官	
一級技官	二級事務官	二級技官	三級事務官	二級技官	一級技官	二級事務官	三級技官
2 7	1 2 5	0	1	1 7 1	8 4	6	0 0
4	3 5 2	1 2 4	2	3 4 0	1 8 4	4 2	1 3
6	3 5 1	1 2 2	2	1 5 3	1 0 4	1 8 4	1 3
4	3 2 2	1 1 6	1	1 2 2	9 2	1 1	0 0
3	3 0	1 2 6	1	2 2 1	7 4	3	1 1
2	2 9	1 2 5	0	2 1 1	9 9	2 1	1 1

合計	
三級技官	二級事務官
二九六	六五八
五七五	二九七
三五一	一六五
三一四	一四五
二五一	一一四
二四〇	一一五

港湾維持修理	臨港倉庫建設	港湾維持修理	三級技官
三級事務官	二級技官	三級事務官	三級技官
0 0 0	0 4 5 0	0 0 0 0 0	
一五五	三六一	一二一	六六
一五三	一	五五	二〇
八四六	0 4 5 0	0 0 0 0	一八
0 0 0	0 4 5 0	0 0 0 0	
0 0 0	0 4 5 0	0 0 0 0	

事務査定一般方針（運輸省港湾分）

一、現在の事務費算出は工事費の比率によつて居るが、工事費の変動甚しい今日從来通りの方法では適確な数値を把握し難いので、各工事別にその工事費、工事地點、工事の特性等を検討し實際必要な定員を決定し、之を基礎として事務費を算定する。

二、公事事業実施の様式が從来の工事実施様式と異り認承期別報告、月報、監査等事業遂行上に伴い業務が大幅に増加したので、本省及び各港湾建設部本部には右に要する定員を設ける必要がある。

三、地方港湾改良及び災害復旧は從来その工事量は相当量あるに拘らず、本省では直轄直接施行か事務費を以つ

て之を監督して居る。之の不合理を是正する爲、最少限度の定員と共に伴々事務費を計上する必要がある。

事務費査定方針（北海道廳港湾分）

一定員の増加要求は公共事業の遂行上必要最少限度のものと之を認めることとする。

小所薪官費は事務費總額の五九%を占め、内容は二級官、三級官（各三口坪）、三級官々舍（四戸／各二、五年）の官舎であるから、官廳營繕として検討する爲一應削除する。

昭和二十二年度 公共事業参考書

農林省水産局関係

一所要主要資材

事項名	A	B	C
	鋼材	木材	鋼材
港 港 働 廉	二七五	六〇三	セメント
船 舶 船 機 場 設 備	七六五	二一二六	木 材
魚 確 施 設	六〇〇	四〇二八	鋼 材
魚 港 其 他 裝 備	三一〇	一五〇〇	セメント
木 告 復 旧 計	四〇九八八	五九五八	木 材
	三五五〇	三一〇	二二三六
	八四八一	二七三	二二三五
	三五九八八	五九五八	鋼 材
	三三七九	三一〇	セメント
	七九六四	二七三	木 材
	三五八三九	五九五八	

二、所要勞務人員

事項名	人員數	日薪	獎勵	近人員	人員數	日薪	獎勵	近人員
漁港修築	五〇七五人	平內二〇円	三三〇四人	五〇七九人	平內二七〇四人	三三〇五八八人	三三〇五八八人	一三五三八八人
船塗船場設備	二七五〇	二三田	六四二六五	二七五〇	二三田	大四三〇〇	二七四〇	一三五三八八人
機施設	一二〇〇〇	五〇	六〇〇〇〇	八〇〇〇	五〇	四〇〇〇〇	五〇	一三五三八八人
漁港其他費用	一四九六	一五四	三三三九〇	一四九六	一五四	三三三九〇	一四九六	一三五三八八人
計	三六・三二一	一五四	二四五九〇	一四九六	一五四	四〇〇〇〇	五〇	一三五三八八人

水產關係

省別事項	昭和二十一年度 額	昭和二十一年度 額	甲案	A案	B案	C案
農林省						
漁港修築に要する経費	一〇・二〇・九・五七四	三二・五八・八三四	三二・三八・八八〇	三二・三二・八八〇	三二・三二・八八〇	三二・三二・八八〇
船塗船場設備に要する 経費	一三・三四・三八一	二〇・一五・六八	五三・一〇・四〇	五三・一〇・四〇	五三・一〇・四〇	五三・一〇・四〇
魚礁施設に要する経費	一九八〇・〇〇〇	一三・三八・二八八	六・大五二・〇〇〇	六・大五二・〇〇〇	六・大五二・〇〇〇	六・大五二・〇〇〇
漁港其他費用	四三・一八・三・六六四	一三・三八・二八八	九・九六八・三七三	九・九六八・三七三	九・九六八・三七三	九・九六八・三七三
旧に要する経費	二九七・九二〇	西・五〇・五・八八〇	九・九六八・三七三	九・九六八・三七三	九・九六八・三七三	九・九六八・三七三
地方職員設置補助に要す る経費	六六・六五・六・二	六四・一五・三・二〇	七五・〇・九二・三七三	七〇・六九・二・二七二	六〇・五・五・二七二	六〇・五・五・二七二
計	三九・六九・七五〇	八五・二〇・〇・〇四〇	三六・一四・六四〇	五一・三七・〇〇〇	三六・一〇・〇・〇〇〇	二六・〇・〇・〇・〇〇〇

北海道廳

漁港及船塗修築事業費

港務修繕工事費	船入潤滑設工事費	維持費	調査費	船舶機械購入費	事務費	計	合計
八三四、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	六六、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	八三、〇〇〇	一九、二〇、〇〇〇
三一、三五、七五〇	二三、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	五七八、一六四〇	一〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	八三、一〇、〇〇〇
		八、六七三、四六〇	七三、七五〇	七三、七五〇	一五〇、〇〇〇	八、六七三、四六〇	一、九〇〇、〇〇〇
		五七、六六七	二五、八〇〇、〇〇〇	五二、六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五八四、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
		四〇、二七、四〇七	二九、八六、七八〇	一七、九五、六三〇	七四九、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
		七二、六三、〇九	八八、一六、七八〇	一七、九五、六三〇	七四九、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
		七二、六三、〇九	三七、八一、〇六〇	五三、一六、七六二〇	五二、六〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
		七二、六三、〇九	一七、九五、八九二	三七、八九、五六三〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
		七二、六三、〇九	一七、九五、八九二	二七、四五、九四〇	三六〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
		七二、六三、〇九	六八、〇四三、二一一				

附記

配分方法：受配人員、加配数量等具体的事項については
地方廳担当主務課に於て、常時把握し置くこと。
等なる機関に諮り、公正を期する様指導すること。

昭和二十二年度公文書費の所要額を附記
御用箇所開除

科 目	昭和三十二年度		
	甲	乙	丙
一、薪 煤	八十八、四〇、〇〇、〇〇	八〇、〇〇、〇〇、〇〇	八〇、〇〇、〇〇、〇〇
二、河川水火	一七、七五、〇〇、〇〇	一七、六〇、〇〇、〇〇	一七、六〇、〇〇、〇〇
三、火 电	三、五、三〇、〇〇、〇〇	三、五、三〇、〇〇、〇〇	三、五、三〇、〇〇、〇〇
四、下水道	一、一、九〇、〇〇、〇〇	一、一、九〇、〇〇、〇〇	一、一、九〇、〇〇、〇〇
五、水 轨 道	一、一、九〇、〇〇、〇〇	一、一、九〇、〇〇、〇〇	一、一、九〇、〇〇、〇〇
六、人 电	一、一、九〇、〇〇、〇〇	一、一、九〇、〇〇、〇〇	一、一、九〇、〇〇、〇〇
七、通 信	一、一、九〇、〇〇、〇〇	一、一、九〇、〇〇、〇〇	一、一、九〇、〇〇、〇〇
八、新 装 建 改	七、九、九〇、〇〇、〇〇	七、九、九〇、〇〇、〇〇	七、九、九〇、〇〇、〇〇
合 计	四八、三〇、〇〇、〇〇	四八、三〇、〇〇、〇〇	四八、三〇、〇〇、〇〇

費 用 及 び 備 事 事 業 費	農 田 通 用 耕 地 施 助			人 口 富 賃 表 補 助		
	C	B	A	C	B	A
一	三九	七〇	八一	三三	八一	四四五
二	七三	一九三	二九三	一	一	二
三	一	一	一	三五八	四〇二	大七一
四	二	二	二	二	二	六六二
五	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一
十	一	一	一	一	一	一
十一	一	一	一	一	一	一
十二	一	一	一	一	一	一
十三	一	一	一	一	一	一
十四	一	一	一	一	一	一
十五	一	一	一	一	一	一
十六	一	一	一	一	一	一
十七	一	一	一	一	一	一
十八	一	一	一	一	一	一
十九	一	一	一	一	一	一
二十	一	一	一	一	一	一
二十一	一	一	一	一	一	一
二十二	一	一	一	一	一	一
二十三	一	一	一	一	一	一
二十四	一	一	一	一	一	一
二十五	一	一	一	一	一	一
二十六	一	一	一	一	一	一
二十七	一	一	一	一	一	一
二十八	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一
三十	一	一	一	一	一	一
三十一	一	一	一	一	一	一
三十二	一	一	一	一	一	一
三十三	一	一	一	一	一	一
三十四	一	一	一	一	一	一
三十五	一	一	一	一	一	一
三十六	一	一	一	一	一	一
三十七	一	一	一	一	一	一
三十八	一	一	一	一	一	一
三十九	一	一	一	一	一	一
四十	一	一	一	一	一	一
四十一	一	一	一	一	一	一
四十二	一	一	一	一	一	一
四十三	一	一	一	一	一	一
四十四	一	一	一	一	一	一
四十五	一	一	一	一	一	一
四十六	一	一	一	一	一	一
四十七	一	一	一	一	一	一
四十八	一	一	一	一	一	一
四十九	一	一	一	一	一	一
五十	一	一	一	一	一	一
五十一	一	一	一	一	一	一
五十二	一	一	一	一	一	一
五十三	一	一	一	一	一	一
五十四	一	一	一	一	一	一
五十五	一	一	一	一	一	一
五十六	一	一	一	一	一	一
五十七	一	一	一	一	一	一
五十八	一	一	一	一	一	一
五十九	一	一	一	一	一	一
六十	一	一	一	一	一	一
六十一	一	一	一	一	一	一
六十二	一	一	一	一	一	一
六十三	一	一	一	一	一	一
六十四	一	一	一	一	一	一
六十五	一	一	一	一	一	一
六十六	一	一	一	一	一	一
六十七	一	一	一	一	一	一
六十八	一	一	一	一	一	一
六十九	一	一	一	一	一	一
七十	一	一	一	一	一	一
七十一	一	一	一	一	一	一
七十二	一	一	一	一	一	一
七十三	一	一	一	一	一	一
七十四	一	一	一	一	一	一
七十五	一	一	一	一	一	一
七十六	一	一	一	一	一	一
七十七	一	一	一	一	一	一
七十八	一	一	一	一	一	一
七十九	一	一	一	一	一	一
八十	一	一	一	一	一	一
八十一	一	一	一	一	一	一
八十二	一	一	一	一	一	一
八十三	一	一	一	一	一	一
八十四	一	一	一	一	一	一
八十五	一	一	一	一	一	一
八十六	一	一	一	一	一	一
八十七	一	一	一	一	一	一
八十八	一	一	一	一	一	一
八十九	一	一	一	一	一	一
九十	一	一	一	一	一	一
九十一	一	一	一	一	一	一
九十二	一	一	一	一	一	一
九十三	一	一	一	一	一	一
九十四	一	一	一	一	一	一
九十五	一	一	一	一	一	一
九十六	一	一	一	一	一	一
九十七	一	一	一	一	一	一
九十八	一	一	一	一	一	一
九十九	一	一	一	一	一	一
一百	一	一	一	一	一	一
一百零一	一	一	一	一	一	一
一百零二	一	一	一	一	一	一
一百零三	一	一	一	一	一	一
一百零四	一	一	一	一	一	一
一百零五	一	一	一	一	一	一
一百零六	一	一	一	一	一	一
一百零七	一	一	一	一	一	一
一百零八	一	一	一	一	一	一
一百零九	一	一	一	一	一	一
一百一十	一	一	一	一	一	一
一百一十一	一	一	一	一	一	一
一百一十二	一	一	一	一	一	一
一百一十三	一	一	一	一	一	一
一百一十四	一	一	一	一	一	一
一百一十五	一	一	一	一	一	一
一百一十六	一	一	一	一	一	一
一百一十七	一	一	一	一	一	一
一百一十八	一	一	一	一	一	一
一百一十九	一	一	一	一	一	一
一百二十	一	一	一	一	一	一
一百二十一	一	一	一	一	一	一
一百二十二	一	一	一	一	一	一
一百二十三	一	一	一	一	一	一
一百二十四	一	一	一	一	一	一
一百二十五	一	一	一	一	一	一
一百二十六	一	一	一	一	一	一
一百二十七	一	一	一	一	一	一
一百二十八	一	一	一	一	一	一
一百二十九	一	一	一	一	一	一
一百三十	一	一	一	一	一	一
一百三十一	一	一	一	一	一	一
一百三十二	一	一	一	一	一	一
一百三十三	一	一	一	一	一	一
一百三十四	一	一	一	一	一	一
一百三十五	一	一	一	一	一	一
一百三十六	一	一	一	一	一	一
一百三十七	一	一	一	一	一	一
一百三十八	一	一	一	一	一	一
一百三十九	一	一	一	一	一	一
一百四十	一	一	一	一	一	一
一百四十一	一	一	一	一	一	一
一百四十二	一	一	一	一	一	一
一百四十三	一	一	一	一	一	一

合計		寶興士邊込割整屋 事業賞		補助費		下水道敷設事業費	
C	A	C	B	A	B	C	A
大五八	九六五	一二五一	三四六	四八二	二九	二六	四〇
七九七三	七六二七	一〇六九四	二之八〇	三六九〇	二四〇	三一六	田八〇
一五	二四	四三	一二	三三	一六四〇〇〇	一四五二	二二〇
一二五〇八三	二七大四九	二三六九五	一四〇〇〇〇	一九一〇	一二九〇	一六三七〇	七八三三
二〇〇四一	二九六四三	二六八九五	一九一〇	一三九〇	一六三七〇	一二九六三	二七二三七

都市計画部門

查定方針

六 土地区劃整理

歐米都市の復興が可及的急速施行を要する家庭屋の新築、
速度等を勘案して、一應の完成を廿五年度に置き概ね均
等施行を目標として肯定した。但し事業施行方法は別に
之測量、廻避工事等を置き用意費も大部分(八割)
を國債支弁とする等極力未年度支出額の節減を努力す。
於つて全事業が完成する約十一年の日時を要す旨見込で
ある。

二 街路、河川等整理と併し事業

七地区劃整理の完成後は、從て極力後年度回りとして成

要最少限度大止めた。然つて一部区域に於て事業の執
行に支障立来る所加で可りか。在此存いか、已本支那
に該年度大於て完成大努力するを要す。

三、進路開拓又は鋪設機器

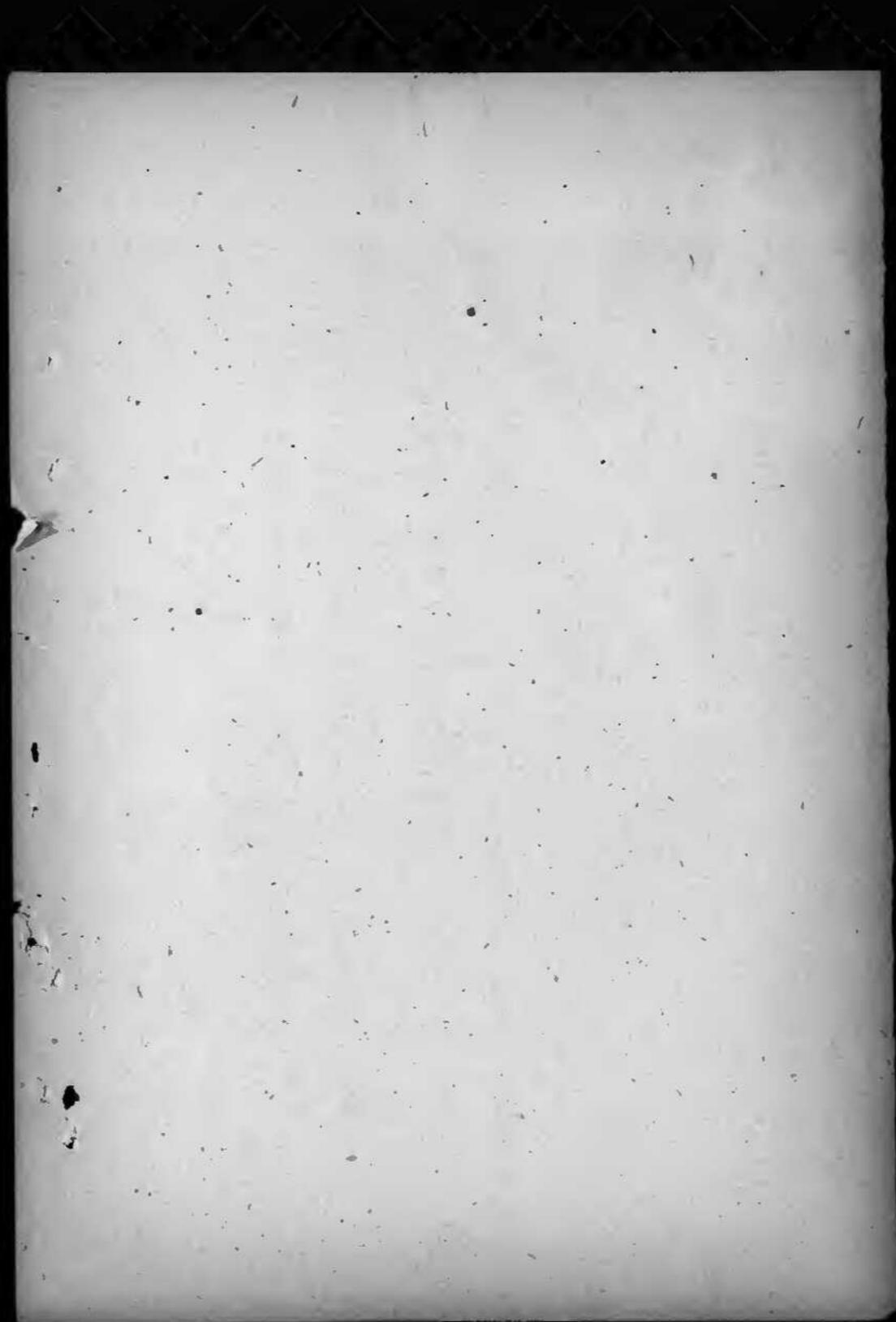
重谷衝突後戰災都市に於ける陳開跡地の利用事業である
に可及的急速完成を要す。又か本年度迄には六分之一
乃至八分の一程度大停めだ。

鋪設物因應急修理事業本年度大於ては將大緊急施工
を要すもののみである。

山東復興、大韓場はその必要性と認まるも、生産性大及
しと資材面より制約を考慮して要於日止に止めた。
五機械器具整備費大於ては、二十一年度力実績よりA

大おほくはそのまま割増、乃で二割増してそのまゝ走破り
た。此工事費を低下させ、又の使用料和使用料にして
て國家收入と直長所占有するか、やはり資材の良び難
いある。

大水道、下水道の復旧は、要處通り認めだ。これは恩達大
完成しをいと全体の効果を生む多い性質のものである。



道
路

9-3

230

合	長崎	自東洋社販烟株式会社更生件頭領
計	三八六所	三〇六
一九〇八〇〇〇〇〇	七五	七五
一九七一八〇〇〦〇	三八	三八
六三六二二〇〇〇	二五	二五
一四三〇〇〦〇	長崎	長崎
一四七一八〇〇〦〇	五	五
一四七一八〇〇〦〇	三八七所	三八七所
一九〇八〇〇〇〇〇	三八六	三八六

二、生產道路改良事業（固庫補助率 $\frac{1}{2}$ ）

三 石炭亞炭機出道路改良事業（國庫補助率 $\frac{1}{2}$ ）

合 花宮大熊長化福高發香德山玄固島鳥和齊矢天京淮蜀三袁群
兒 家

計島崎分木崎賀圓和娘川島日泰山根聚山家夢限額賀井東前園

四 生產都市再建整備事業（國庫補助率 $\frac{1}{2}$ ）

長佐福參香德山廣岡島馬和兵大京滋三發號

歌

崎賀岡媛川島口島山根取山庫阪郡賀重知岡

二七一、七〇	一三五、八六〇
二四九、〇八〇	一三五、八五〇
三六七、五九六、二	一三五、八四〇
五四八、四〇〇	一三五、八三〇
九四三、九二〇	一三五、八二〇
八三六、七四〇	一三五、八一〇
二九五、三五〇	一三五、八〇〇
一九〇、一〇〇	一三五、七九〇
二九二、一〇〇	一三五、七八〇
二九三、〇〇〇	一三五、七七〇
二四〇、〇〇〇	一三五、七六〇
三五七、八〇〇	一三五、七五〇
六六三、九〇〇	一三五、七四〇
五五八、七〇〇	一三五、七三〇
七五六、四〇〇	一三五、七二〇
一四六、一〇〇	一三五、七一〇
二五九、三三〇	一三五、七〇〇
一四八、七〇〇	一三五、六九〇
一五八、四一〇	一三五、六八〇
一四八、七〇〇	一三五、六七〇
一四八、七〇〇	一三五、六六〇
一四八、七〇〇	一三五、六五〇
一四八、七〇〇	一三五、六四〇
一四八、七〇〇	一三五、六三〇
一四八、七〇〇	一三五、六二〇
一四八、七〇〇	一三五、六一〇
一四八、七〇〇	一三五、六〇〇
一四八、七〇〇	一三五、五九〇
一四八、七〇〇	一三五、五八〇
一四八、七〇〇	一三五、五七〇
一四八、七〇〇	一三五、五六〇
一四八、七〇〇	一三五、五五〇
一四八、七〇〇	一三五、五四〇
一四八、七〇〇	一三五、五三〇
一四八、七〇〇	一三五、五二〇
一四八、七〇〇	一三五、五一〇
一四八、七〇〇	一三五、五〇〇
一四八、七〇〇	一三五、四九〇
一四八、七〇〇	一三五、四八〇
一四八、七〇〇	一三五、四七〇
一四八、七〇〇	一三五、四六〇
一四八、七〇〇	一三五、四五〇
一四八、七〇〇	一三五、四四〇
一四八、七〇〇	一三五、四五〇
一四八、七〇〇	一三五、四三〇
一四八、七〇〇	一三五、四二〇
一四八、七〇〇	一三五、四一〇
一四八、七〇〇	一三五、四〇〇
一四八、七〇〇	一三五、三九〇
一四八、七〇〇	一三五、三八〇
一四八、七〇〇	一三五、三七〇
一四八、七〇〇	一三五、三六〇
一四八、七〇〇	一三五、三五〇
一四八、七〇〇	一三五、三四〇
一四八、七〇〇	一三五、三三〇
一四八、七〇〇	一三五、三二〇
一四八、七〇〇	一三五、三一〇
一四八、七〇〇	一三五、三〇〇
一四八、七〇〇	一三五、二九〇
一四八、七〇〇	一三五、二八〇
一四八、七〇〇	一三五、二七〇
一四八、七〇〇	一三五、二六〇
一四八、七〇〇	一三五、二五〇
一四八、七〇〇	一三五、二四〇
一四八、七〇〇	一三五、二三〇
一四八、七〇〇	一三五、二二〇
一四八、七〇〇	一三五、二一〇
一四八、七〇〇	一三五、二〇〇
一四八、七〇〇	一三五、一九〇
一四八、七〇〇	一三五、一八〇
一四八、七〇〇	一三五、一七〇
一四八、七〇〇	一三五、一六〇
一四八、七〇〇	一三五、一五〇
一四八、七〇〇	一三五、一四〇
一四八、七〇〇	一三五、一三〇
一四八、七〇〇	一三五、一二〇
一四八、七〇〇	一三五、一一〇
一四八、七〇〇	一三五、一〇〇
一四八、七〇〇	一三五、九〇〇
一四八、七〇〇	一三五、八〇〇
一四八、七〇〇	一三五、七〇〇
一四八、七〇〇	一三五、六〇〇
一四八、七〇〇	一三五、五〇〇
一四八、七〇〇	一三五、四〇〇
一四八、七〇〇	一三五、三〇〇
一四八、七〇〇	一三五、二〇〇
一四八、七〇〇	一三五、一〇〇
一四八、七〇〇	一三五、〇〇〇

合 宮 大 熊

計 分 本

九五八、七四、一〇〇	二八三、一〇〇
二八八、四、六〇〇	一四一、五九〇
六五九、七、一〇〇	一四一、五八〇
一四一、五七〇	一四一、五七〇
一四一、五六〇	一四一、五五〇
一四一、五五〇	一四一、五四〇
一四一、五四〇	一四一、五三〇
一四一、五三〇	一四一、五二〇
一四一、五二〇	一四一、五一〇
一四一、五一〇	一四一、五〇〇
一四一、五〇〇	一四一、四九〇
一四一、四九〇	一四一、四八〇
一四一、四八〇	一四一、四七〇
一四一、四七〇	一四一、四六〇
一四一、四六〇	一四一、四五〇
一四一、四五〇	一四一、四四〇
一四一、四四〇	一四一、四三〇
一四一、四三〇	一四一、四二〇
一四一、四二〇	一四一、四一〇
一四一、四一〇	一四一、四〇〇
一四一、四〇〇	一四一、三九〇
一四一、三九〇	一四一、三八〇
一四一、三八〇	一四一、三七〇
一四一、三七〇	一四一、三六〇
一四一、三六〇	一四一、三五〇
一四一、三五〇	一四一、三四〇
一四一、三四〇	一四一、三三〇
一四一、三三〇	一四一、三二〇
一四一、三二〇	一四一、三一〇
一四一、三一〇	一四一、三〇〇

(備考) 追加予算(事業費 三八〇,〇〇〇 円 地方費負担額 一九〇,〇〇〇 円) は、都合により削除せら狀だ。

四 生産都市再建整備事業（西道改良分國庫補助五万）

府県名	事業費總額		地方費負担額	市町村	計
	國庫補助額	内			
京都市	一三二〇〇〇〇	内	八八〇〇〇〇		
千葉市	八五〇〇〇〇	内	五六六七八〇		
福島県	三四八五〇五〇	内	二〇二九二〇		
宮崎県	六九四七〇	内	二六五三一三〇		
		二三一五七〇			
		一四五五八五〇			
		一四五五八五〇			
		二三一五七〇			

但し、福島縣の事業費中に一部國庫補助の部分がある。

合 鹿宮大熊長佐福高麥香鹿山
兒

計 島崎分本崎賀岡知媛川島口

廣國島鳥知奈兵大京漁撈三發齡此石富長山
歌

島山根取山良康阪都賀井重知岡川山野梨

六 都市計画事業（國庫補助率一二）

府県名	事業名	事業費總額	補助額	地方負担額
北海道	幾春別炭坑地整備	二〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇
長野	田川炭坑地整備	二二五六〇〇〇	一一三〇〇〇〇	一一二八〇〇〇
福岡	飯田市都市計画	八二六〇〇〇〇	四一三〇〇〇〇	四〇四〇〇〇〇

裏面白紙

貯水池建設三年計画

内務省國土局

31

建

24
9-3.

一 厚東川計画概要

山口縣厚狭郡ニ候瀬大字木田口厚東川を横断し高さ一米、長一丈二
米の重力式コンクリート堰堤を築造し有効二二、五四〇、〇〇〇立方米
の貯水をなし本貯水池により北至ニキサツの水害を常時化し毎秒
四八ニメ立方メートルを引水し延長約一一幹の送水路により宇都市、小野
田市方面の工業用水、上水道用水の原水に充て残三、一二五立方メートルを
下流既許可水量として放流をなし併せて淡水調節をなべとし目下
大半の工事は完了しつゝあり。

二 大野川計画概要

大分縣大野郡百枝村近内口於ニ本川より取水し、之を支川三重川口

築造する貯水池より送水し貯留調整の後、圧力隧道により調圧水槽口

を経て下流部に於ける農業、工業及水道用水の原水として使用す
るものにして目下工事一頭施工中なり

三 銅山川余水計画概要

東北一郡瀬波用水を余水、残水量を以て發電は既て反弓上一見本川
口放流し下流部に於ける農業、工業及水道用水の原水として使用す
るものにして目下工事一頭施工中なり

四 魚怒川越水計画概要

福水縣三谷郡三俣村大字五十里口於ニ魚怒川又瀬男鹿川を横断

レ高さ五五米の堰堤を築造し放水直調節し湯水量を増加せしめ五十里地内に於て取水し發電に用ひる後本川12演下レ西鬼怒川川敷を始めとし約六〇〇町歩の灌漑区域に用水を供給せんとする計画なり

五、根尾川下大須野水池計画概要

計画大要ハ揖斐川支川根尾川東谷(下大須)に高大。米の重力堰堤を築造し、有効貯水量大一〇〇〇〇立米の貯水池を得、是れによリ洪水調節を行ひ併せて砂防、水力、發電、農業用水の確保に努るものである。

六、野川計画概要

山形縣西置賜郡平野村大字木地山地内に本流を横断して貯水堰堤を築造し、放流水を農業用水、水道用水等に供せんとするものあり

七、小坂御川計画概要

東全村大字桂谷地内に堰堤を築造調整池となし第ニの発電を行ふと共に放流水を農業用水、水道用水等に供せんとするものあり

八、高梁川計画概要

高梁川を主要水源とする志井大字御上原井領及く東西用水の三組合にてす。下流地城は一朝旱天に遭遇するや日ならずして水不足の状態を訴へる状態を助けて其の翻覆旱魃の被害は甚大である。故つて高梁川支流小坂御川を横断する高さ六五。宋の堰堤を築造して急激用財水池を設けて湯水量の増加を図り灌漑時必要水量最大八九立秒の放流量とし下流地城の旱害を除去して食糧増産をなし貢と共に調整水量と落差を利用して電源の開発を計るものである。

八、蓮完川計画概要

砂防堰堤を築造して之を發電の取水堰堤に利用發電じ其の放水を下流横浜市水道の取水口に直結して土砂流入を防止し砂防・發電事業と水道施設の改良をなさんとするものである。

九 夕張川計画概要

夕張川上流南大夕張ニ隈12町水泡を築設し雨水、南大夕張市街地高台口導水の上放水し、發電(火水、火水、火水)キロワットしを行ひる後下流由仁村川端附近にて貯水し新規開田(300.0町歩)の灌漑用水並に在来田へ(500.0町歩)の不足補給用水として由仁村角田村長沼村栗沢村岩内村の需要に充當する。

紀之川水系吉野川計画概要

吉野郡上市町を距る東南方約20町吉野郡川上村大字井戸仁堰堤を

築造し流水を貯留調節し灌下水量により發電し且下灌下市町の西方約四半宇智郡大阿太村に調節池を築造し流水を更に調節貯留し發電すると共に下灌の常時灌水を増加し水害を防禦且貯留せる一部の水量を隧道により大和川流域12分水し大和平野西側の旱害を根絶し併せて奈良盆地の上水及工業用水に充てんとするものなり。

二 香東川計画概要

香川縣香川郡塩江村大字安原上東字除にて現在河床より高五十五米の重力式コンクリート堰堤を築造し、洪水調節池を設け其の運用により下流の洪水量を減少せしめて洪水被害を縮減せしむると共に其の貯留した水を沿岸耕地の農業用及高松市上水道用水に補給せんとするものなり

三 由良川計画概要

本計画に於ては京都府北桑田郡大野村地内に堰堤を築造し全地元に於ける洪水流量を毎秒五三〇立米毎節すと安瀬川より高屋川、上林川等各支川との洪水合流の時間的偏差による洪水調節作用と相俟つて後部以下に於ける洪水流量を毎秒九〇立米毎節低減する。又済水時に於ける流量を確保し発電、農業用水上水道並に工業用水等の高度利用を図るものである。

四 郡川計画概要

物部川上流は高さ六〇米の堰堤を築造し洪水を貯留調節して下流部に於ける洪水の被害を軽減すると共に二の貯水を利用し発電に取る後一旦放流する。これと残流域の流量とを合せて下流に設ける高二

五メートルの堰堤により貯水を再び發電に供し左の後農業用水の補給を充てんとするものである。

五 赤川計画概要

山形県東田川郡大泉村大字荒沢地内に於て本流を壊断し野水堰堤を築造し洪水調節を為すと共に済水量の増加を計り発電を行ひ併せて農業用水、工業用水、水道用水等の増加を計るものである。

六 指保川計画概要

第一項計画として共同蓄水池（金御澤池）を設け日輪及附近工場に付する現施及於將來の工業用水を考慮し第二項計画として更に引原川に貯水堰堤を築造し之に引原川右支吉川の流量をも導入せし

め之に野留し石の水量はより扇水量を補給し併せて食糧の利用尚下
策既麥収出力を増加せしめ農業用水を補給し本川樺保川筋を流下
せしめて樺保川余額村附近に於て表流水及休流水となりて灌下せん
と可る水量を裏水埋渠及び既設共同配水池により取水し將來建設確
定さるべき工場は工業用水を給水せんとするものなり

財水池建設五年計画

内務省國土局

番号	名稱	地點	高	幅	長	面積	鋼材	事業費	人員
1	厚東川	川	30	162	3,900	1,000	31,000,000	22,100	
2	大野川	川	29	81	21,700	1,668	157,688,000	1,070,000	
3	鋼山川	川	53	140	49,000	295	216,600,000	1,495,000	
4	鬼怒川(五十里)	川	55	265	30,000	3,000	300,000,000	2,852,330	
5	根尾川	川	62	110	33,000	2,000	226,000,000	1,630,000	
6	解小坂御川	川	50	220	25,000	2,000	410,000,000	2,908,000	
7	小坂御川	川	65	230	30,000	1,300	184,300,000	1,334,000	

8	道志川	川	29	100	16,500	1,400	126,000,000	22,800	
9	夕張川	川	63	210	55,200	2,200	322,000,000	2,230,000	
10	紀川(吉野川)	川	51	148	60,000	2,000	340,000,000	2,480,000	
11	釜東川	川	52	162	28,000	500	170,000,000	18,000	
12	由良川	川	67	260	60,000	2,200	400,000,000	2,256,000	
13	物部川	川	60	168	85,000	2,300	400,000,000	1,574,000	
14	赤川	川	53	135	60,000	2,400	330,000,000	2,305,000	
15	増保川(引原川)	川	60	200	60,000	2,000	300,000,000	2,257,000	
	計				659,300	28,623	3,902,980,000	29,987,933	

貯水池建設三十一年計画(其)二 内務省国土局

番号	名 称	最大發電力 kw	發電量以外 の水	蓄 積
1	厚 東 川	1,800	水道及工業用水(宇都宮市 小野町), 蓄積用水(800町歩)	
2	大 駒 川	10,000	蓄積用水(1,900町歩) 水道及工業用水(櫛崎町外)	
3	銅 山 川	6,600	蓄積用水(1,250町歩) 治水	
4	鬼怒川(五十里)	12,900	治水、蓄積用水	
5	根 尾 川	2,600	蓄積用水(3,100町歩) 治水、下流築堤の出力増加	
6	那 川	12,000	蓄積用水(2,100町歩) 水道及工業用水(長門町) 治水	
7	小坂 須 川	4,000	蓄積用水(14,000町歩)	
8	鹽 岩 川	2,800	防護	

9	久 葦 川	6,600	蓄積用水(2,700町歩) 開拓(4,000町歩) 治水	
10	吉 東 川	11,000	蓄積用水(4,200町歩) 工業及水道用水	
11	香 蕉 川		蓄積用水(4,300町歩) 治水、水道(高松市)	
12	物 一 須 川	12,700	治水、蓄積用水、水道及工業用水(駒崎町)	
13	赤 川	4,500	蓄積用水(5,100町歩) 治水	
14	赤 城 川	13,000	蓄積用水(12,500町歩) 水道及工業用水(鶴崎町)	
15	横 保 川	3,000	既設築堤の出力増加、工業及水道用水(福井市)	
	計	122,000		

表別年度上記

番号	名稱	22年	23年	24年	25年	26年	合計
1	摩東川	2,000	1,900	t	t	t	2,900
2	大野川	2,000	2,850	9,850	t	t	21,200
3	銅山川	4,800	22,000	8,200	14,100	49,000	
4	鬼怒川(五十里)	3,600	10,500	10,500	6,000	30,000	
5	根尾川	1,000	14,800	21,200	t	t	33,000
6	野川	4,950	22,200	33,150	14,700	95,000	
7	小坂御川	2,000	18,400	9,600	t	t	30,000

鋼材年別表

番号	名稱	22年	23年	24年	25年	26年	合計
1	軍東川	350	650				1,000
2	大野川	248	210	910			4,668
3	銅山川	125	160	220	250	275	
4	鬼怒川(五井里)	300	750	1,100	1,850	3,000	
5	根尾川	30	420	1500		2,000	
6	野川	380	650	900	290	2,000	
7	小牧野川	70	900	330		1,300	
	計						12,623

8	宣化川	60	220	570			1,000
9	猿川	440	1,130	630			2,200
10	吉香川	150	250	860			2,000
11	油良川	240	260				500
12	香川	650	1,100	850			3,200
13	物野川	400	1,500	1,400			3,300
14	赤木川	50	550	900	500		2,000
15	椿保川	500	1,200	1,000			2,000
	計	358	5,446.5	11,500	8,830	2,170	29,623

工事費年度別表

番号	名稱	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
1	軍 東 川	12,040	18,960				31,000
2	大 頭 川	19,400	10,164	88,124			105,688
3	銅 山 川	40,000	48,000	38,000	20,080	216,000	
4	紀怒川(五十里)	42,500	121,000	105,500	95,000	400,000	
5	根 尾 川	6,040	6,6320	153,680		226,000	
6	野 岸 邑 川	36,980	123,680	124,860	25,1480	410,000	
7	小 坡 邑 川		11,900	116,960	50,440	184,300	

8	鹽 森 川	9840	16,960	109,400			226,600
9	久 葵 川	42,992	154,592	124,416			322,000
10	紀川川(吉野川)	28,000	161,000	150,000			349,000
11	香 東 川	42,400	67,600				110,000
12	由 賀 川	100,600	222,600	96,200			400,000
13	物 部 川	44,000	159,000	157,000	40,000	400,000	
14	薪 川	45,000	104,080	104,000	9,000	338,000	
15	増深川(引取)	72,000	109,000	109,000	49,000	300,000	
	計	143,080	440,456	1630,276	1283,696	357,280	3942,988

実人頭年度別表

番号	稱	22年		23年		24年		25年		26年	
		單位	人	單位	人	單位	人	單位	人	單位	人
1	厚東川	344	340	340	2000	1940	1940	3500	3500	3500	3500
2	大野川	340	1120	1120	3500	3500	3500	3500	3500	3500	3500
3	鋼山川										
4	鬼怒川(五十里)										
5	根尾川										
6	野川										
7	小坂部川										
8	志道										

9	メ張川	220	4400	3510						
10	吉香川	159	1020	4800	4160	1920				
11	東良引川		1200							
12	田中川	2875	6360	2190						
13	物部川	1255	4560	4480						
14	赤堀川	260	2980	4120						
15	計	2190	4850	1800						
		1227	18614	48409	36610	4080				

延人員年度別表

軍位人

番号	名稱	22年	23年	24年	25年	26年
1	厚葉川	86,000	125,000			
2	大野川	85,000	500,000	485,000		
3	銅山川		280,000	875,000	340,000	
4	鬼怒川(五十里)		302,820	862,520	1,008,000	618,000
5	根尾川		60,000	470,000	1,100,000	
6	野川		716,000	886,000	1,242,000	542,000
7	小坂部川		104,000	834,000	400,000	

8.	道志川	96,000	552,900	282,000		
9	又張川		230,000	1,100,000	700,000	
10	吉原川	40,000	250,000	1,156,000	1,046,000	
11	香取川		300,000	482,000		
12	由良川		718,000	1,590,000	548,000	
13	物部川		314,000	1,140,000	1,120,000	
14	赤備川		58,000	745,000	1,030,000	480,000
15	計	307,000	4,635,713	1,268,500	3,128,000	1,698,000

河川名	有効貯水量 第二港湾水	堤防整備出力			完成年	度	下流電力 出力増加
		23	24	25			
厚 東 川	22,541,000	1,420	1,420				
大 野 川	2,150,000	4,800	4,800				
飼 山 川	23,500,000	2,290	2,060		6,350		
鬼 横 川	25,800,000	10,700			10,700		10,700
根 尾 川	6,100,000	3,000			2,050		
野 川	15,200,000	3,240	1,540		2,000	2,780	
小坂部川	14,392,024	1,840			1,840		
通 志 川	3,000,000	3,150			3,150		
ア 張 川	79,032,000	1,7225	2,225				

河川名	堤防整備出力	堤防整備出力			完成年	度	下流電力 出力増加
		23	24	25			
吉 野 川	4,13,000	1,320	1,280				
香 木 川	14,370,000				3,670		
由 良 川	28,440,000	4,560					
物 郡 川	12,100,000	3,540			4,360		
木 川	30,872,000	5,340			5,340		4,300
掛 保 川	16,800,000	5,700			5,700		2,400
計	16,125	1,420	2,950	3,585	2,572		19,200

1255

名稱	灌漑面積	氾濫面積	増収石数	喫食換算	精 粹
厚東川	808町歩	153町歩	21,930	石	ton
大野川	1,909	-	47,725		
飼山川	1,246	-	49,150		
鬼怒川	600	-	82,400		
根尾川	3,100	6,000	137,500		
野川	2,100	3,016	5,500		
小坂部川	1,408	-	3,000		
道志川	-	-	-		
夕張川	9,403	-	22,000		

吉野川	4,176	-	104,500	
香東川	4,880	1,747	14,000	
由良川	1,772	2,227	21,600	
物部川	5,100	2,900	15,500	
赤川	2,496	1,986	33,100	
揖保川	-	-	-	
計	64,651	22,465	192,515	ton
			64,651	515

9-3

256

河川

一 直轄河川改良事業 (地元分担率 9/3)

都府県	本事業総額	當初年算			追加年算
		國費負担額	都府県分担額	事業費総額	
青森	二八〇四三四六	一八六九五六四	九三四七八二	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
岩手	四〇三二カロ〇	二六八八〇〇〇	一三四四〇〇〇	四〇三二カロ〇	一〇〇〇〇〇〇〇
宮城	九六一大六〇二	六四一一〇六八	三二〇五五三四	九六一大六〇二	一〇〇〇〇〇〇〇
秋田	三九九八五八〇	二六六五七二〇	一三三二八六〇	三九九八五八〇	一〇〇〇〇〇〇〇
山形	八八一五二六〇	五八七六八四〇	三九三八四二〇	八八一五二六〇	一〇〇〇〇〇〇〇
福島	三九八二七六〇	二六五九八四〇	一三二九九二〇	三九八二七六〇	一〇〇〇〇〇〇〇
茨城	三三三八五二六六	三六九二三四四	六四六一七二二	三三三三三四	一六六六六六七
栃木	四三〇六〇五〇	二八七〇七〇〇	一四三五三五〇	一五八一三七二	一五八一三七二
群馬	二四三五二八六	一六二三五三四	八一一七六二	二五七二〇五八	七九〇六八六
埼玉	七八二八九九八	五一九三三二	二六〇九六六六	一五二〇八	六六三・四八八
					一五二〇八
					六八・四三六
					一三六八七二
					二〇五・三〇八

千葉	六五六一、六八	四三七四一一二	一一八七〇五八	六四八四八	六四八四八	田三三三二	一一六一六
東京	七四四〇、三三〇	四九六〇、二二〇	二四八〇、一一〇	六〇、八三二	三〇、田一六		
神奈川	五八七四、〇五七	三九一六、〇三八	一八五八、〇一九				
新潟	五六九九、五三六	三七九〇、六八四	一八九〇、八四二				
富山	八五一六、七三六	五六七七、八二四	二八三八、九一二				
石川	六五三四七二七	一六八九、八一八	二八四〇、九〇九				
福井			八四四〇、九〇九				
山梨							
長野	一五四一、九七	一〇二、七九八	五二、三九九				
岐阜	七七四〇、六四二	五一六〇、田二八	五〇〇、〇〇一				
靜岡	六四六〇、二一八	四三〇、六、八一二	三三三三三、四				
愛知	五六七七、四三四	三七八四、九五六	三八八三、一四〇				
三重	六九八九、六五八	一六九、六四八	一六六、六六七				
	九九四四、八二九	一八九、六四七八	一八九、六四七八				
	田三一九一〇	九九六六、八二五	六六四五五〇				
		二八七、九四〇	三三二二七五				
		一四三、九七〇					

	縣別	當初平算	退加平算
	苗業貢總額	國賈員担額	府縣分担額
青森	二〇二六四四〇	一三五〇六六六	六七五三三四四
千葉	三八九四〇〇〇	二五九六〇〇〇	一五〇〇〇〇〇〇
三重	一八七〇六六八	一二四七一一三	一〇〇〇〇〇〇〇
計	七七九〇六六八	五一九三七七八	五〇〇〇〇〇〇〇
			三三三三三三四四

二、直轄土地造成事業（地元分擔率 $\frac{1}{3}$ ）

府縣名	事業費總額	國費負擔額	地元分擔率
三、直轄河川災害復旧事業 (地元分擔率 $\frac{1}{3}$)			
高和大愛岐新富神東山	五七八三〇〇〇円	三八五五三三三円	一九二七六六七円
歌奈	三八九九四〇	二五九九六〇	一九九八〇
知山阪知阜山鴻川京形	一二五六〇〇〇〇	八〇四〇	四〇二〇
一五五八〇〇〇〇〇〇	三五二〇〇〇	二三四六六六	一一七三三四
二八〇六八三五	一七三七〇〇	四九一三三三	四一八六六七
六六九〇〇〇〇〇	三六三〇〇〇	二四二〇〇	一九二七三四
一五五八〇〇〇〇〇〇	四四六〇〇〇	一一二三七三	六六八四一〇
二八〇六八三五	一一二三七三	一一二三七三	五一九三〇〇〇
六六九〇〇〇〇〇〇	四四六〇〇〇	一一二三七三	五一九三〇〇〇

青岩宮秋山福茨振振群崎

王馬木城島形田城平森

三直隸河川災害復旧事業 一、通加分

260

宮
計
崎
三二六八〇〇〇 一五一二〇〇〇 七五六〇〇〇
一五二〇四八三五 九三八八〇六五 五八一六七七〇

千東新神富石岐静愛三島鳥広

奈

京梨山川阜岡知重取島

七	五	五	五	口	口	口
三	七	八	八	五	口	口
一	九	五	六	口	口	口
一	四	二	口	口	口	口
一	九	七	五	口	口	口
一	一	六	二	七	口	口
四	四	九	二	口	口	口
八	八	口	口	口	口	口
口	口	口	口	口	口	口
口	口	口	口	口	口	口
口	口	口	口	口	口	口
口	口	口	口	口	口	口

五	口	三	七	口	一	二	九
二	五	二	五	六	大	三	三
七	三	〇	三	九	九	九	九
九	四	大	大	六	六	六	六
一	三	一	大	大	大	大	大
一	四	四	一	大	六	六	六
三	二	八	三	六	六	六	六
五	五	三	五	口	口	口	口
七	五	九	九	九	五	六	六
九	四	大	大	六	六	六	六

二	五	一	八	四	八	七	一
一	三	六	二	八	三	六	七
四	七	三	三	三	三	四	四
三	九	六	大	大	大	七	七
四	七	三	三	三	三	四	四
一	二	〇	八	八	三	三	三
三	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	六	四	一	三	三	四	四
二	八	三	三	三	三	四	四
一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

宮佐福高	
崎賈國知	
一	五
五	〇
〇	口
四	〇
〇	口
一	七
八	〇
〇	口
七	一
六	六
四	一
一	〇
八	〇
〇	口
四	七
五	五
三	三
三	三
七	七
九	八
八	一
一	九
六	六
六	六
五	三
三	三
三	三
三	三
四	五
四	三
三	二
二	二

高 計	知	
四二五二五口口	二八三五口口	一四一七五口口
四二五二五口口	二八三五口口	一四一七五口口
一八三五口口口		
一四一七五口口		

府縣名	事業費總額	國庫貢租額	地元分担額
大和德高	五〇〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇
計	一五〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇〇
坂山島知	三四〇〇〇〇〇〇	一六〇〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇〇
二五〇〇〇〇〇〇〇	一六一〇〇〇〇〇〇	二四一五〇〇〇〇	六七一五〇〇〇〇
一八二八五〇〇〇	一三六八五〇〇〇	一三六八五〇〇〇	一三六八五〇〇〇

五、直接施行河川改良事業へ地元負担 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{10}$

事業名	縣名	事業費額	國費負担額	縣費負担額	備考
表六甲河川改良	兵庫	三一〇〇九八九円 九〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇円	一六〇〇九八九円	
高津川外三川改良	島根	二四〇〇〇〇〇〇 八〇六七八九〇〇	二二六〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇〇	
計		三九一〇一八八〇〇 四九〇〇〇〇〇〇	三六〇〇〇〇〇〇	八〇六七八二〇〇〇〇	國布川 三隅川 益田川 高津川

(註)

國庫負担額は、「表六甲」については、「表六甲河川改良助成費」として、「高津川外三川改良」については、「昭和十八年益田縣災害復旧土木事業費補助」の中に計上せられていく。

府県名	當初算豆加平算		
	助業費總額	國庫補助額	府縣負擔額
青森	二九〇、〇〇〇円	一四五〇、〇〇〇円	二四五〇、〇〇〇
岩手	四九〇、〇〇〇	六六〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
宮城	六六〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇
秋田	三八〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
山形	二七〇、〇〇〇	一三五〇、〇〇〇	一三五〇、〇〇〇
福島	二九〇、〇〇〇	一九五〇、〇〇〇	一九五〇、〇〇〇
茨城	二六〇、〇〇〇	二四五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
栃木	三九〇、〇〇〇	一九五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
群馬	三五〇、〇〇〇	一七五〇、〇〇〇	一七五〇、〇〇〇
埼玉	一〇〇、〇〇〇	一七五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇

六 中小河川改良事業 补助率 $\frac{1}{5} \frac{1}{2}$

都府縣 事業費總額	同上國庫補助額	都府縣負擔額
二一八二〇〇〇	七二七〇〇〇	一四五四〇〇〇
一四〇一〇〇〇	四六七〇〇〇	九三四〇〇〇
三五三四〇〇〇	一一七八〇〇〇	三五六〇〇〇〇
一八〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	一二〇〇〇〇〇
一九八六〇〇〇	六六二〇〇〇	一三二〇〇〇〇
三六一八〇〇〇	一一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
二九九四〇〇〇	九九八〇〇〇	九〇〇〇〇〇〇
二三土八〇〇〇	七七六〇〇〇	七〇〇〇〇〇〇
二九一〇〇〇〇	九七〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇
一九七〇〇〇〇	一九四〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
一九七〇〇〇〇	一五五二〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇
三九四〇〇〇〇	一九四〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇

七、災害防除施設事業 八、國庫補助率

愛媛	二五〇、〇〇〇	一一五〇、〇〇〇	一ニ五〇、〇〇〇	一一五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
高知	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
福岡	二六七〇、〇〇〇	一三三五、〇〇〇	一三三五、〇〇〇	一三三五、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
佐賀	二四〇〇、〇〇〇	一一〇〇、〇〇〇	一一〇〇、〇〇〇	一一〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇
長崎	二八〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
熊本	二八〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇
大分	二八〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇
宮崎	二八〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇
鹿児島	二八〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇
計	五〇、一三一、五〇〇	七〇、〇〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇

香徳山 広岡島鳥和奈兵大京滋

歌

川島口島山根取山良庫阪都賀

二 三 一 一 一
一 九 四 七 八 五 八
〇 四 七 六 〇 〇 〇
三 丘 二 八 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

一 天 二 二 二
〇 二 五 〇 四 九 一
七 〇 〇 〇 〇 〇 〇
四 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

七 三 八 九 四 五 六
〇 一 二 四 〇 〇 〇
一 五 四 二 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

三 七 三 八 七 〇 一
五 〇 〇 〇 〇 〇 〇
八 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

一 一 二 一 一 一
四 大 八 二 〇 二
〇 三 四 二 〇 〇 〇
二 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

一 五 一 一 一 一
七 五 二 一 大 〇 一
一 〇 〇 〇 〇 〇 〇
天 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

三愛 静岐長山福石富新東神千

余

重知草野梨井川山鴻京川葉

二 二 二 二 二 二 二
一 田 一 一 一 一 一 一
四 二 二 二 二 二 二 二
四 九 二 二 二 二 二 二
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

一 一 一 一 一 一 一
四 九 一 一 一 一 一 一
八 二 二 二 二 二 二 二
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

一 一 一 一 一 一 一
九 一 一 一 一 一 一 一
八 二 二 二 二 二 二 二
六 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

七、災害防除施設事業 一 溫 加 爾

都府縣		災害に伴う追加分	物価上りに伴う追加分
事業費總額	國庫補助額	事業費總額	國庫補助額
北海道	一〇〇二〇〇〇	二〇〇四〇〇〇	八〇一六〇〇〇
青森	一一八五〇〇〇	三八五五〇〇〇	九八三〇〇〇〇
岩手	三三一〇〇〇	一一四五〇〇〇	二二九〇〇〇〇
宮城	一〇四五〇〇〇	一〇四五〇〇〇	一〇一七〇〇〇
秋田	二〇四五〇〇〇	三一三五〇〇〇	九一六〇〇〇〇
山形	一一四八〇〇〇	八七三六〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇
福島	一一〇〇〇〇〇	八八〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
茨城	一六九〇〇〇〇	一三五ニ〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇
栃木	八八〇〇〇〇〇	七〇四〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
群馬	一三四四〇〇〇	二六八八〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
	二六七八五ニ〇〇	一〇七五ニ〇〇〇	

13

- 218

三重 益賀	一マハニカロア 二一モ四四四	八五五六〇〇
京都	一〇四〇〇〇〇 一五四〇、ワ〇〇	七三〇、八〇〇 三一三ニ〇〇
大阪	九〇ニタ〇〇 一九〇五、〇〇〇	一五〇、タ〇〇 一八〇、四〇〇
兵庫	一〇ニセ〇〇〇 五五〇、〇〇〇	七一一メ〇〇〇 三八一、〇〇〇
奈良	一〇ニセ〇〇〇 五五〇、〇〇〇	一〇〇ハ、一〇〇 一一〇、〇〇〇
和歌山	九れ〇、タ〇〇 七五七、〇〇〇	七一ニメ〇〇〇 一五ニ四、〇〇〇
鳥取	九れ〇、タ〇〇 二九七、〇〇〇	七一ハ九〇〇 四四〇、〇〇〇
島根	六れ〇、タ〇〇 五ニ九、九〇〇	一五〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇
岡山	八〇〇一〇〇〇 一五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇 四〇〇、〇〇〇
広島	二〇〇、ニ〇〇〇 三一三、〇〇〇	五〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇
山口	一四二九〇〇〇 二八五、八〇〇	五〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇
徳島	八九一、〇〇〇 二六七、三〇〇	五〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇

千葉	大三六、〇〇〇	一七二、六〇〇	五〇〇、八〇〇	一〇〇、〇〇〇
埼玉	八六三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六九〇、四〇〇	一五〇、〇〇〇
東京	九四二、〇〇〇	一八八、四〇〇	七五三、六〇〇	一〇〇、〇〇〇
神奈川	新潟	一一一〇、〇〇〇	二四二、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
富山	一四五九、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	一六七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
石川	一〇〇、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
福井	一一一〇、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
山梨	一一一〇、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
長野	一三四二、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
岐阜	一三〇、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
静岡	一〇三八、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
愛知	一七六〇、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
九七七、〇〇〇	三五二、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
一九五、四〇〇	七八一、六〇〇	一一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
		一一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

八、災害土木助成事業（國庫補助率 $\frac{1}{2}$ ）

計	宮崎	大分	香川	山口
三三、七五九、七〇〇	二七七、三〇〇	一、一、一、三五、六〇〇	二五、〇六、七〇〇	五、ワ一、三四、〇〇〇
一一、六二、四〇〇	二七七、三〇〇	一〇〇、〇〇〇	二五、〇六、七〇〇	六、〇〇、〇〇〇
六八、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇
一五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
一、三五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

